

非 常 通 信 確 保

のための
ガイド・マニュアル

平成29年3月
非常通信協議会

はじめに

我が国は、その地理的・地形的・気象的条件から、地震、台風、豪雨等自然災害の多発国であり、毎年数多くの災害によって尊い人命や財産が失われております。

中央防災会議では、地震防災戦略の策定など防災対策・減災対策について積極的に検討が進められております。その中で、大規模災害発生時における正確で迅速な情報の提供は、被災地住民の被害や混乱の拡大を防ぐのに、極めて重要なものとして認識されております。

このため非常通信協議会では、平素から非常通信計画の策定、非常通信訓練の実施、非常通信体制の総点検、非常通信に関する周知・啓発等の施策を通じて、災害等発生時における非常通信の円滑な運用に積極的に取り組んでおります。

本ガイド・マニュアルは、行政機関、地方公共団体、企業等において防災関係業務に携わる方々を対象に、災害等発生時における非常通信の確保に必要な措置について解説したものです。

本ガイド・マニュアルが、非常通信体制の整備・充実及び災害等発生時における非常通信の確保の一助となれば幸いです。

第 1 部

第 1 章 非常通信の基礎知識	7
1 非常通信	
2 非常通信協議会	
第 2 章 災害情報の流れと防災無線等の概要	15
1 災害時における情報の流れ	
2 国民の保護のための措置における情報の流れ	
3 防災用無線システム等の概要	
第 3 章 防災用無線システムの運用	35
1 非常通信計画の作成	
2 地方通信ルート策定のための指針	
3 運用体制の整備	
4 非常通信訓練の実施	
5 平常時からの利用	
第 4 章 防災用無線システムの整備	46
1 システムと運用方法	
2 地域特性に合わせたシステム整備	
3 防災用無線局の開設	
4 無線設備の停電・耐震対策についての考え方	
5 無線設備の停電・耐震対策のための指針	

第 2 部

第 1 章 災害時における通信機器等の貸与	67
1 通信機器の貸与	
2 移動電源車の貸与	
第 2 章 非常通信関係規程	96
1 非常通信協議会関係規程	
2 非常通信関係法令等（抜粋）	
3 非常通信協議会の経緯	

第 1 部

第 1 章

非常通信の基礎知識

1 非常通信

(1) 非常通信とは

非常通信は、電波法（以下、同法と言う。）第 52 条第 4 号において、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「非常の場合」という。）において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信と規定されています。

非常の場合の無線通信については、同法第 74 条第 1 項の規定により、総務大臣は、非常の場合において人命の救助、災害の救援等必要な通信を無線局に行わせることができます。

なお、同法第 74 条の 2 で、総務大臣は、同法第 74 条第 1 項に規定する通信の円滑な実施を確保するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならないと規定されています。

非常通信協議会は、同法第 74 条の 2 に規定されている非常の場合における必要な通信の円滑な実施を図るため、無線系に加えて有線系も含め、あらかじめ運用上及び訓練上必要な諸計画を作成しております。

(2) 非常通信の取扱い

非常通信の取扱いについては、様々な法律に規定がありますが、主要な法律の規定は以下のとおりです。

ア 電波法関係

(ア) 無線局は、原則、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用できません。（電波法第 52 条）

ただし、非常通信は行うことができることとなっています。（電波法第 52 条第 4 号）

(イ) 総務大臣は、非常の場合においては、人命の救助や災害の救援等に必要な通信を無線局に行わせることができます。（電波法第 74 条第 1 項）

なお、総務大臣には、非常の場合の通信を円滑に実施するために必要な体制を整備する必要があります。（電波法第74条の2）

非常通信協議会は、これらの体制を整備することを目的として組織され、「非常通信規約」、「非常通信運用細則」等を定め、非常通信の取扱いについて取り決めていきます。

イ 有線電気通信法関係

総務大臣は、非常の場合、有線電気通信設備を設置した者に対して、災害の予防、救援等に必要な通信を行い、又はこれらの通信を行うため、その有線電気通信設備を他の者に使用させ、若しくはこれを他の有線電気通信設備に接続すべきことを命ずることができます。（有線電気通信法第8条）

ウ 電気通信事業法関係

電気通信事業者は、非常の場合、災害の予防、救援等に必要な通信を優先的に取り扱わなければなりません。（電気通信事業法第8条）

エ 災害対策基本法関係

都道府県知事又は市町村長は、災害に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備を優先的利用や警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用や、放送事業者に放送を行うことを求めることができます。（災害対策基本法第57条）

オ 消防組織法関係

消防庁及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができます。（消防組織法第41条）

カ 災害救助法関係

厚生労働大臣、都道府県知事又は都道府県知事から職権の一部を委任された市町村長等は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、電気通信事業者の電気通信設備を優先的利用や、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備を使用することができます。（災害救助法第11条）

キ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）

電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等

において、自ら定めた国民の保護に関する業務計画に基づき、通信を確保し、及び国民の保護のための措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければなりません。（国民保護法第135条第2項）

指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、国民の保護のため緊急かつ特別に必要な通信は、電気通信事業者の電気通信設備を優先的利用や、有線電気通信法に掲げる者が設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができます。（国民保護法第156条）

ク 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）関係

国土強靱化基本法第10条で定めることとされている「国土強靱化計画」において、非常時の情報伝達手段の確保方策として、官・民が保有する情報通信インフラの相互連携等について検討するとされています。（国土強靱化基本計画 第3章2(6)）

ケ その他

ア～ク以外にも、非常通信の取扱いとして、

(ア) 水防上緊急を要する通信のための事業用電気通信設備の優先的利用等（水防法第27条第2項）

(イ) 気象庁による津波・高潮等の警報事項の通知義務（気象業務法第15条）

(ウ) 防衛出動を命じられた自衛隊の電気通信設備の優先的利用等（自衛隊法第104条）

などがあります。

2 非常通信協議会

(1) 非常通信協議会とは

非常通信の円滑な運用を図るには、非常通信計画の策定、通信訓練の実施、その他非常通信に関する周知・啓発に平素から取り組むことが重要です。これらの活動のために、非常通信協議会は昭和 26 年（1951 年）7 月に設立されました。

非常の場合の通信確保の前史としては、大正 11 年（1922 年）6 月携帯型中波無線通信電信電話設備を、東京、札幌両通信局に各 1 台、熊本通信局に 2 台備え、逓信省設置の無線施設相互間において非常の場合の無線回線を設定し、有線電気通信不通時に使用することとし、また、大正 12 年（1923 年）9 月 1 日発生の関東大震災に際しては、有線電気通信施設が完全に破壊され、東京と他地域との通信が途絶したことを教訓に、大正 15 年（1926 年）東京無線電信局ほか 5 局に短波無線施設が設置され、順次全国主要都市にこれら無線施設が設置されました。

これは、今日のように多数の免許人、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序の維持に関係する機関又は団体によって全国的規模をもって構成される非常通信協議会と異なるものではありませんが、今日の非常通信体制のさきがけといえることができます。

このような経過で、今日の非常通信協議会の母体となる形ができたのは終戦直後のことでした。

戦時中の空爆被害による公衆通信網の損傷は、広範であることに加え、復旧資材不足により公衆通信網の復旧・整備の進捗は、思うに任せない事情にありました。さらに、昭和 21、22 年（1946、1947 年）と相次いで発生した風水害に際し、有線電気通信施設の損壊は極めて大きく、このような状況を背景に、昭和 22 年（1947 年）4 月逓信省電波局は、非常災害時において有線回線に障害が発生した場合にも、国家機能の發揮上又は民生の安定上、重要な緊急通信を確実に疎通でき得る臨時的非常無線連絡系を構成するために、現存する逓信省設置の無線施設のほかに、内務省（警察用）、運輸省（鉄道及び気象用）及び漁業用陸上無線設備を含めた総合運用を図る目的で、「非常無線連絡要綱」を策定しました。

この要綱では、非常災害時における重要公衆通信の疎通を図るために、さきに挙げた官庁及び漁業用陸上無線設備も含めた非常無線連絡系を構成するものとし、旧無線電信法第 6 条及び旧勅令第 356 号（明治 33. 8. 31）に基づき、その全部又は一部

を必要に応じて通信大臣が公衆通信のように使用に供することができることとしていました。

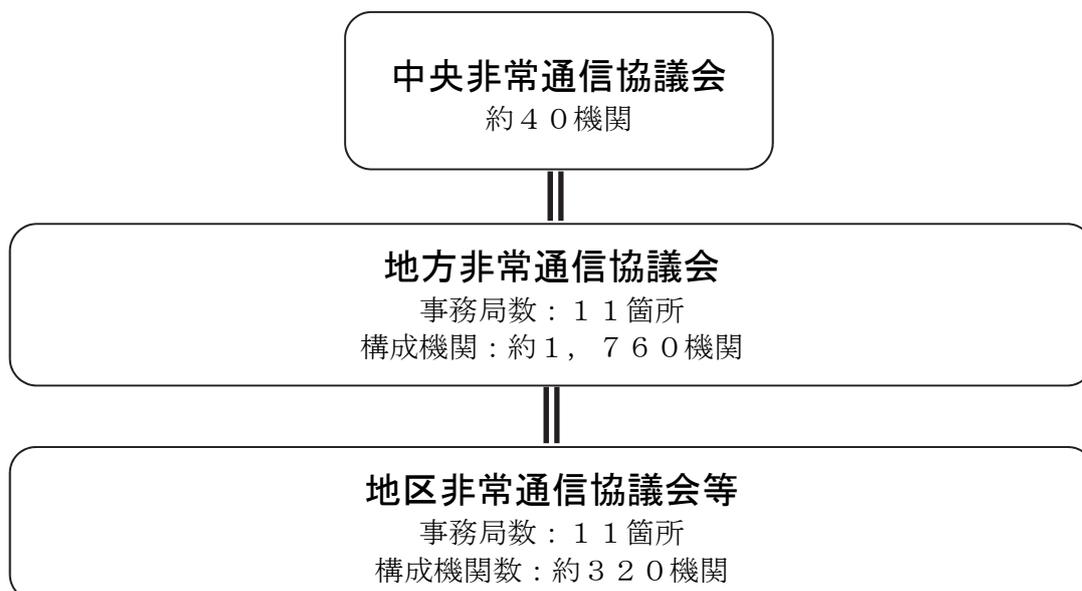
なお、この要綱は、連合国軍最高司令部(以下「GHQ」という。)においても重大な関心を示し、急速に実施し得るよう準備方指示が発され、GHQからの承認に伴い、関係主管局においては、具体的実施細目について検討が進められ、昭和22年(1947年)8月「非常無線通信取扱規約」による非常無線通信実施の運びとなりました。

こうした前史を下敷きに、昭和25年(1951年)6月の電波法の制定に当たっては、同法第74条に「非常の場合の無線通信」が規定され、電波監理委員会と関係省庁との間において数次の検討を重ねた結果、昭和26年(1951年)7月「非常無線通信規約」が成立、続いて中央無線通信協議会結成となり、これに続き、地方、地区においても順次協議会が結成されていきました。

非常通信協議会は、設立当初、電波法第74条第1項に規定する非常の場合の無線通信の円滑な運用を図ることを目的に「非常無線通信協議会」として活動してきましたが、平成7年(1995年)1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、無線通信だけでなく有線通信も含めた非常時の通信全般を取り入れ、平成7年(1995年)4月に名称を非常通信協議会に変更して活動を続けております。

(2) 非常通信協議会の構成

総務省が中心となり、消防庁、内閣府、警察庁、防衛省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、日本放送協会、都道府県、市町村その他主要な電気通信事業者及び無線局の免許人等、非常通信に関係の深い者によって構成されています。



※ 地方及び地区非常通信協議会の運営は、都道府県等の協力を得て実施されています。

(3) 主な活動内容

非常通信協議会では、非常時における通信の円滑な実施を確保するため、以下の活動を行っています。

ア 非常通信計画の策定

非常時にも円滑な通信が行えるよう非常通信計画を策定しています。

イ 非常通信訓練の実施

災害発生後の公衆回線や消防防災無線の輻輳、商用電源の停電等により、被災想定地と非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）間の情報伝達が行えない場合を想定し、非常用電源の使用や非常通信協議会構成員の保有する回線を活用し、被害情報等の重要な情報を伝達する実践的な非常通信訓練を実施しています。

具体的には、次のような訓練を実施しています。

(ア) 全国非常通信訓練

中央非常通信協議会が実施期間を定めて地方及び地区非常通信協議会と連携して全国で行う訓練を実施しています。

(イ) 総合防災訓練における非常通信訓練

防災の日（9月1日）及び防災週間に行う中央防災会議主催の総合防災訓練に参加して実施する非常通信訓練で、昭和57年(1982年)から毎年参加し実施しています。

(ウ) 各地方又は地区非常通信協議会が独自に行う通信訓練

各地方又は地区非常通信協議会ごとに適宜日時等を定めて実施しています。

ウ 非常通信の取扱要請

非常通信協議会は、非常通信規約第5条の3で、構成員等から非常通信の確保の協力を求められた場合やその他非常通信の取扱要請を行うことが必要な場合は、構成員に対して非常通信の取扱要請を行えるよう規定しています。

(ア) 要請会議

非常通信規約第5条の2で、非常通信の取扱い要請は、非常通信協議会内に設置した合議機関「要請会議」が行うよう規定しています。

ただし、同会議で協議する時間的余裕がない場合は、中央非常通信協議会会則第8条の4で、要請会議議長が自ら要請を行うことができます。

(イ) 要請の性格

非常通信協議会の行う非常通信の取扱い要請は、構成員の協力を前提として行っています。

エ 非常通信実施体制の総点検

非常時における通信・放送の確保のため、無線局等の設備、運用体制等について総点検を実施しています。

オ 表彰の実施

非常通信の一層の普及・啓発を図ることを目的として、非常通信の実施について特に功績のあった者、又は非常通信協議会の運営について特に功績のあった者に対し、表彰を実施しています。

(4) 「防災基本計画」における位置付け

非常通信協議会は、防災基本計画（平成 28 年(2016 年) 5 月 31 日中央防災会議決定修正）において次のとおり位置付けられています。

第 2 編 各災害に共通する対策編

第 1 章 災害予防

第 6 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(3) 通信手段の確保

- 国及び地方公共団体等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

10 防災関係機関の防災訓練の実施

(2) 地方における防災訓練の実施

- 地方公共団体、公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練を実施するものとする。

(第 3 編地震災害対策編、第 4 編津波災害対策編、第 5 編風水害対策編、第 6 編

火山災害対策編、第7編雪害対策編、第8編海上災害対策編、第9編航空災害対策編、第10編鉄道災害対策編、第11編道路災害対策編、第12編原子力災害対策編、第13編危険物等災害対策編、第14編大規模な火事対策編、第15編林野火災対策編において同旨)

(5) 「国民の保護に関する基本指針」における位置付け

非常通信協議会は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第32条の規定に基づく「国民の保護に関する基本指針」（平成28年(2016年)8月24日閣議決定）において、次のとおり位置付けられています。

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

2 通信の確保

(1) 平素からの備え

- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合において、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

(2) 武力攻撃事態等における通信の確保

- 総務省は、緊急時において重要通信を確保するため、通信システムの被災状況等を迅速に把握し、活用可能な通信システムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。なお、この場合において、非常通信協議会との連携に十分努めるものとする。

第2章

災害情報の流れと防災無線等の概要

災害発生に備えるために、災害時における情報伝達の流れをあらかじめ十分に把握しつつ、災害が実際に発生し公衆通信網が機能を停止しても活用できるシステムを把握することが重要です。

1 災害時における情報の流れ

災害対策基本法や防災基本計画等において、災害時における情報の流れを以下のように規定しています。

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 [防災基本計画第2編第2章第1節等]

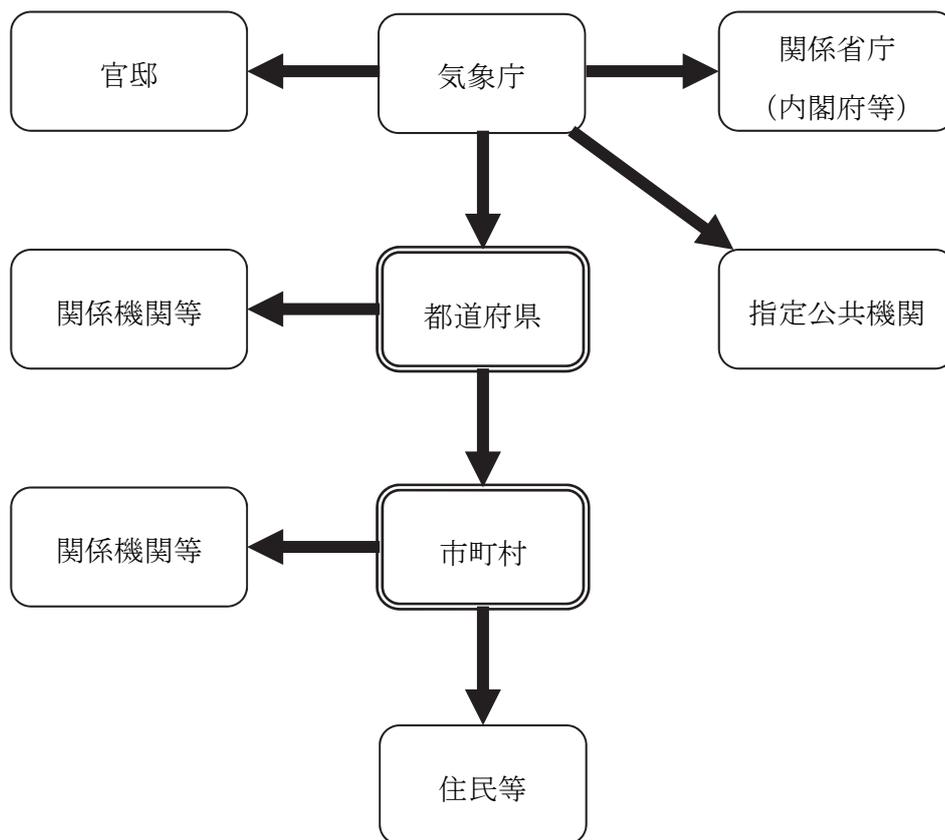
災害が発生した場合、効果的に応急対策を実施する上で、災害情報、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠です。

このため、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達し、情報の収集・連絡を迅速に行う必要があります。

ア 災害情報の収集・連絡

自然災害が発生した場合、まず気象庁が、地震情報、津波警報等の災害情報の連絡を官邸、関係省庁、関係都道府県及び関係指定公共機関に行い、さらに都道府県は市町村、関係機関等へ連絡します。

連絡を受けた市町村は、住民及び関係機関へ災害情報を周知するとともに避難場所、避難路等避難に資する情報の提供に努める必要があります。

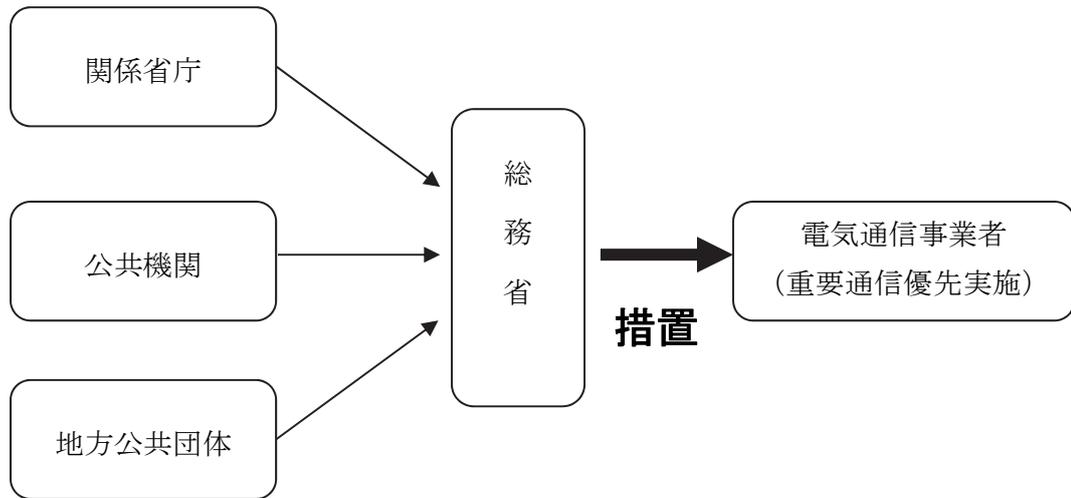


イ 発災直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡します。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡します。

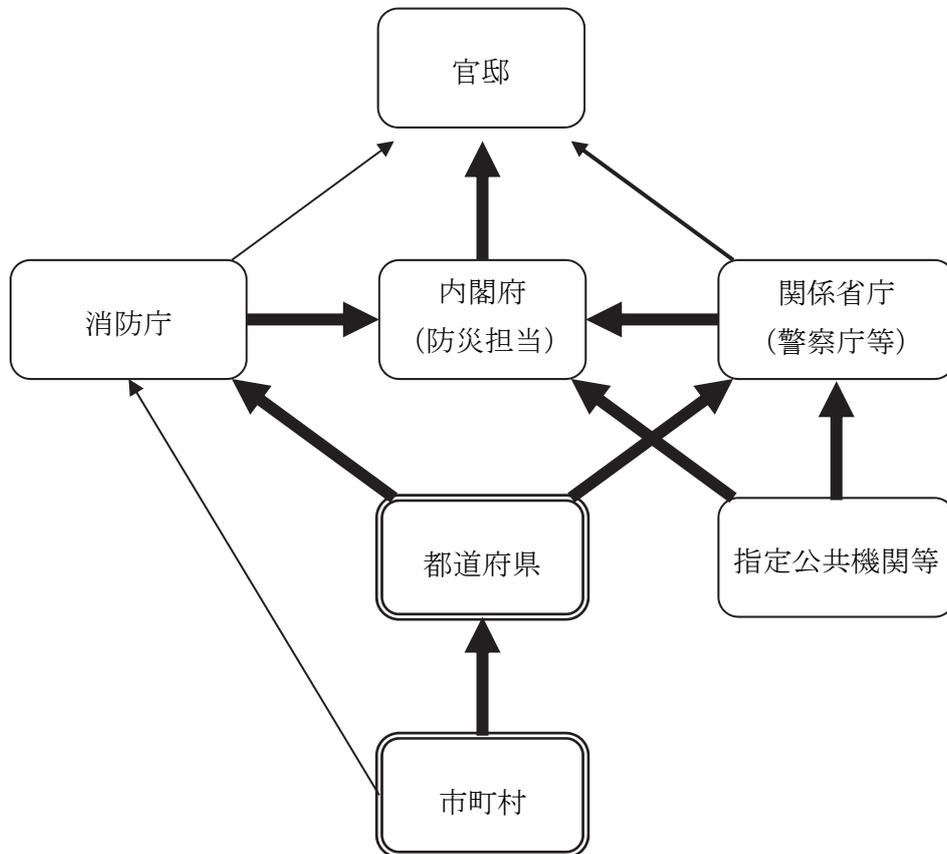
また、都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握します。さらに、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁にも連絡します。例えば、情報通信施設の障害情報について総務省に連絡します。

(7) 通信施設の障害の連絡

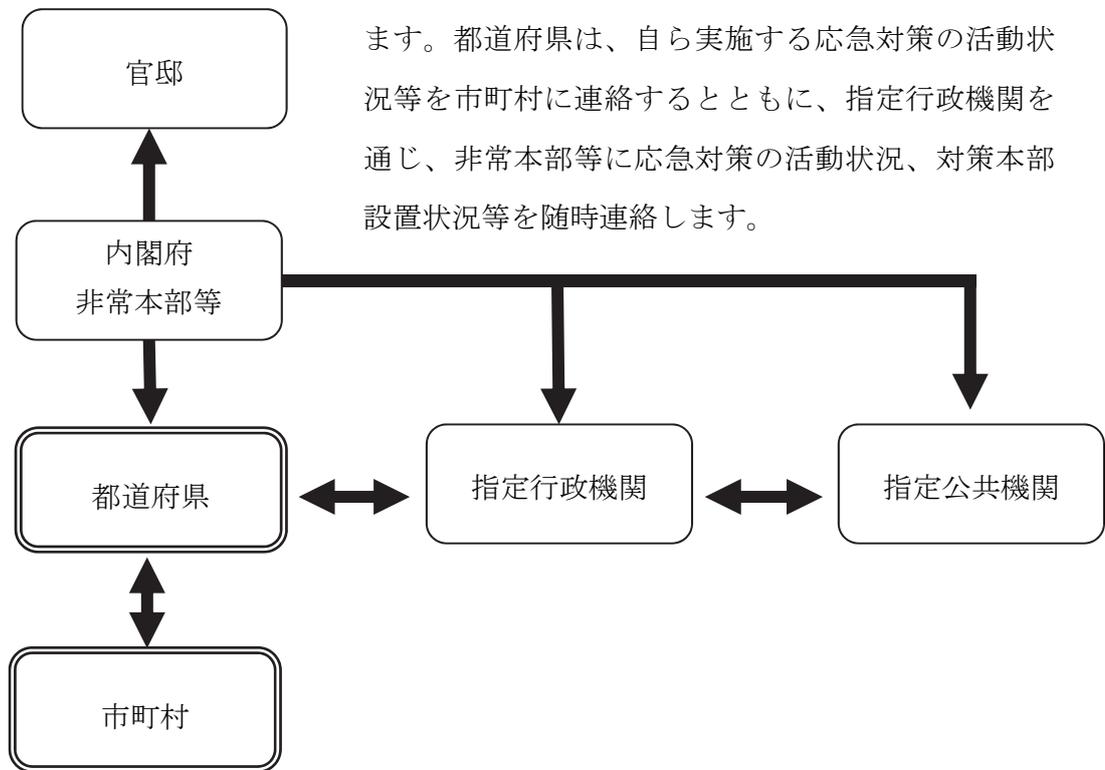


なお、大規模地震が発生した場合には、内閣府、警察庁、消防庁等の関係省庁及び指定公共機関等は、被害の第1次情報を速やかに官邸に連絡します。

(イ) その他災害情報連絡



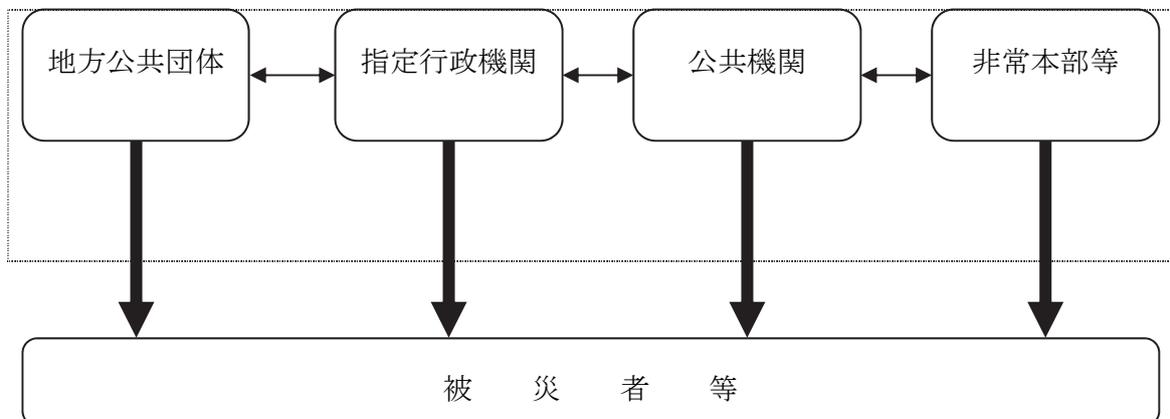
ウ 応急対策活動情報の連絡 市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡します。都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するとともに、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡します。



(2) 被災者等への的確な情報伝達活動

[防災基本計画第2編第2章第5節等]

発災後時間が経過した段階において、地方公共団体、非常本部等、指定行政機関及び公共機関は、流言、飛語等による社会的混乱を防止及び被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するための被害情報、安否情報、交通情報、救援物資の取扱い等に関する正確な情報を速やかに伝達する必要があります。

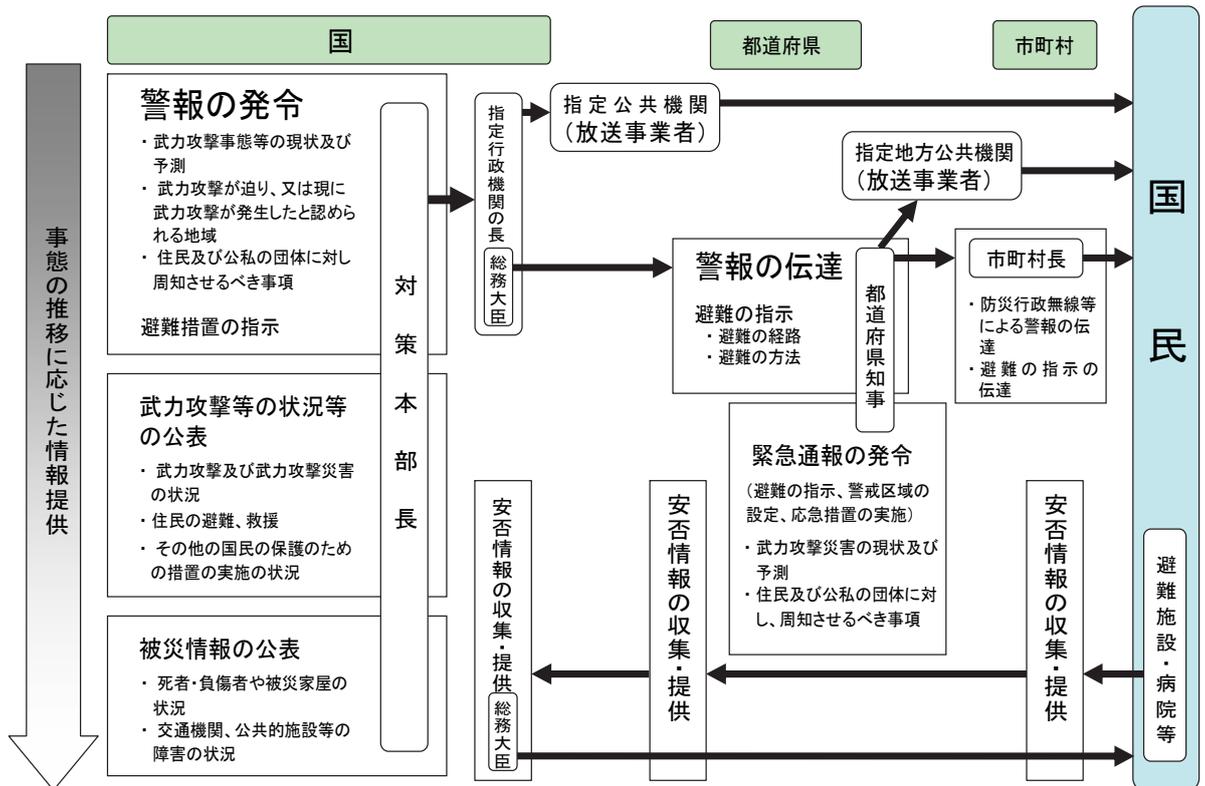


2 国民の保護のための措置における情報の流れ

国民保護法第8条の規定に基づき、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置に関する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するように努める必要があります。

警報の通知及び伝達について〔国民の保護に関する基本指針第4章第1節等〕

警報の通知・伝達を全国に迅速かつ確実に通知・伝達するため、中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線及び市町村防災行政無線を中心に、霞が関WAN、総合行政ネットワーク（LGWAN）、地域衛星通信ネットワーク等、これらの情報通信手段を効果的に活用して、国から地方公共団体及び放送事業者等の指定公共機関へ通知・伝達します。



3 防災用無線システム等の概要

非常時における重要通信の確保を目的として整備されている自営通信システムの中で、特に都道府県や市町村の災害対策に関係が深いものとして次の防災用無線システムがあります。

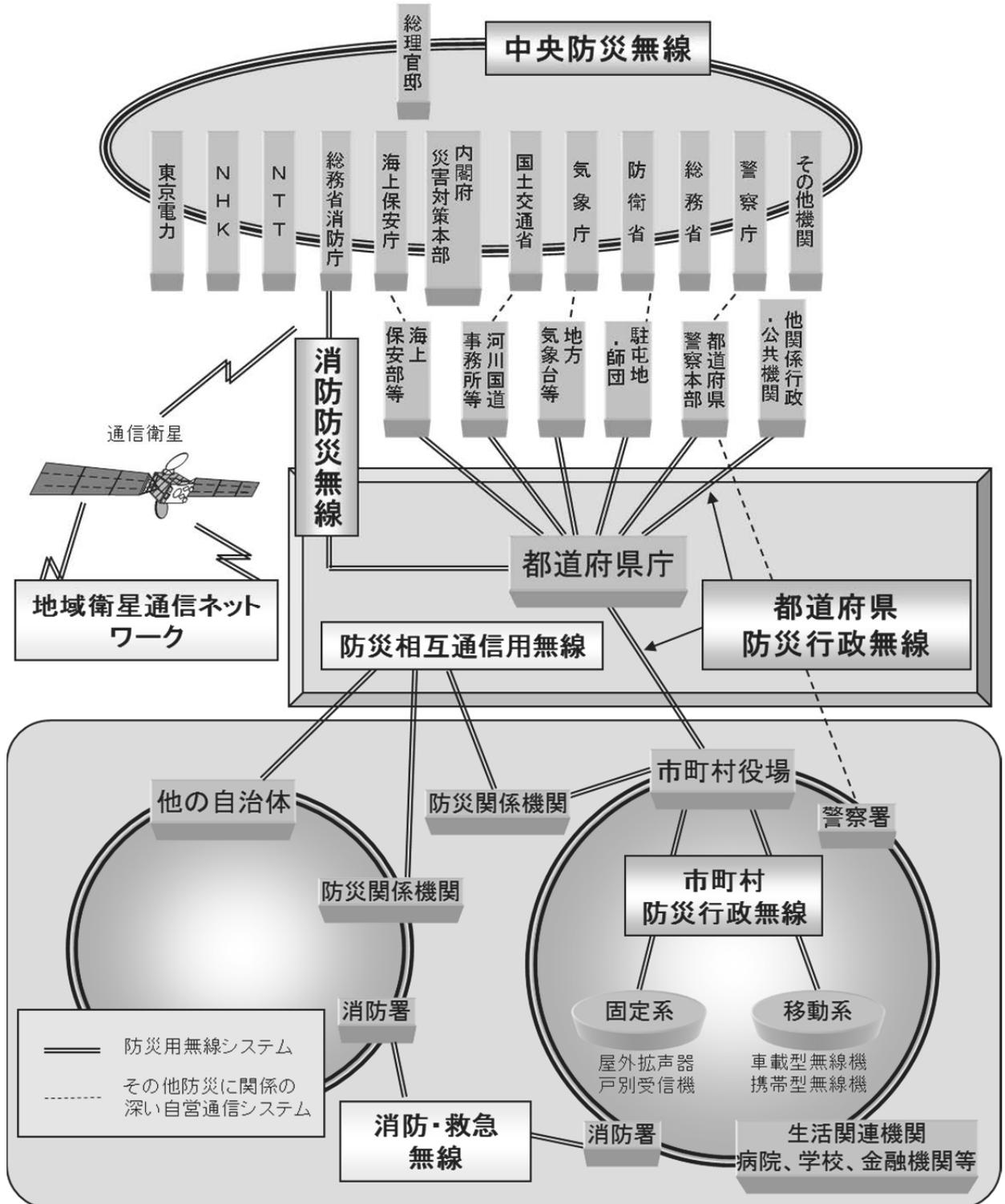
- (1) **中央防災無線**
- (2) **消防防災無線**
- (3) **都道府県防災行政無線**
- (4) **地域衛星通信ネットワーク**
- (5) **市町村防災行政無線**
- (6) **消防・救急無線**
- (7) **防災相互通信用無線**

上記の防災用無線システムのほか、地方公共団体でよく利用されている非常通信システムとして電気通信事業者が運営するシステムがあります。

(8) 電気通信事業者の運営する非常通信システム

- ア 災害時優先電話
- イ 孤立防止対策用衛星電話
- ウ ポータブル衛星装置、デジタル衛星車載車

防災用無線システムの全体構成



(1) 中央防災無線

ア 概要

国の災害対策を円滑に実施するため、内閣府を中心に指定行政機関等（中央省庁等）、指定公共機関（NTT、NHK、電力等）及び立川広域防災基地内の防災関係機関（東京都立川地域防災センター等）を結ぶ無線通信網です。

大地震等の災害時には、内閣府に設置される非常災害対策本部等を中心に、機関相互間で災害情報の収集・伝達が行われるほか、平常時には災害関係事務の調整等の情報交換及び災害時に備えた訓練に活用されています。

イ ネットワーク構成

中央防災無線は、大地震等にも対応した専用の無線通信網であり、固定通信系、移動通信系、画像伝送系及び衛星通信系によって構成されています。

(ア) 固定通信系

内閣府を中心に、立川を含めた在京の防災関係機関との間を電話・ファクシミリ及び画像で結ぶ通信系であり、中央防災無線網の中核に位置づけられています。回線は、庁舎が近接している一部の機関間を有線で接続しているほかは、40GHz 帯等の周波数帯による多重回線の構成となっています。

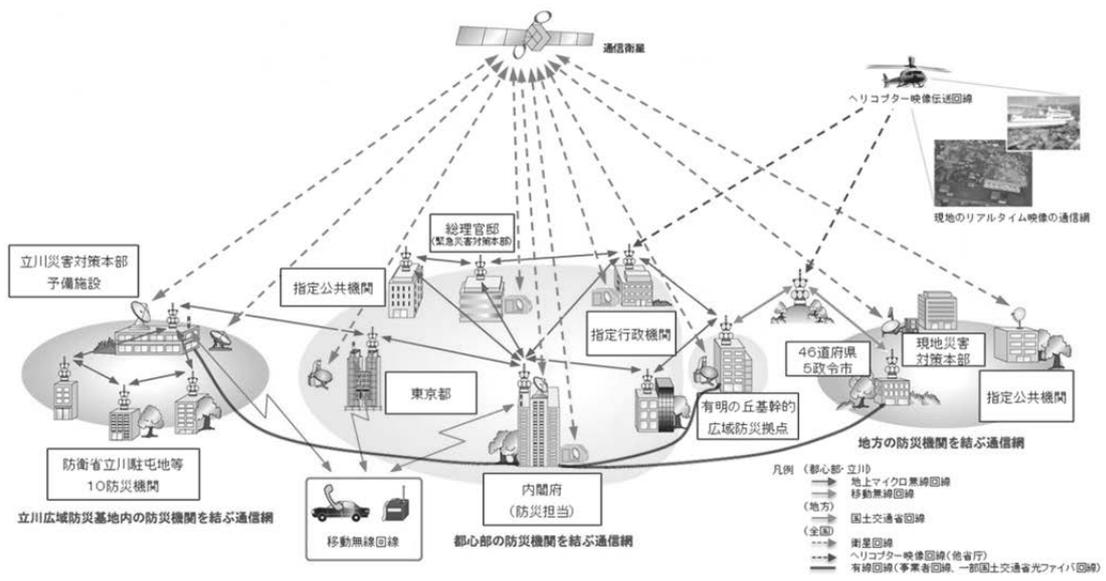
(イ) 移動通信系

首都圏における災害を想定した通信系で、災害対策車両及び防災ヘリコプター等の災害対策要員との通信のためのものであり、150MHz 帯と400MHz 帯の周波数を使用しています。

このシステムの方式は、150MHz 帯は単信方式、400MHz 帯はマルチ・チャンネル・アクセス（MCA）方式による複信方式となっています。

(ウ) 衛星通信系

地方の指定公共機関との間、固定通信系のバックアップ等の通信のため内閣府、立川災害対策本部予備施設、地方の指定公共機関等に民間衛星のKu帯を利用した衛星地球局を設置しています。



(2) 消防防災無線

ア 概要

総務省消防庁と全都道府県の間を結ぶ無線通信網です。消防庁からの各種一斉通報や被災地からの災害情報の収集に利用されます。

イ ネットワーク構成

消防防災無線は、地上系マイクロ無線通信網と、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信系で構成されています。

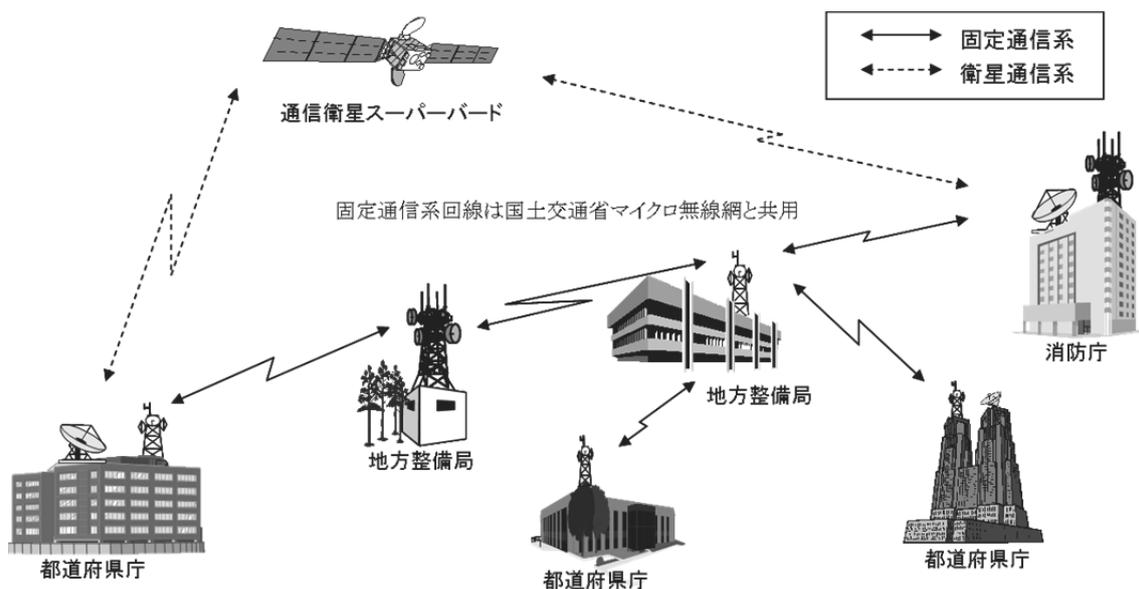
(ア) 地上通信系

地上系マイクロ無線通信網は国土交通省の水防道路用マイクロ無線を共用し、消防庁と全国47都道府県との間に、電話とファクシミリの切替え運用の回線が1回線（東京都のみ2回線）確保されています。電話及びファクシミリによる相互通信と、消防庁からの一斉通報に利用されています。

(イ) 衛星通信系

衛星通信系は、通信需要が増大する被災地との通信を確保するため、また、地上通信系のバックアップ回線として利用されます。個別通信、一斉通報及び被災地への優先的回線割当てができます（詳細は地域衛星通信ネットワークの項を参照。）。

消防防災無線概念図



(3) 都道府県防災行政無線

ア 概要

地域防災計画に基づき、都道府県、出先機関、市町村等との間で災害情報の収集・伝達を行うために整備されている無線通信網です。

災害対策本部の置かれる都道府県庁とその出先機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村との間でネットワークが構成され、地域防災上の重要なシステムになっています。

現在では、衛星通信系を含めると、すべての都道府県で整備を完了しています。東京都など一部都道府県の固定通信系（端末系）では、TDM方式を採用して周波数利用の効率化を図っています。また、地域衛星通信ネットワークを都道府県防災行政無線に活用している例もあります。

イ ネットワーク構成

都道府県防災行政無線は、固定通信系、移動通信系、テレメーター系、衛星通信系により構成されています。また、平成16年(2004年)から、同報系と移動系の機能を併せ持つ260MHz帯デジタル総合通信システムが導入され、同時双方向の音声に加え、データ及び静止画像等のマルチメディアに対応するなど、災害時の情報伝達についてよりの確な対応が可能となるほか、市町村との相互応援のための通信システムの構築が今後一層容易となります。260MHz帯デジタル総合通信システムについては、平成18年(2006年)から三重県にて運用が開始されました。

(ア) 固定通信系

都道府県庁（災害対策本部）と支部（災害対策地方本部）、市町村役場、気象台等の防災関係機関を地上固定通信網で結ぶシステムです。主に都道府県庁と支部、また支部と土木事務所等の間を多重通信回線により結んでおり、支部と市町村等の端末機関との間（端末系）はVHF/UHF帯を使った通信路によって結んでいます。災害時には通信統制や一斉情報伝達機能も利用できます。

また、災害多発地域では伝送路の信頼性の向上のため幹線系をループ状としている都道府県もあります。平常時には通常の電話と同じように利用可能です。

(イ) 移動通信系

都道府県庁又は都道府県の出先機関と移動局間及び移動局相互間を結ぶ全県移動系、都道府県の出先機関と移動局間及び移動局相互間を結ぶ地区移動

系に分かれています。

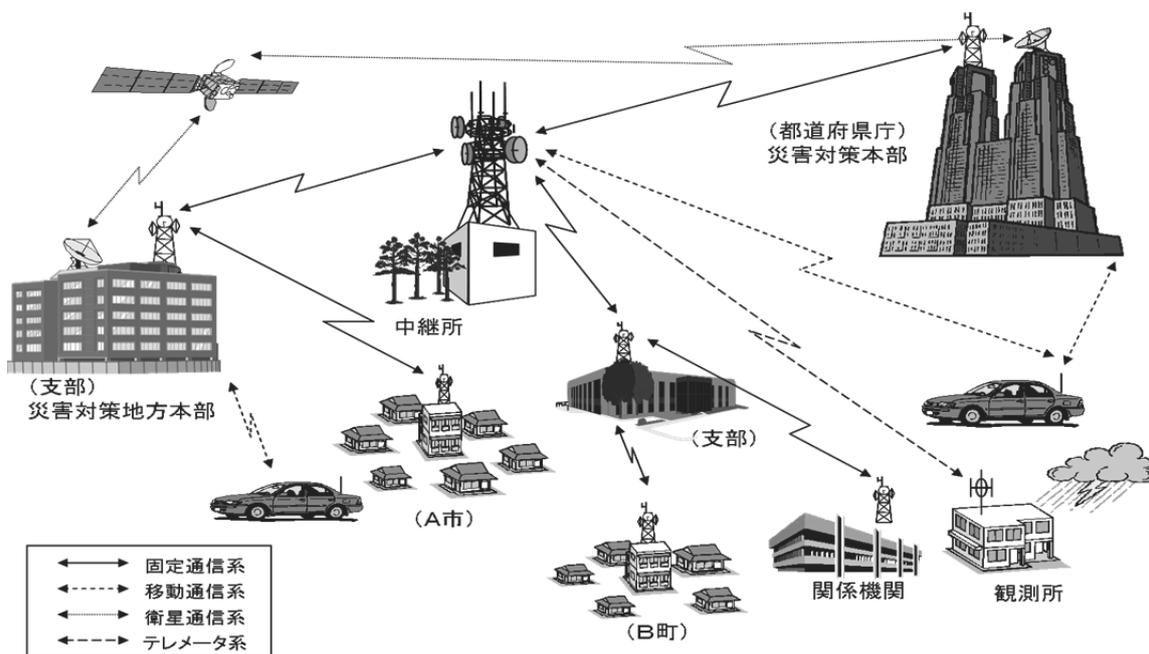
(ウ) テレメーター系

河川の水位、流量、降水量等の観測データを伝達するため、これを監視する観測所と管理事務所等の間を無線通信回線で結ぶシステムです。70MHz帯又は400MHz帯を使った無線回線で構成されています。

(エ) 衛星通信系

地域衛星通信ネットワークを利用し、都道府県庁と市町村役場、防災関係機関等との通信のほか、衛星通信系を整備する他の都道府県等との通信可能なシステムです（詳細は地域衛星通信ネットワークの項を参照。）。

都道府県防災行政無線概念図



(4) 地域衛星通信ネットワーク

ア 概要

防災情報の伝達及び地域の情報化等を目的として、各地方公共団体及び防災関係機関間を通信衛星で結ぶ一般財団法人自治体衛星通信機構が管理・運営している通信ネットワークです。

災害時には、防災行政無線の拡充・強化・補完（緊急時の回線数不足への対応、非常時のバックアップ、都道府県間の通信）が主な用途になります。

現在の地上系の都道府県防災行政無線は都道府県単位の通信網であり、都道府県の区域を越える通信はできませんが、地域衛星通信ネットワークを導入することで都道府県を越える全国的なネットワークを構築することが可能になります。

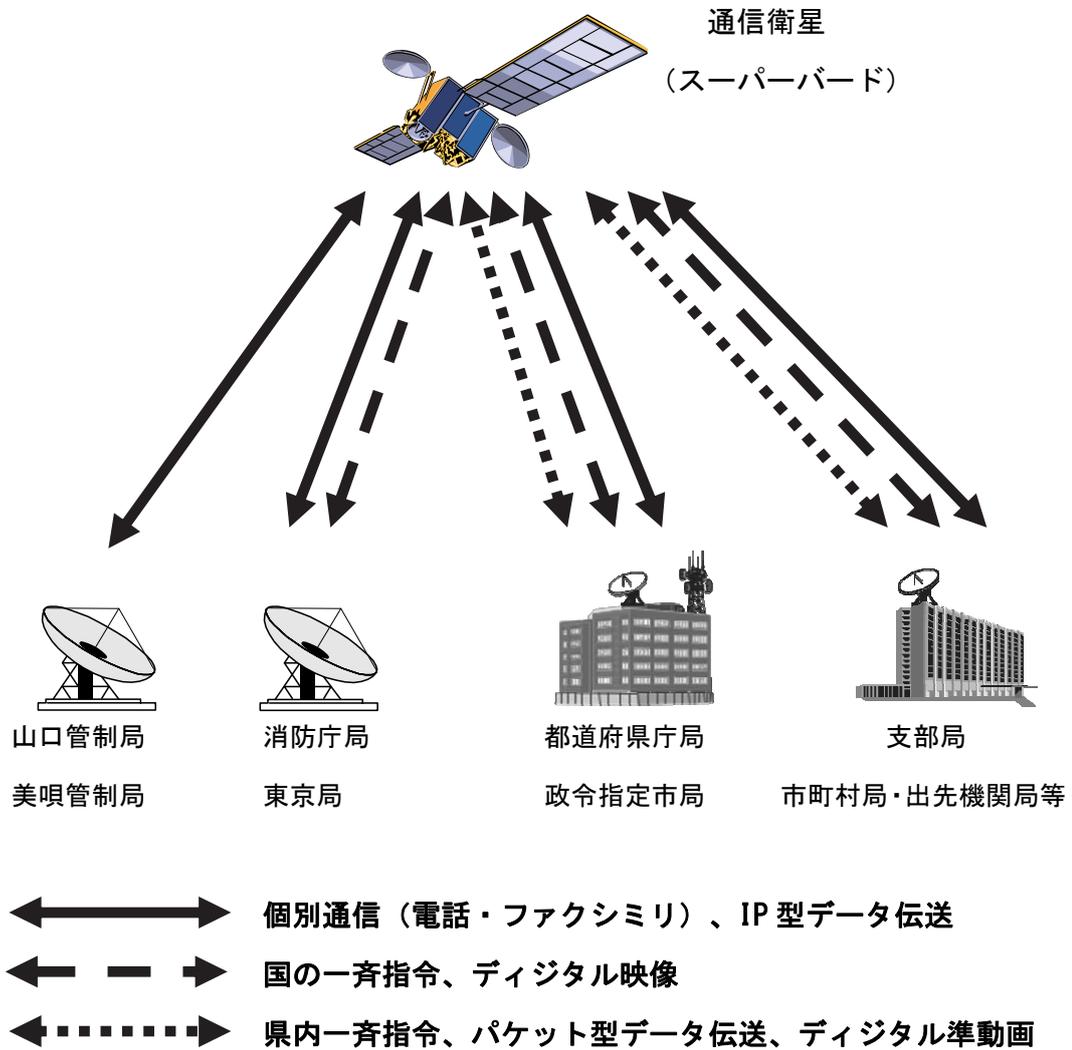
通信衛星を利用することで、耐災性、広域性、同報性、広帯域性、回線設定の柔軟性・迅速性に優れたシステムが構築できます。

イ ネットワーク構成

地域衛星通信ネットワークは、通信衛星スーパーバードB 2号機を使用して、国、都道府県、政令指定都市、市町村、防災関係機関等の地球局を結んでいます。地球局には車載型や可搬型地球局もあり、柔軟かつ迅速な回線設定が可能です。

また、個別通信（電話・ファクシミリ）、一斉通報だけではなく、平成15年(2003年)4月から、第二世代システムによる運用を開始し、I P型データ伝送、デジタル映像伝送等のより高度なサービスを提供しています。

地域衛星通信ネットワーク概念図



(5) 市町村防災行政無線

ア 概要

災害が発生した場合、市町村が災害情報の収集を行うほか、地域住民に対して直接情報伝達を行うことを目的として設置される無線通信網です。政令指定都市については、市役所と区役所との間の通信も可能となっています。

イ ネットワーク構成

市町村庁舎（災害対策本部）に設置された統制局（親局）を中心に、市町村内の子局を結ぶ固定通信系、車載型・可搬型・携帯型無線機との移動通信が可能な移動系、気象観測データを送信するテレメーター系により構成されています。

(ア) 固定通信系（同報系）

60MHz 帯を使用して、市町村庁舎（災害対策本部）と、屋外拡声器（可聴範囲300m 程度）や家庭内の戸別受信機を結び、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用されます。これにより、災害の予報及び警報を一斉通報可能です。

総務省では、平成13年(2001年)4月に同報系システムの高度化を図るため、これまでのアナログ方式に加えデジタル方式の市町村デジタル同報通信システムの導入を行いました。これにより、従来よりも効率的に文字情報やファクシミリなどのデータ伝送が可能になりました。

しかしながら、デジタル方式については、より導入しやすい低廉な同報系防災行政無線の整備に係る要望があったため、音声同報、Jアラート連携等の基本機能を中心とする簡素で低廉なデジタル方式を検討し、平成27年（2015年）2月に、従来のデジタル方式に比べ到達範囲が広く、普及実績も大きい方式（「4値FSK方式」及び「QPSK方式」）を導入しました。

(イ) 移動通信系

移動通信系の無線局は、主に150MHz 帯及び400MHz 帯の車載型・可搬型・携帯型無線機を使用して、災害現場等から市町村役場に現地災害情報の伝達や連絡等を行うものです。

また、広報車による住民への広報活動を行う場合、市町村役場から広報車への連絡にも利用されます。

平成13年度に260MHz 帯を使用したデジタル移動通信システムの導入を行い、

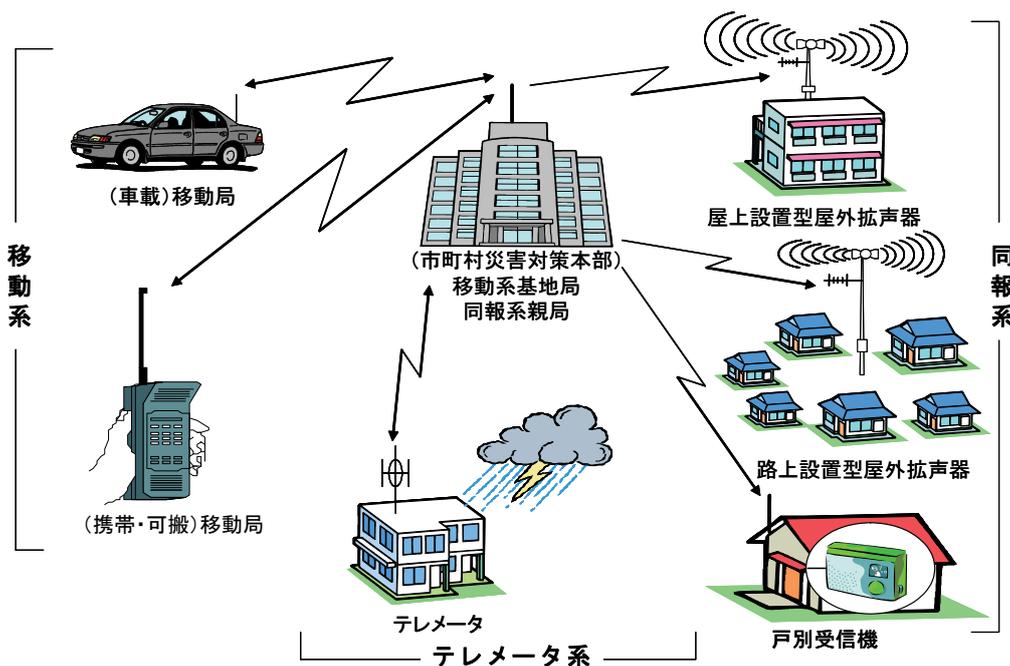
これにより、多様な情報ニーズに対応できて、TDMA 方式を用いることで、周波数利用効率の高い、高度な移動通信システムが実現されました。同システムは、基地局（市町村役場）から、陸上移動局への個別/グループ/一斉通信等ができる上、基地局の電波の届かない範囲では、陸上移動局同士で通信可能です。また、他市町村からの相互応援が容易になるほか、音声、ファクシミリ伝送、静止画伝送等ができます。

また、固定通信系と同様に、より導入しやすいシステム（デジタル）の整備に係る要望があったため、平成26年11月、簡易無線や一般業務無線等で実績のある簡易なデジタル無線システム（「4値FSK方式」）を導入しました。

(ウ) テレメーター系

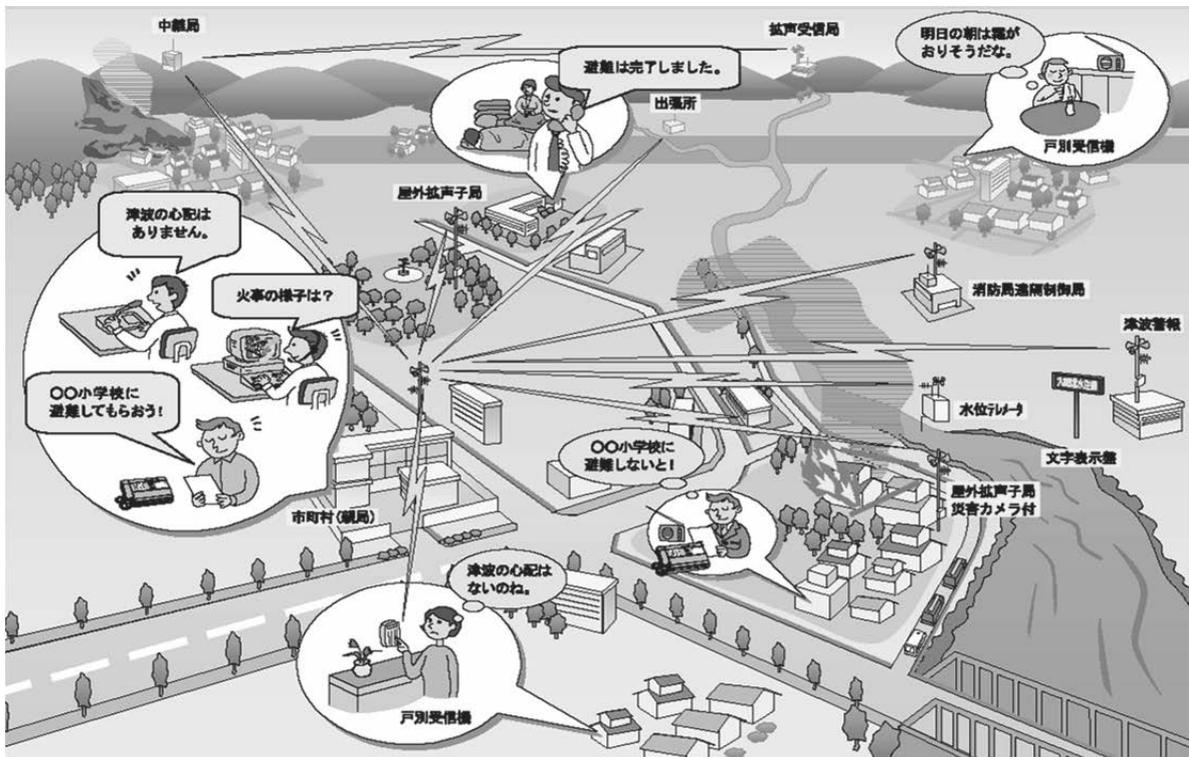
河川の水位、流量、降水量等の観測データを伝送するため、各観測所と管理事務所等間を遠隔監視測定回線として接続しています。

市町村防災行政無線概念図

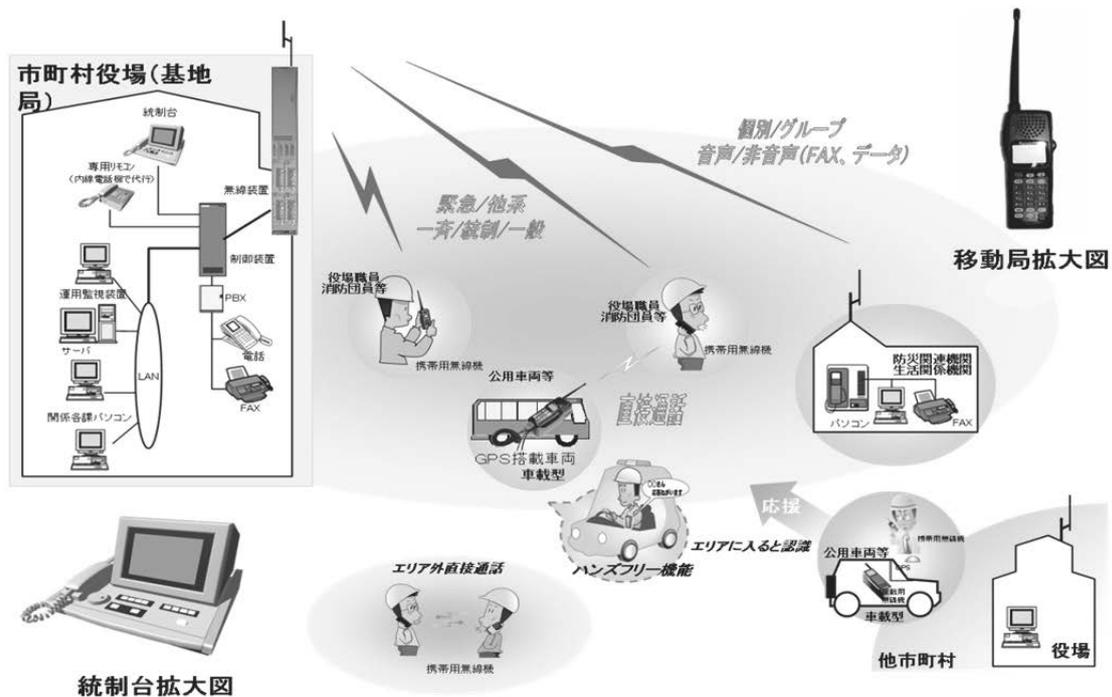


※ 同報系親局（市町村災害対策本部）から屋上設置型屋外拡声器及び路上設置型屋外拡声器への矢印が一方向となるのは、これまでの（アナログ）システムの場合。市町村デジタル同報通信システムに関しては次ページを参照。

デジタル同報通信システム概念図



デジタル移動通信システム概念図



(6) 消防・救急無線

ア 概要

消防本部や消防署などに設置された基地局と消防車・救急車に搭載された移動局との間で、消防・救急活動に関する情報伝達、指揮・連絡等を行うために活用されている無線通信網です。

イ ネットワーク構成

主に260MHz 帯及び400MHz 帯の周波数を利用して通信回線が構成されています。260MHz 帯は、消防本部等に設置された基地局と消防車及び救急車等の車両等との相互連絡に活用されています。市町村等がそれぞれの消防・救急業務の管轄区域において、消防・救急活動を行う場合に使用する活動波のほか、市町村等がその属する管轄区域を越えて、他の市町村の活動を支援する場合又は現に指定を受けている周波数が輻輳等により使用できない場合に全国で使用可能な統制波や都道府県下で使用可能な主運用波があります。

また、400MHz 帯は、災害現場で活動中の隊員同士の相互連絡に活用されています。

なお、一部消防機関では、映像による情報収集を行うヘリコプターテレビ伝送システムやヘリサットを導入しています。

(7) 防災相互通信用無線

ア 概要

地震災害、コンビナート災害等の大規模災害に備え、災害現場において消防、警察、海上保安庁等の各防災関係機関の間で、被害情報等を迅速に交換し、防災活動を円滑に進めることを目的としたもので、国、地方公共団体、電力会社、鉄道会社等の防災関係機関で導入されています。

防災相互通信用無線を利用するためには、専用の無線設備を整備するか、自営の無線設備の中に防災相互波で通信できるように組み込む必要があります。

イ ネットワーク構成

150MHz 帯又は400MHz 帯の周波数を利用した単信方式の無線通信で、通信距離は数 km から数十 km と近距離通信に限られます。周波数が2波あることから、両方の周波数に対応した無線設備の整備が有効です。また、災害時に適切な運用ができるように、防災関係機関相互間で運用協定を締結しておく必要もあります。

(8) 電気通信事業者の運営する非常通信システム

ア 災害時優先電話

国、地方公共団体等の防災関係機関からの申請により、災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため電気通信事業法第8条に基づき、NTT東日本・NTT西日本からあらかじめ指定されている電話です。

災害等の発生により電話が輻輳した場合、NTT東日本・NTT西日本は災害の復旧や救援等に必要な重要通信の確保を図るため、一般通話の規制を行うことがあります。このような規制時においても、災害時優先電話は規制されずに優先的に利用することができます。

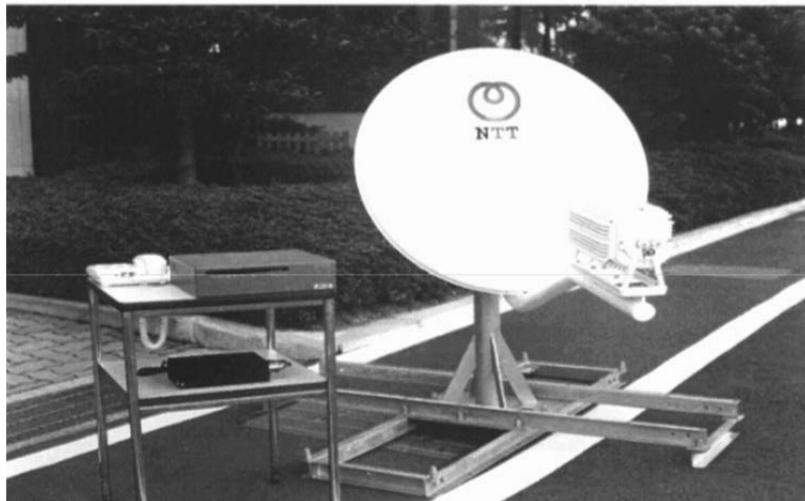
また、公衆電話も災害時優先電話に準じた取扱いになっており、輻輳時でも他の一般電話よりつながりやすくなっています。

イ 孤立防止対策用衛星電話

地域的な通信の孤立防止対策として、NTT東日本・NTT西日本が市町村役場等に設置している衛星電話設備です。

災害発生に伴う電気通信設備（交換機、伝送路等）の被災などによる通信途絶が発生した場合、通信の孤立を防止し、市町村等からの重要通信を確保します。

また、特設公衆電話として使用することもあります。



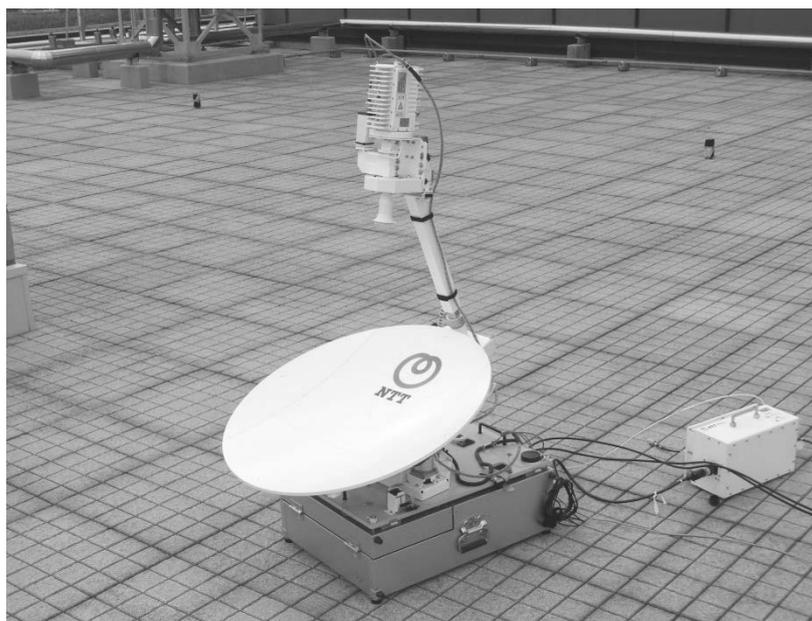
【孤立防止対策用衛星電話】

エ ポータブル衛星装置

災害等の発生により、電気通信設備（交換機、伝送路等）が被災した場合、通信の孤立防止を図るため設置する通信衛星を利用したNTT東日本・NTT西日本の災害対策機器です。

ポータブル衛星装置は、人が持ち運べるタイプで機動性があり、山中や交通遮断などの災害時における臨時電話回線の設定、避難所などへの特設公衆電話の設置に利用します。

このほか、通信衛星を利用した電話では、KDDI、KDDI-NSL及びNTTドコモから提供されている、端末自体の持ち運びが可能な衛星携帯電話が、一般の携帯電話では電波の届かない山間部や海上などで、災害発生時の通信手段の一つとして利用することが可能です。



【ポータブル衛星装置】

第 3 章

防災用無線システムの運用

災害大国である我が国において、高齢化、都市化、過疎化、情報化など社会変化に伴い、災害の態様が変化しております。

その中で、災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、様々な手段を用いて迅速かつ的確な防災情報の提供を行うための防災用無線システム整備を行う必要があります。

防災用無線システムの導入、高度化及び新しいシステムの導入を行うに当たっては、その運用方法を定め、それに従って運用する必要があります。具体的には、非常通信計画の作成、運用体制の整備、非常通信訓練の実施等があげられます。

1 非常通信計画の作成

(1) 非常通信計画とは

非常通信計画とは、電波法第 74 条第 1 項に規定する通信及びその他非常時における通信の円滑な運用を図ることを目的として作成される計画のことです。

都道府県及び市町村は、災害対策基本法第 40 条及び第 42 条に基づき、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達に関する計画を地域防災計画の中で定める必要があります。

(2) 非常通信計画の作成

はじめに、公衆回線網の途絶又は輻輳が発生し、通信が困難な場合を想定して、自機関の非常通信システムを利用した非常通信計画を作成します。

次に、自機関の非常通信システムが途絶の場合を想定して、他機関の非常通信システムを利用した非常通信計画を作成します。

ア 自機関の防災用無線システムを利用する非常通信計画

都道府県防災行政無線、市町村防災行政無線、防災相互通信用無線など、自機関が保有している非常通信システムの種類、その設置場所及び情報伝達経路について、商用電源停電を考慮しつつ計画を策定します。

(例) 情報伝達経路



県防 : 都道府県防災行政無線網
消防 : 消防防災無線網
中防 : 中央防災無線網
相互 : 防災相互通信用回線
(非電) : 非常用電源での稼働が可能な機関

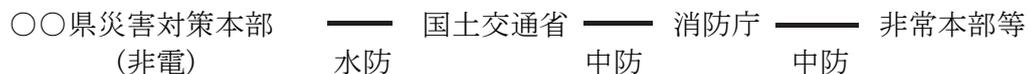
イ 他機関の非常通信システムを利用する非常通信計画

非常時に利用可能な非常通信協議会構成員等他機関の保有する自営通信システムの種類、設置機関、場所及び情報伝達経路について計画を策定します。

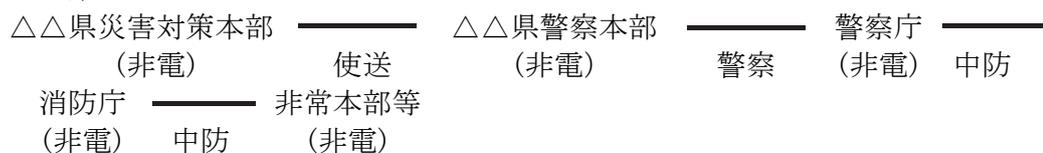
なお、非常時に利用可能な非常通信協議会の通信施設は、地方非常通信協議会又は地区非常通信協議会の事務局へお問い合わせ下さい。

(例) 都道府県における他機関の非常通信システムを利用した非常通信計画

<○○県>



<△△県>



水防 : 水防道路用通信回線
警察 : 警察用通信回線

※ 都道府県と市町村を結ぶ通信ルートである「地方通信ルート」の策定に当たっては、「地方通信ルート策定のための指針」を参考に、各地方非常通信協議会と御相談の上、策定願います。

2 地方通信ルート策定のための指針

(1) はじめに

我が国は地震・台風・火山噴火等災害に見舞われやすい自然環境下にあります。これら災害の被害を最小限に食い止めるには、災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達が大変重要になります。

これまで非常通信協議会を中心に、通信計画の作成や通信訓練等を通じて通信ルートの策定に取り組んでおり、平成 29 年（2017 年）2 月現在、国と都道府県を結ぶ通信ルート（以下「中央通信ルート」という。）及び都道府県と市町村を結ぶ通信ルート（以下「地方通信ルート」という。）が全ての都道府県等で策定されております。

(2) 地方通信ルート策定の目的・根拠について

ア 策定の目的

中央通信ルートとともに地方通信ルートを策定し、被災市町村から都道府県、国までの通信経路を確立した上で、非常通信協議会の作成する非常通信計画等に掲載し、非常時において国及び地方公共団体が迅速かつ的確に災害情報等の収集・伝達を行うことを目的とします。

なお、地方通信ルートには、公衆回線の途絶又は輻輳の発生により公衆網による通信が困難な場合を想定した通信ルート（以下「通常通信ルート」という。）と、通常通信ルートが使用できない場合を想定し、他団体・他機関（隣接する市町村など）の自営通信システムを利用する通信ルート（以下「非常通信ルート」という。）がありますが、本指針においては「非常通信ルート」の策定を主な目的とします。

イ 策定の根拠

都道府県及び市町村は、災害対策基本法第 40 条及び第 42 条に基づき、地域防災計画の中で「情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達」に関する計画を定めなければなりません。

また、防災基本計画（平成 28 年 5 月中央防災会議決定）の中には災害時の情報収集・連絡体制の整備として、「国、公共機関、地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は、災害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、市町村、都道府県、国その他防災機関及び事故災害においては関係事業者等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものとする。」とあり、国及

び地方公共団体等が災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る場合、電波法第74条の2の規定により非常通信の確保を目的に活動する「非常通信協議会との連携にも十分配慮すること」とあります。

なお、本指針において策定を求めている「非常通信ルート」とは、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信を円滑に実施するためのものです。

さらに、近年の国際情勢の緊張の度合の高まりや弾道ミサイルの発射、大規模なテロリズムの発生等、取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対応も想定した計画作成等の必要性も求められています。このことから、策定に当たっては自主防災組織や災害発生地域以外の要避難地域、避難地域における拠点など地域・住民等に対する警報の伝達等が的確かつ迅速に行われるよう、非常通信の円滑な実施の確保についても十分な配慮が必要であり、各機関は相互に協力して通信ルートの策定に努めなければなりません。

(3) 地方通信ルートの策定方法について

地方通信ルートは都道府県、市町村及び地方非常通信協議会が連携し、以下の条件等により策定します。

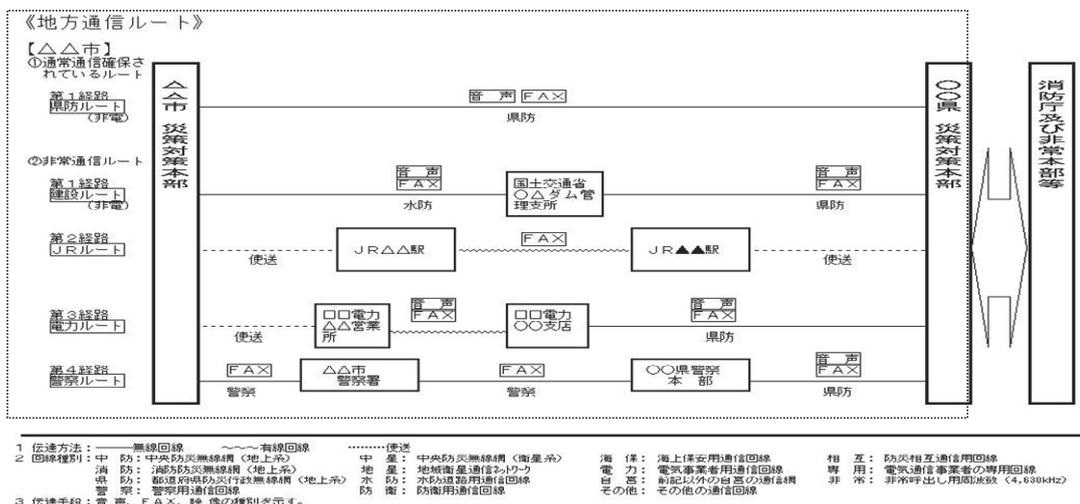
ア 策定における条件

- (ア) 無線局等の選定に当たっては、商用電源の停電を想定して非常用電源の運用許容時間等を考慮する。
- (イ) 自主防災組織や避難拠点など地域・住民と市町村役場間の情報収集・伝達手段について考慮する。
- (ウ) 地域防災計画における通信ルート等との整合性を図る。

地方通信ルート of 策定

《策定における条件》

- 1 無線局等の選定に当たっては、商用電源の停電を想定して非常用電源の運用許容時間等を考慮すること。
- 2 自主防災組織や避難拠点など地域・住民と市町村役場間の情報収集・伝達手段について考慮すること。
- 3 地域防災計画における通信ルート等との整合性を図ること。



イ 策定の手順

策定手順の一例として、以下の様な手順が考えられます。

- (ア) 地域防災計画等で設定している既存の通信ルートのうち、都道府県防災行政無線などの自営の通信ルート（公衆回線を除く）を通常通信ルートとして設定します。
- (イ) 既存の通常通信ルートの使用不可に備えて、他団体・他機関の自営通信システムを利用する非常通信ルートを選定します。
- (ウ) 非常通信ルートを選定できない場合、地方非常通信協議会に当該地域の自営通信システムの保有団体・機関についての情報提供を求めます。
- (エ) 提供された情報をもとに、市町村から自営通信システムの保有団体・機関までの距離等を考慮して、非常通信ルートを選定します。
- (オ) 自営通信システムの保有団体・機関との調整等については、必要に応じ地方非常通信協議会に協力を要請し、非常通信ルートとして設定します。
- (カ) 策定した非常通信ルートを地域防災計画等に反映させます。
- (キ) 防災・通信訓練等を通じて非常通信ルートの確認や機器の点検を定期的を実施します。

ウ 策定における体制等について

- (ア) 都道府県、市町村及び地方非常通信協議会は実務担当者会議等を開催するなど連携して、地方通信ルート策定のための体制整備に努めてください。
- (イ) 地域の特性や実情等に応じた地方通信ルートの策定計画を立て、実施してください。
- (ウ) 都道府県と地方非常通信協議会は円滑なルート策定を図るために、各市町村と自営通信システムを保有する団体・機関との間の調整を積極的に行ってください。
- (エ) 地方通信ルート策定後は、各地方非常通信協議会が作成する非常通信事務必携等に通信ルートを掲載し、都道府県、市町村及び地方非常通信協議会との間で定期的な情報交換を行うなど、情報の共有化を行い、密接な連携に努めてください。
- (オ) 中央非常通信協議会構成員は、本指針に基づく地方通信ルート策定に関してそれぞれの支社・出先機関等に対し指示又は助言を行ってください。

3 運用体制の整備

(1) 運用体制の確保

いざという時の通信体制を確保するため、勤務時間外（夜間・休日など）でも、要員が速やかに配置できる体制を確立しておく必要があります。

考えられる休日の防災体制は、以下のとおりです。

ア 非常通信担当者を交代制で配置し対応

イ 他機関の要員を配置し対応

ウ 宿直している要員で対応

エ 要員を近隣に居住させ、連絡後すぐに駆けつけることで対応

アの場合は、防災行政無線等の通信機器を取扱いに慣れた非常通信担当者が速やかに対応可能で最も望ましい体制です。

イ及びウの場合は、非常通信担当者以外が通信機器を操作するので、その取扱方法の研修及び操作マニュアルの整備が必要です。それ以外にも、各機器の名称（例：県防災行政無線、同報系、災害時優先電話）並びにスイッチ類の名称及び操作手順を記したシールをはるなど細かな工夫も有効です。

エの場合は、対応可能な体制が整備されるまで時間がかかるので望ましい体制ではありません。

ア～エ、いずれの場合においても、しっかりとした要員の非常参集・連絡体制を整備が必要ですが、エはア～ウよりそれを強く求められます。

(2) 非常通信行動マニュアルの作成

災害発生時には、短時間に多くのことを処理するので、的確かつ円滑に行動できないおそれがあります。それを防ぐため、災害発生時に非常通信担当者の行動をあらかじめマニュアルとして作成し、整理する必要があります。

マニュアルを作成することで、災害発生時においてとるべき行動の確認及び見直しができ、効果的に行動できます。

参考として、勤務時間外に大地震が発生した場合の市町村を例に、発災直後の非常通信行動マニュアルとして必要な項目を以下のとおり示します。

(参考例)

1 担当職員の非常参集

あらかじめ災害の程度に応じて非常参集職員、連絡方法を決めておく。

2 災害に関する情報の迅速かつ的確な収集・伝達

(1) 津波警報・避難情報等の災害情報の収集・伝達

ア 都道府県防災行政無線による都道府県からの情報収集のための通信確保状況の確認、停電の場合には、非常用電源の稼働。

イ 市町村防災行政無線同報系による住民への周知のための通信確保状況の確認、停電の場合には、非常用電源の稼働。

ウ 市町村防災行政無線移動系（車載局を配備した広報車）との通信確保状況の確認、停電の場合には、非常用電源の稼働。

(2) 発災直後の被害の第1次情報等の収集・伝達

ア 市町村防災行政無線移動系（携帯・可搬型）による情報収集のための通信確保状況の確認、停電の場合には、非常用電源の稼働。

イ 都道府県との通信の確保

(ア) 都道府県防災行政無線による被害情報等の伝達のための通信確保状況の確認、停電の場合には、非常用電源の稼働。

(イ) 衛星通信系が導入されている場合には衛星通信系による通信確保状況の確認、停電の場合には、非常用電源の稼働。

(ウ) 都道府県防災行政無線による伝達が困難な場合には、

A あらかじめ作成してある通信計画に沿って災害時優先電話、災害応急復旧用無線、孤立防止用無線、公衆電話等により都道府県との通信を確保。

なお、通信の確保ができない場合、他の機関の通信網を利用。

B さらに通信の確保ができない場合には、地方又は地区非常通信協議会に非常通信の取扱要請の依頼を行う。

3 通信設備の使用に際し異常が認められた場合には、障害復旧に努めるとともに、保守委託業者に連絡をとり、迅速な通信機能の回復を図る。

4 都道府県に対して、防災行政無線の被害状況等について報告を行う。

(3) システムの自動化

いち早く伝達が必要な災害に対応するため、自動的に起動し伝達できるシステムを構築することが重要です。

例えば、地震発生後の津波は、数分以内に到達するケースもあり、1秒でも早く付近の住民に対して津波予報を伝達する必要があります。気象庁や管区气象台からの津波予報が、都道府県→市町村→住民と、それぞれ人手を介して伝達され、住民に伝達した時には既に津波が到達していたというケースが過去にありました。

そこで、なるべく人手を介さずに津波予報を伝達するシステムの整備が、北海道や東京都（島しょ部）、和歌山県などで行われています。

○北海道

札幌管区气象台の津波予報を地上系及び衛星系で道庁が受信後、地上系及び衛星系（スーパーバード）で支庁及び市町村へ自動伝送。市町村の同報系が自動起動し、住民に避難警報等の情報を自動的に通報する。

○東京都

気象庁本庁の津波予報を、気象衛星ひまわりで直接区町村が受信。区町村の同報無線装置が自動起動し、住民に津波予報が自動的に通報される。

○和歌山県

大阪管区气象台の津波予報を、地上系及び衛星系（気象衛星ひまわり）で県庁が受信後、市町村の同報無線装置が起動し、津波情報が直接屋外拡声器から流れる。

(4) システムの停電対策

大地震などの災害発生直後には、商用電源が停電することがあります。通信システムが稼働するためには電力が必要ですが、停電時においても通信システムを稼働させるには、非常用電源を設置する必要があります。

あわせて、非常用電源を稼働させるための燃料と冷却水（水冷式の場合）も備蓄します。

商用電源ではなく、バッテリーで稼働する携帯型の無線端末でも、停電中のバッテリー切れに備えて、予備のバッテリーを用意します。さらに、これらのシステムを稼働させる備品類の定期的なチェック体制を確立します。

特に、非常時のみ使用する端末については、バッテリー充電量の確認等保守を怠らないよう注意が必要です。

4 非常通信訓練の実施

(1) 非常通信訓練の目的

通信機器取扱の習熟とともに、非常通信計画の実効性を図るため、非常通信訓練を実施して、非常通信ルートの検証を行います。

非常通信訓練の実施結果を踏まえて、非常通信計画の改善や自機関の防災用無線システムの今後の整備・高度化に活用します。

(2) 非常通信訓練実施上の留意点

非常通信訓練を効果的にするための留意点は以下のとおりです。

ア 非常通信計画に定められた情報伝達経路の活用

非常通信計画に従い、自機関の防災用無線システム及び他機関の非常通信システムを利用する情報伝達経路で非常通信訓練を実施します。

イ 災害想定 of 明確化

実践的な訓練を実施するため、災害想定を明確にします。

(ア) 災害の日時、規模及び被害想定 of 明確化

(例：○月○日○時、○○で震度○の地震発生。公衆回線の途絶)

(イ) 地域の実情に応じた災害想定

(例：海岸沿いの地方公共団体における津波災害の想定)

(ウ) 非常用電源の使用

商用電源の停電を想定して、非常用電源を使用する訓練を行います。これは、非常用電源の点検にも役立ちます。

ウ 訓練方法

非常通信訓練は、あらかじめ日時及び訓練ルートを指定して訓練を行いますが、その他以下のような方法があります。

(ア) 実施日時をあらかじめ指定しない訓練

複数の日や一定の期間を設定し、そのいずれかの日時に訓練を実施します。

これにより緊張感が生み出され、一層の訓練効果が期待できます。

(イ) 情報伝達経路をあらかじめ指定しない訓練

訓練で使用する情報伝達経路を事前に指定せず、訓練当日に発信者が非常通信計画で定められた情報伝達経路の中から任意の経路を選択して訓練を実施します。

(ウ) 他機関との広域合同訓練

広域災害に備え、周辺の他機関と連携する合同訓練を実施します。

5 平常時からの利用

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の過去の我が国の災害時における非常通信の実態から、被災という切迫した状況において、普段使っていないシステムを活用することは困難です。これを防ぐには、平常業務において非常通信システムを利用することが効果的です。

これにより、機器の取扱の習熟及び設置場所の把握ができ、非常通信システムの利用を確認できるので、システムの点検にもつながります。

平常時から使っていないシステムは、
いざという時に活用できない

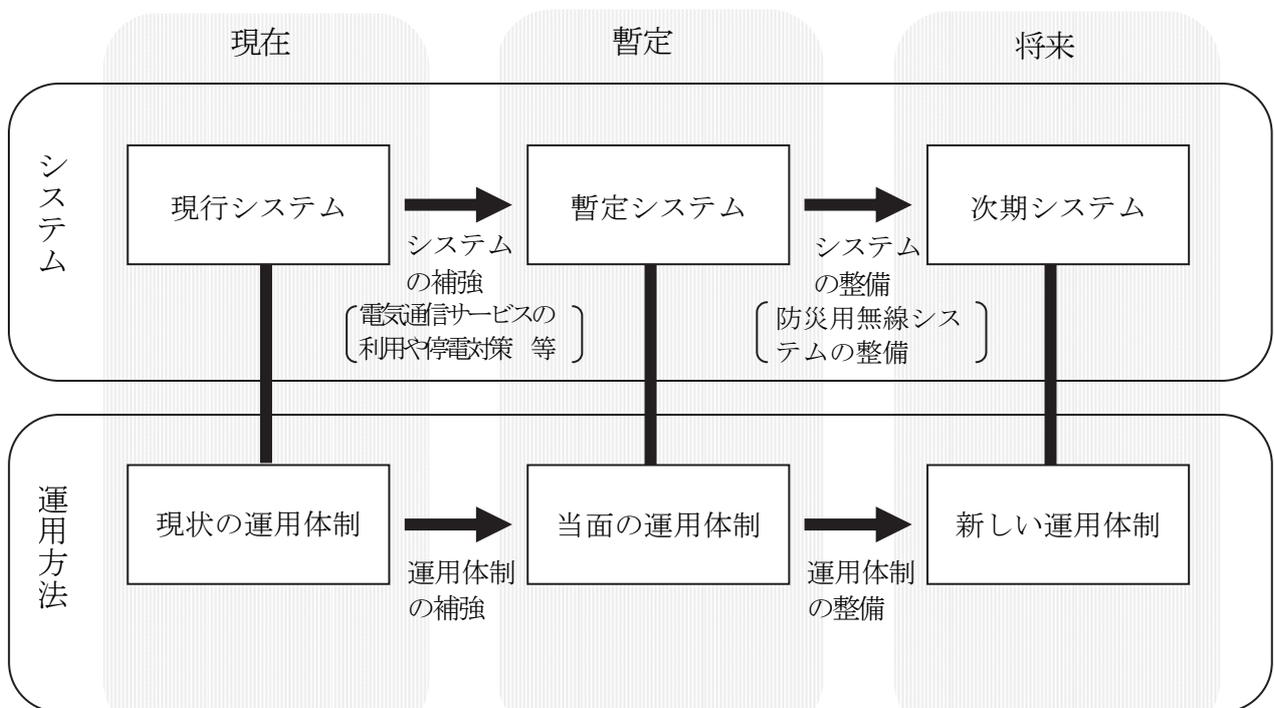
第4章

防災用無線システムの整備

1 システムと運用方法

防災用無線システムの整備には、新たな防災用無線システムの導入や機能の追加などシステム面の検討のほか、前述の非常通信計画の作成、運用体制の整備、非常通信訓練の実施などその運用方法の検討も必要です。

例えば、新たな防災無線システム構築の構想から開局・運用までの各段階における検討を行う場合、システムの導入の検討というハード面だけではなく、その運用体制や通信体制の整備等のソフト面からの見直しが必要となります。



2 地域特性に合わせたシステム整備

山岳、河川、海岸の有無の自然環境及び集落の分布、区域の広さ等の地域特性が異なり、想定される災害の種類や規模が異なります。

したがってシステム整備をする場合は、その地域にどのような災害が発生する可能性や被害の大きさを把握する必要があります。

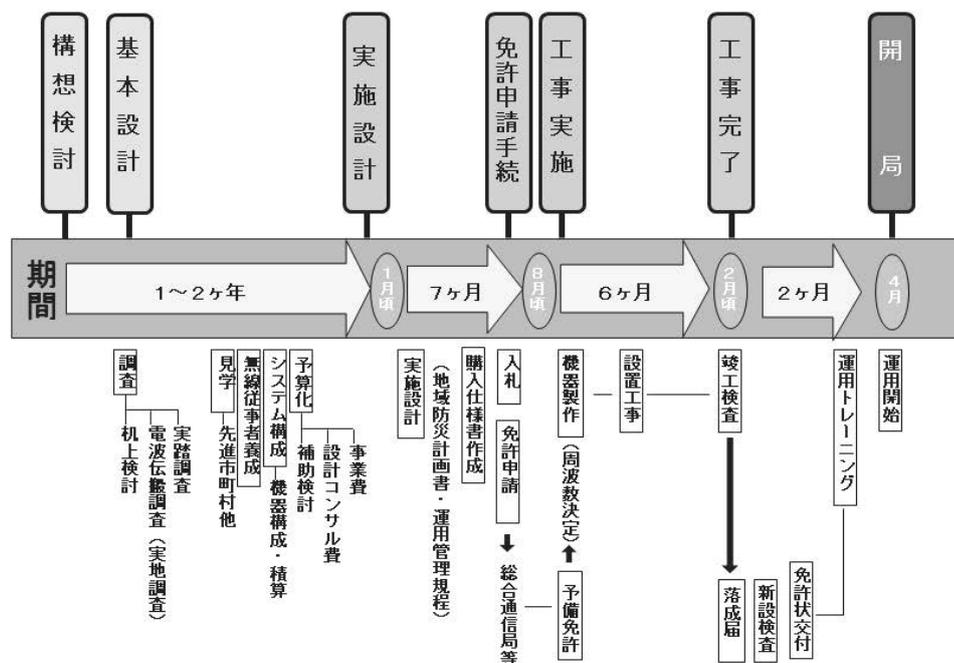
例えば、地震による津波の危険性が高く、津波警報を1秒でも早く伝達する必要がある地域は、同報性、速報性が高いシステムを導入する必要があります。

3 防災行政用無線局の開設

防災行政用無線局は、地方公共団体又は地方自治法第252条の2の規定により設けられた協議会が、災害対策基本法等の諸法令に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧等に関する業務及び地方行政に関する業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものです。

免許申請手続は、基本設計や実施設計の段階で総合通信局等（連絡先別表）に相談すると円滑に進めることができます。

防災行政用無線局の開設の流れは下図のとおりです。



(1) 基本設計

ア 調査

(ア) 机上検討

あらかじめ電波の届く範囲を地図上でシミュレーションし、機器の設置場所や回線構成等を検討します。

(イ) 電波伝搬調査（実施調査）

(ア) で選定した機器の設置場所から実際に電波を発射して電波の届く範囲や通信状態を確認します。

(ウ) 実踏調査

機器の設置場所を実際に事前調査し、設置にふさわしいか確認します。

- A 土地所有者等の確認
- B 地下埋設物等の有無
- C 商用電源の確保
- D 通行道路等の確保

イ 見学

システム導入の参考にするため、先行導入事例を見学します。

ウ 無線従事者養成

無線局の運用（無線設備の操作）は、原則として資格を持った無線従事者が行うか、主任無線従事者（無線設備の操作の監督を行う者として選任された無線従事者）の監督の下に行わなければなりません。例えば、市町村の防災用無線の場合、第3級陸上特殊無線技士以上の資格が必要です。

無線従事者の資格を取得するには、国家試験に合格するか、養成課程を受講して修了試験に合格する必要があります。

エ システム構成

電波伝搬調査及び実踏調査に基づき、システムの構成や無線中継局の設置場所等を決定します。

オ 予算化

実際に設置するのに必要な経費を見積りし、確保します。主に以下の経費を予算化する必要があります。

(7) システムの整備経費

- A 設計業者への実施設計の委託費用
- B 無線設備の整備費
- C 局舎・鉄塔施設の整備費
- D 工事費及び監理費 ほか
- E 無線局の申請手数料、検査手数料

(イ) 点検・保守

システム障害時の緊急の点検・修理、故障の早期発見や障害の未然防止のための定期点検費用について見積もり予算化します。その際には、回数、時期、点検項目等の点検内容を決める必要があります。

(ウ) 交換部品の確保

蓄電池、冷却用ファン、コンピュータに内蔵されたハードディスク等の定期的に交換が必要な部品は、あらかじめ予算化しておく必要があります。

(エ) その他

- A 電気代
制御局や無線中継局、屋外拡声子局のごとに算出します。
- B 電波利用料
毎年、無線局の種別や局数に応じて支払う必要があります。
- C 借地料等
無線中継局や屋外拡声子局等の設置場所の借地料等。

(2) 実施設計

ア 実施設計

無線設備や局舎施設等の機器構成、使用材料、性能仕様（耐：地震、風速、積雪、雷等）及び工事期間などについて、必要な詳細設計を行います。その際には、無線中継局等の設置場所やサービスエリアでの通信品質、音達距離等の検証とともに、所要経費の概算も行います。

イ 購入仕様書の作成

実施設計に基づき、工事発注に必要な購入仕様書を作成します。

ウ 入札

購入仕様書に基づき入札を行い、施工業者を決定します。

(3) 免許申請手続

ア 免許申請

電波法に基づく無線局免許申請書を作成し、総合通信局等に提出します。具体的には、無線局申請書及び添付資料（無線局事項書（※1）、工事設計書（※2）、技術基準適合証明（※3）を受けた設備を用いるときはそれを証明する書面）を提出します。

イ 予備免許

免許申請した総合通信局等から工事落成の期限、電波の型式及び周波数、呼出名称、空中線電力及び運用許容時間を指定して予備免許が付与されます。

(4) 工事実施

ア 機器製作

落札した業者が購入仕様書に基づき無線機器等を製作します。必要に応じて工場で納入前検査を実施します。

イ 設置工事

購入仕様書に基づき工事を実施します。

ウ 竣工検査

工事完了時に無線機器の動作状況や通信性能を中心に内容を検査し、施工主から施主に引き渡します（総合通信局等が行う無線局新設検査とは別です。）。

(5) 工事完了

ア 落成届

工事が落成したときは、その旨を総合通信局等に届け出ます。

イ 新設検査

無線局開設には、総合通信局等に届け出て新設検査を受ける必要があります。なお、登録点検事業者が点検・作成する「無線設備等の点検実施報告書」を工事落成届に添えて提出した場合は、検査の一部省略を受けることができます。

ウ 免許状交付

無線局免許状が交付されます。

エ 運用トレーニング

免許から開局までの間に無線機器の基本的な操作を中心にトレーニングを行います。同報通信システムの場合は実際に放送するときの音量や送話の早さなど

の確認・調整も行います。

(6) 開局

無線局の運用を開始します。

※1 無線局事項書

無線局の免許申請書に添付する書類の一つ。申請に必要な事項（開設を必要とする理由、電波の型式、希望する周波数の範囲及び空中線電力、通信の相手方、通信事項等）を記載します。

※2 工事設計書

無線局の免許申請書に添付する書類の一つ。無線設備の工事設計に係る事項（通信の方式、送信機及び受信機の特性、電源設備、空中線系等）を記載します。

※3 技術基準適合証明

無線設備が電波法に定める技術基準に適合していることを事前に確認し、証明する制度。この証明を受けた無線設備のみを使用する無線局の免許申請には、予備免許や落成後の検査が省略されるなどの簡易な免許手続が適用されます。

市町村の防災用無線で使われる移動局や同報子局（デジタル方式を含む。）の設備は、この証明の対象になっていますので、これらの設備の多くは、製造業者があらかじめ証明を受けています。

【別表】 総合通信局等の連絡先

○北海道総合通信局【管轄：北海道】

〒060-8795 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
無線通信部陸上課 電話011-709-2311 (内4651)

○東北総合通信局【管轄：青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県】

〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
無線通信部陸上課 電話022-221-0684

○関東総合通信局【管轄：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県】

〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 22階
無線通信部陸上第二課 電話03-6238-1774

○信越総合通信局【管轄：新潟県・長野県】

〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
無線通信部陸上課 電話026-234-9984

○北陸総合通信局【管轄：富山県・石川県・福井県】

〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
無線通信部陸上課 電話076-233-4480

○東海総合通信局【管轄：岐阜県・静岡県・愛知県・三重県】

〒461-8795 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館
無線通信部陸上課 電話052-971-9197

○近畿総合通信局【管轄：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県】

〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
無線通信部陸上第二課 電話06-6942-8557

○中国総合通信局【管轄：鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県】

〒730-8795 広島県広島市中区東白島町19-36
無線通信部陸上課 電話082-222-3367

○四国総合通信局【管轄：徳島県・香川県・愛媛県・高知県】

〒790-8795 愛媛県松山市宮田町8-5
無線通信部陸上課 電話089-936-5036

○九州総合通信局【管轄：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県】

〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2-10-1
無線通信部陸上課 電話096-326-7860

○沖縄総合通信事務所【管轄：沖縄県】

〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区5階
無線通信課 電話098-865-2306

4 無線設備の停電・耐震対策についての考え方

地震等の災害発生時において無線設備の運用に障害が生じる場合の原因は、多くが電力の供給停止であるので、その機能を十分発揮するための対策を日ごろから講じておくことが重要です。

総務省（当時の郵政省）では、発電機メーカー、無線通信機器メーカー、電気通信事業者、電力会社、地方公共団体の防災担当者等からの御協力いただき、平成7年（1995年）3月に防災無線設備の停電・耐震対策について改めて検討し、以下の対策をとりまとめました。

(1) 電源設備

ア 非常用電源設備

(ア) 原動機の方式

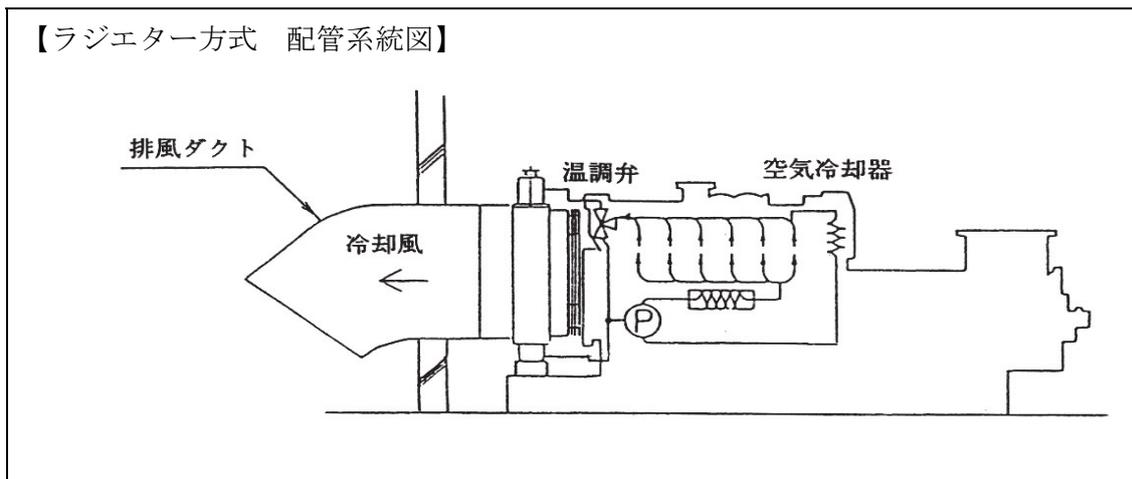
原動機の方式は、燃料の違いからディーゼル方式とガスタービン方式に大きく分けられます。

A ディーゼル方式

ディーゼル方式は、冷却方式の違いから以下の3方式に分けられます。

(A) ラジエーター方式

冷却に水を用いず風を用いて冷却します。これにより安定した運転が可能となります。ただし、ファンの騒音及び換気対策が必要となります。

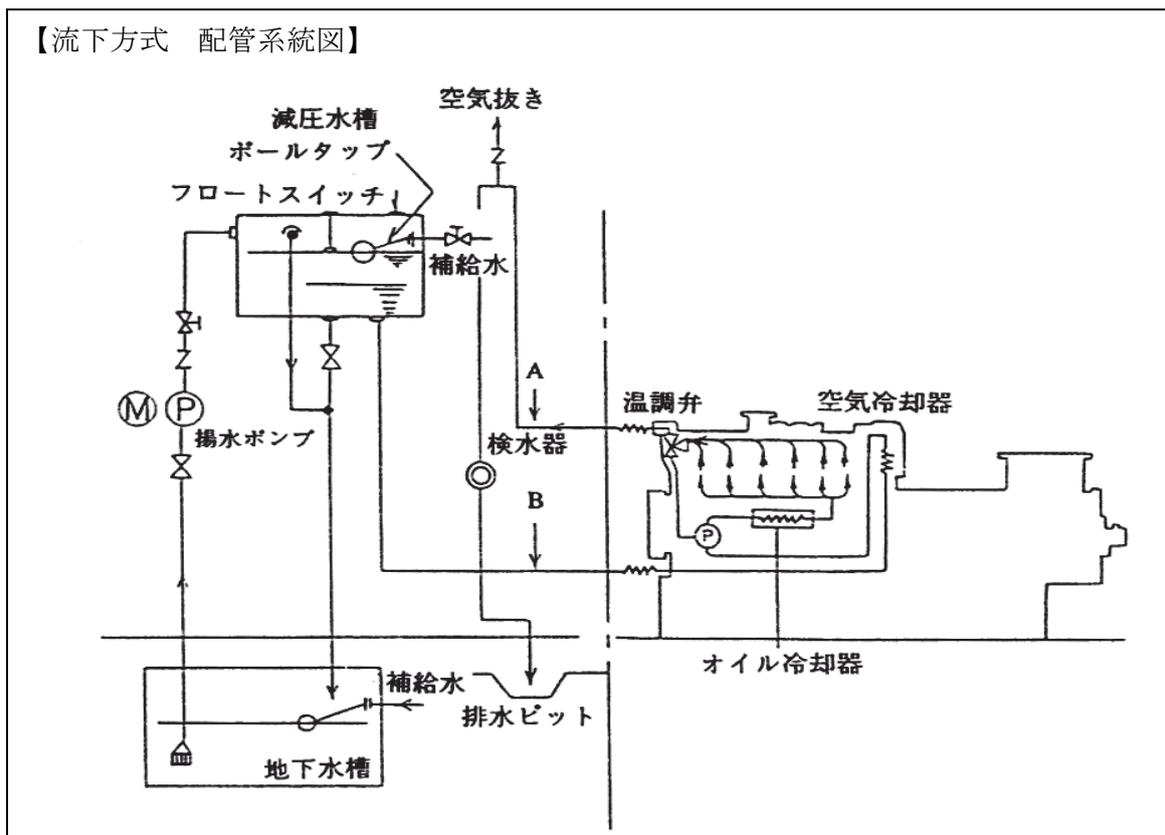


(B) 流下方式

使い捨ての冷却水を用いて冷却します。換気が最小限なので密室に設置することも可能、かつ、大きな出力を得ることができます。

ただし、冷却水が大量にあり、その排水を処理できる環境でしか設置できません。

【流下方式 配管系統図】



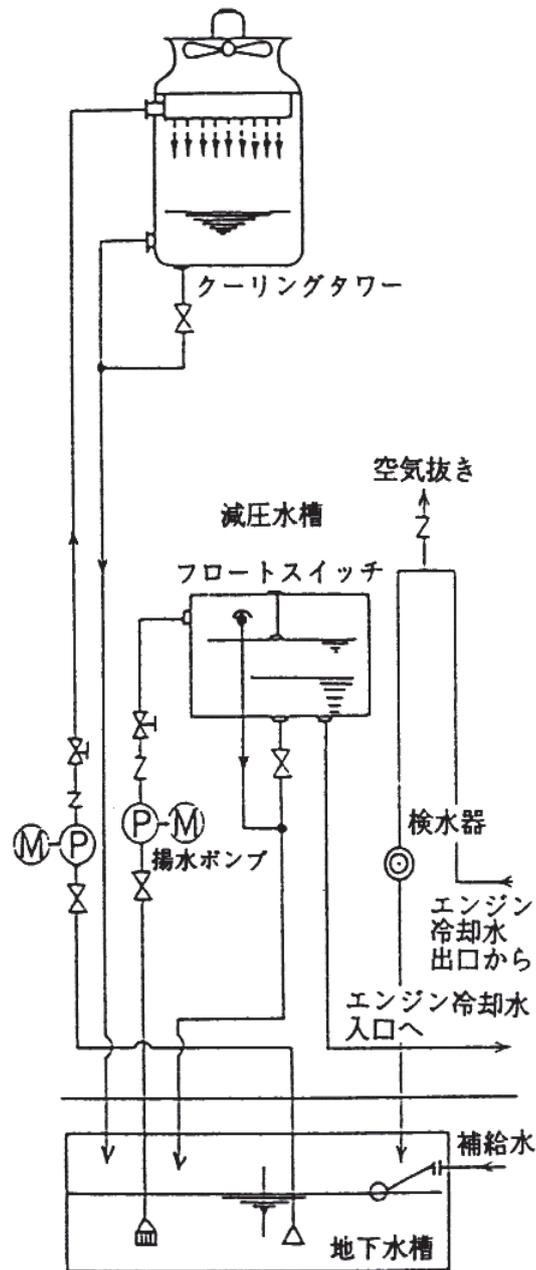
(C) クーリングタワー方式

使用済み冷却水を冷却するためのクーリングタワーを屋外に設置して、使用済み冷却水の再利用を図る方式です。

これによって流下方式のように冷却水の廃棄が不要となり、冷却する際に発生する蒸発分のみの水の補給で冷却でき、消費する冷却水の量を最小限に抑えて稼働することが可能です。

屋外設備であるクーリングタワーの設置場所及び冷却水の水質管理が必要となります。

【クーリングタワー方式 配管系統図】



B ガスタービン方式

ガスタービン方式の原動機は、圧縮機、燃焼器、タービンから構成され、圧縮機で昇圧された空気を燃焼器で高温の燃焼ガスとなってタービンへ送り、その回転動力で発電します。ガスタービン方式の種類は、圧縮機とタ

ービンが全く同一軸を成している一軸形と、タービンが圧縮機駆動用と出力用との2つに分かれている二軸形とに大別されます。

ガスタービン方式は、大容量機として主に利用されており、ディーゼル方式に比べて多くの電力を得ることができますが、燃費の点で劣っています。

(ウ) 性能比較

	ガスタービン	ラジエター一体型ディーゼル (高速ディーゼル)
要始動時間	30～40 秒	10～40 秒以内
発電容量	100kVA～	10kVA～750kVA
燃料消費量	熱効率が低く、 燃料消費量が多い。 420～500 l/h (1000kVA)	熱効率が高く、 燃料消費量が少ない。 200～220 l/h (1000kVA)
耐震性	最新の耐震基準により対策すれば特に差はない。	
使用燃料の 種別	A重油、軽油、灯油	A重油、軽油

(エ) 建設・維持比較

	ガスタービン	ラジエター一体型ディーゼル
据付け面積	差がない	
据付け重量		
吸気・排気 設備	大型設備	小型設備
騒音・防音設 備	発生騒音が高周波であるた め、低騒音化が容易	発生騒音が低周波であり、低 騒音化は場合によっては不要
振動	小 場合によって防振対策	大 防振対策が必要であるが、防 振ゴム等により低振動化は容 易
排気ガス (NOx)	～120ppm	500～950ppm
保守 (全オーバーホール)	原則工場持込み	原則設置場所

(オ) 発電容量

無線設備の負荷の容量別に適合する原動機タイプの例を下表のとおりです。

用 途	所要発電機出力容量	適合する原動機タイプ例
庁舎用(大)	750kVA～	ガスタービン、ラジエター一体型のディーゼル方式
(小) 庁舎と共用の場合	200kVA～750kVA	ガスタービン、ラジエター一体型のディーゼル方式
県庁局(地上系)	75kVA～200kVA	ガスタービン、ラジエター一体型のディーゼル方式
(衛星系)	15kVA～20kVA	ラジエター一体型のディーゼル方式
支部局(地上系)	20kVA 前後	ラジエター一体型のディーゼル方式
(衛星系)	10kVA～15kVA	ラジエター一体型のディーゼル方式
中継局(※1)	7.5kVA～20kVA	ラジエター一体型のディーゼル方式
中継局(※2)	1kVA～3kVA	空冷式のディーゼルエンジン
同報親局	3kVA～5kVA	空冷式のディーゼルエンジン

※1 マイクロ無線局

※2 市町村防災行政無線(固定通信系、移動通信系(地域防災無線を含む。))

イ 蓄電設備

発電せず電気を蓄え、停電時にそれを放出することによって停電時の電力を賄います。非常用発電機が始動するまでの停電時間の電力を賄うために設置する場合もあります。

(ア) 直流蓄電池装置

直流蓄電池装置は、停電補償時間3時間以上の装置が一般的です。交流無停電電源設備より容量が大きいので、非常用発電機未設置の無人無線局に適しています。

非常用発電設備の有無	運用体制	直流蓄電池装置保持時間の目安
設置局	有人	約15分
	夜間休日無人	約3時間 ※1
	無人	約8時間 ※1
非設置局	無人	約48時間 ※2

※1 非常用発電設備が正常に動作しなかった場合に職員が庁舎に到着に要する時間を勘案したものです。

※2 商用電源が断となった場合に電源が回復するまでに要する時間を勘案したものです。

(イ) 交流無停電電源設備

一般的には停電補償時間は10分程度ですが、通常電力と同じ交流なので瞬断がなく、電気機器を使用できるのが大きな特徴です。そのため、非常用発電設備が稼働する前の電力を賄うため、設置されることが多いです。

構成としては、バッテリーとインバータ装置（直流を交流に変換する装置）からなり、商用電源と同じ周波数の電源を持ち、商用電源が断になったときに、無瞬断で電力を送る装置です。

(2) 管理・運用体制

ア 燃料

(ア) 原動機用燃料等の確保

停電時間が数日などの長時間にわたる場合に備えて、日ごろから燃料等の確保について十分な検討が必要です。消防法の規定を踏まえつつ、燃料等の種別ごとの備蓄量やこのためのスペースの確保、燃料店との契約、燃料等運搬のための交通の確保（緊急車両の指定等）など燃料等の補給に係る課題を整理し、対策を講じておく必要があります。

(イ) 燃料等の保存及び保持時間

地震等の災害による商用電源の停電を想定した場合、商用電源の回復までの間、無線設備の機能を維持しなければなりません。

このため、停電時における無線設備、通信用空調設備、さらに非常用電源設備を庁舎用と共用する場合には法定負荷等の電力給電対象をあらかじめ明らかにし、これら負荷への電力供給を一定時間可能とする必要があります。

燃料等の保持時間としては、一つの目安として、無保守で最低24時間連続運転ができるよう、燃料タンクの容量を設計することが望まれますが、発注してから給油までに必要な時間を十分考慮し、保有量を決めておく必要があります。

停電を想定した運転時間は、無線局の目的及び重要性並びに無線局の設置場所及び有人か無人かなどの運用体制により異なりますが、無線設備の燃料等の

保持時間の目安を下表のとおりです。

表 非常用発電機の燃料等の容量【標準時間】

地域	燃料等の保持時間
都市部	24時間
上記以外の地域	48時間

(注) 燃料等とは原動機燃料、潤滑油のこと。

(ウ) 非常用発電機の始動

非常用発電機の始動が円滑に行うため、地震等による停電の発生時に、非常用発電機の自動始動化（負荷への給電切替えを含む。）が望まれます。

停電を感知して非常用発電機を自動始動する方式には、電気始動方式及び圧縮空気始動方式があり、いずれの場合にも、確実な始動の確保を図る必要がありますが、始動に失敗した際の再始動までの時間や再始動が可能な回数にも十分配慮して設計・施工する必要があります。

また、始動の信頼性を高めるため、非常用発電機に設置される保護装置をなるべく簡素にするとともに、始動や制御の手順の単純化を図ることが必要です。法令に定まっている以上の保護は、かえって災害のときに機能しなくなる恐れがあります。

イ 要員の確保

災害時を想定した要員確保のマニュアルを作成・周知し、無線従事者等を含む災害時の要員の確保、応急修復のための人員の派遣体制に関して平常時から備えます。

ウ 定期保守点検

定期保守点検の間隔・項目、外部保守委託の範囲、災害発生を想定した始動試験方法、原動機や無線局用蓄電池の定期交換等を内容とする無線局の保守管理規程等を作成するとともに、これに基づく保守点検を定期的に行います。

(3) 非常用発電設備の信頼性の向上

無線局の非常用発電設備が庁舎の非常用発電装置と共通の場合には、当該非常用発電設備に障害が生じると、無線設備に影響が及びます。

したがって、無線設備専用の非常用発電設備を設置し、さらに、庁舎用非常発電設備からも受電可能な方式であることが、非常用発電設備の信頼性の向上に役立ちます。いっそうの信頼性の向上を図るため、非常用発電機2台の並列運転や非常用電源車の配備について検討する必要があります。

なお、給排気・換気設備、燃料設備、冷却水用設備、始動用直流電源設備など付属設備に障害も無線設備に影響が及ぶので、それぞれの設備の信頼性向上を図ることが必要です。

(4) 耐震対策の強化

障害が発生した場合に重大な影響を及ぼすおそれのある無線設備や電力を供給する非常用電源設備については、最近における最大規模の地震である阪神・淡路大震災と同程度の規模を想定した対策が必要です。

ア 耐震工事

(ア) 想定した震度に耐え得るよう、基礎ボルト（下からのアンカー）、ストッパーなどにより、非常用電源設備、端末を含む無線設備を固定します。また、最新の耐震設計基準にしたがってより地震動に強い工事方法を採用する必要があります。

(イ) 庁舎等の損壊から無線設備を保護するための収納構造物の耐震性の強化、冷却水配管、燃料配管の工事におけるフレキシブル継手の採用など工事方法の改善を推進します。

イ 非常用電源設備の設置場所

(ア) 非常用電源設備の設置場所の選定に当たっては、設備の重量、予想される地震動、落下物等を考慮しつつ、設置階、設置場所の選定を行います。非常用発電設備は重量物であるため、1階、地階等の低層階への設置されることが多いのですが、その際には地階設置の場合には入り口に堰を設けるなど、防水扉の設置などの浸水対策が重要となります。

(イ) 給排気・換気設備、燃料設備、冷却水用設備、始動用直流電源設備などの付属設備は、非常用発電機と同室に設置が耐震対策上有効です。

さらに、情報伝達手段の多ルート化を図るため、無線設備の障害を想定し、可搬型・車載型地球局を常備するなどの対策を講じます。

(5) 商用電源

ア 信頼性向上対策

商用電源の利用に当たっては、本線・予備線受電、ループ受電、スポットネットワーク受電の採用など受電方式の改善、庁舎内の主変圧器の冗長構成の採用など商用電源の信頼性の向上を検討します。

イ 電力会社への事前説明

電力会社に、復旧をできるだけ優先すべき設備について平常時から十分説明し、理解を得ておく必要があります。

ウ 特殊電源方式

同報子局など極めて小規模の無線設備では、太陽電池発電方式（1平方メートルで100W程度の発電能力）と蓄電設備を併せて採用し、商用電源の停電による影響を極力小さくする方策を検討する必要があります。

【参考文献】

『JIS用語辞典』 日本規格協会

『電子情報通信ハンドブック②』 電子情報通信学会編 オーム社 等

5 無線設備の停電・耐震対策のための指針

(1) 目的

本指針は、地震等の災害の発生に伴う停電や大きな地震動の発生に際して、無線設備の機能を維持するために、それぞれの防災機関において講ずべき対策を具体的に示すことにより、災害に関する情報の伝達を可能とし、もって被害の軽減に資することを目的とします。

なお、それぞれの防災機関においては本指針を原則として、設備ごとに最もふさわしい具体的基準を整備し、対策を講じていくことが望まれます。

(2) 対象設備

防災用途に使用する無線設備を広く対象としていますが、特に都道府県及び市町村が整備する固定系無線設備、衛星地球局設備、移動系無線設備及び中継用無線設備を対象とします。

ア 都道府県：都道府県防災行政無線

(ア) 地上系無線設備（統制局、支部局等、中継局）

(イ) 地球局設備（統制局、支部局等）

(ウ) 移動系無線設備（統制局、中継局）

イ 市町村：市町村防災行政無線

(ア) 同報系無線設備（統制局、中継局、同報子局）

(イ) 移動系無線設備（統制局、中継局）

(3) 都道府県及び市町村防災無線設備の対策

(凡例) ◎実施すべき事項

○できるだけ実施すべき事項

△経済的、物理的等の面を考慮し、可能であれば実施すべき事項

	都道府県 防災行政無線 (地球局設備 含) ※1			市町村 防災行政無線 ※3		
	統 制 局	端 末 局 ※2	中 継 局	統 制 局	同 報 子 局	中 継 局
1 停電対策						
(1) 基本的事項						
ア 非常用発電設備を設置すること	◎	◎	◎	◎	—	○
イ 非常用蓄電設備を設置すること	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ウ 防災用無線設備専用の非常用発電設備を設置すること	○	○	○	○	—	○
エ 防災用無線設備専用の非常用発電設備を設置した場合、庁舎用非常用発電設備によるバックアップや非常用発電設備2台による並列運転などにより信頼性向上を図ること	△	—	—	△	—	—
オ 非常用発電設備の実負荷運転等の実際の災害の発生を想定した保守、点検整備を行うこと (少なくとも年2回)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(2) 非常用電源設備						
ア 原動機方式						
(ア) ガスタービン方式又はディーゼル方式のラジエター一体型のも の採用すること	◎	◎	◎	◎	—	△
(イ) 小規模 (5kVA以下) のものについては空冷式のディーゼルエン ジンを採用すること	—	○	—	◎ ※4	—	◎
イ 蓄電池・燃料等の保持時間						
(ア) 災害時による停電時において、非常用電源設備から供給を受ける 負荷の対象機器を平常時より明確にしておくこと	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(イ) 直流蓄電池装置の保持時間						
A 非常用発電設備が設置されており、						
(A) 運用体制が夜間休日無人の場合は3時間以上の容量がある こと	○	○	—	○	—	—
(B) 運用体制が終日無人の場合は8時間以上の容量があること	—	—	○	—	—	○
B 非常用発電設備が未設置であり、運用体制が終日無人の場合は 48時間以上の容量があること	—	—	—	—	○	○
(ウ) 交流無停電電源装置の非常用蓄電池容量は、原則30分以上の容 量があることが望ましい	○	○	—	○	—	—
(エ) 非常用発電設備の運転時間は、法令上可能であれば24時間以上 であること	○	○	○	○	—	○
ウ 非常用発電機の始動						
非常用発電機の自動始動化が可能であること	◎	◎	◎	◎	—	◎
(3) 管理・運用体制						
ア 無線従事者等を含む非常時の要員の確保のためのマニュアルの整 備や定期的な訓練を実施すること	◎	◎	◎	◎	◎	◎
イ 原動機用燃料・潤滑油 (以下「燃料等」という。) の備蓄、燃料店 との契約、燃料運搬方法の確保等の措置を平常時から講じておくこと	◎	◎	◎	◎	—	◎
ウ 平常時より、災害の発生を念頭においた保守管理点検を実施するこ と	◎	◎	◎	◎	◎	◎

(4) 商用電源関連 ア 本線・予備線受電、ループ受電、スポットネットワーク受電などを採用すること イ 電力会社に復旧をできるだけ優先すべき設備について平常時から十分説明し、理解を得ておくこと	△	△	△	△	－	△
(5) その他 ア 小規模の無線設備（同報子局、中継局等）では、太陽電池発電方式を非常用蓄電設備と併用するなど、停電対策について考慮すること イ 停電時の電力供給が機動的に行えるよう非常用電源車等の移動電源設備を配備することが望ましい	－	△	△	－	△	△
△	△	△	△	△	△	△
2 耐震対策 (1) 基本的事項 ア 重要な設備（非常用電源設備を含む。）については、既往最大規模の地震（阪神・淡路大震災規模の地震）を考慮した対策を講ずること イ 基礎ボルト、ストッパーなどにより非常用電源設備、無線設備を固定する ウ ラジエター一体型以外のディーゼル方式を採用する場合には冷却水配管にフレキシブル継手を採用するなど、付属設備についても耐震対策を十分施すこと	△	－	－	△	－	－
(2) 非常用電源設備の設置場所 設置場所は、低層階への設置が望ましいが、地階の場合には防水扉の設置等の浸水対策を講ずること	○	○	○	○	－	－
3 その他 無線設備の障害を想定し、可搬型又は車載型衛星地球局を常備するなどの対策を講じておくことが望ましい	△	△	△	△	△	△

※1：都道府県防災行政無線には、政令指定都市を含み、その対象設備は、地上系無線設備（統制局、支部局等、中継局）、地球局設備（統制局、支部局等）及び移動系無線設備（統制局、中継局）とする。

※2：支部局、市町村局を示す。

※3：市町村防災行政無線の対象設備は、同報系無線設備（統制局、中継局、同報子局）、移動系無線設備（統制局、中継局）、地域防災無線設備（統制局、中継局）とする。

※4：市町村庁舎に都道府県防災行政無線の端末局があり、同一庁舎内に市町村防災行政無線の統制局を設置する場合で共通の非常用電源設備を使用する場合には、(ア)を適用することとするが、市町村防災行政無線統制局単独設置の小規模の場合には、(イ)の空冷式ディーゼルエンジンを採用することとする。

第 2 部

第1章

災害時における通信機器等の貸与

1 通信機器の貸与

総務省では、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、総務省防災業務計画等に基づき、災害予防及び災害応急対策における通信手段を確保するために、通信機器等の備蓄・調達体制の整備を進めているところです。

平成18年度からの具体的な取組として、地域防災計画に基づき地方公共団体の整備していた無線機器のみによる連絡手段では非常災害時の通信集中などにより、通信の確保に支障の生じるおそれのある場合などに際し、一時的に、総務省が地方公共団体、災害復旧関係者等に移動通信機器を無償貸与し通信手段を補完することで、通信の輻輳及び途絶の回避を図るための体制の整備を進めています。

(1) 施策の概要

民間企業への請負により移動通信機器（MC A無線機、簡易無線機及び衛星携帯電話）を全国11箇所に備蓄し、地震等の非常災害時に地方公共団体が地域防災計画の通信連絡体制では支障がある場合、地方公共団体、災害対策本部等からの要請により、移動通信機器を無償貸与し、初動期における被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行までの一連の活動に必要な通信の確保を図る体制整備の補完を行うものです（資料1参照）。

(2) 要請と移動通信機器搬入

非常災害時に、災害対策本部等は、総務省（各総合通信局及び沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）に借受申請を行い、総務省は委託した民間企業を通じて、原則48時間以内に被災地に移動通信機器を搬入します（貸出要請連絡先については、資料2参照）。

(3) 貸出実績

平成7年に発生した阪神・淡路大震災の被災地において、通信手段を確保するため、移動通信機器を調達し、地方公共団体等に無償貸与して災害応急活動に利用したのがはじまりです。

阪神・淡路大地震以降、東北地方太平洋沖地震、熊本地震等の地震災害、豪雨災害、火山噴火等の災害において無償貸与を実施し、現地災害対策本部と災害復旧作業員との間で、避難所職員相互の被災状況、災害関連情報や被災者支援情報などの連絡手段として活用されました（貸出実績については、資料3参照）。

(4) 搬入訓練について

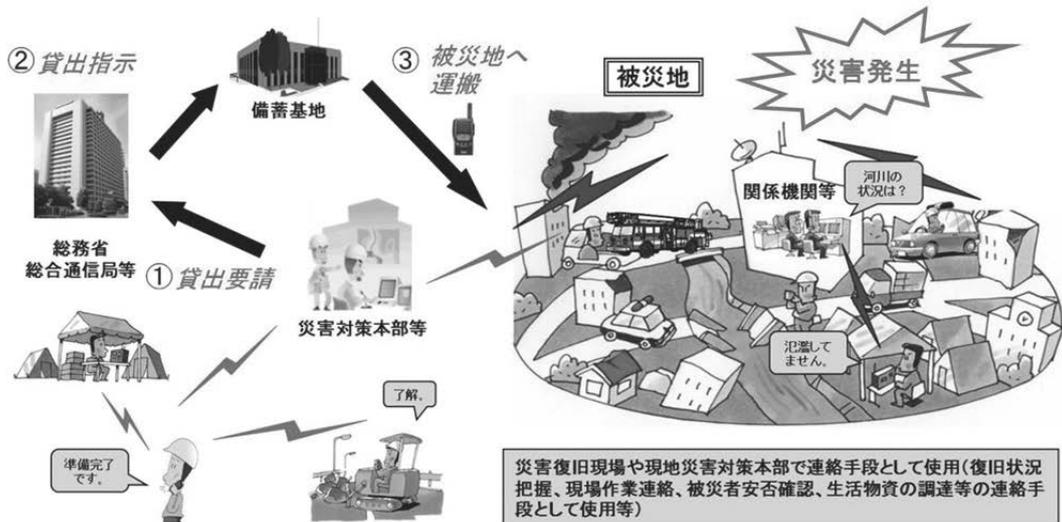
災害発生時に、その効果を発揮するために、平常時の移動通信機器の保守点検のみならず、被災地を想定し、貸出に係る手続及び災害対策用移動通信機器を搬入する訓練を行っています（訓練実施状況については、資料4参照）。

(5) 貸出手順について

貸出手順は、資料5のとおり。

災害対策用移動通信機器の配備イメージ図

- ・ 現地災害対策本部等の要請により、総務省より速やかに無線機を貸し出す体制を構築
- ・ 災害復旧要員等へ移動通信機器を無償で貸与し、通信手段を確保することにより災害復旧活動の迅速かつ円滑な遂行が可能となる



資料 2 災害対策用移動通信機器に係る貸出要請連絡先一覧

<p>【北海道地方】 北海道総合通信局防災対策推進室 〒060-8795 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 TEL 011-747-6451 (直通)</p>
<p>【東北地方】 東北総合通信局無線通信部陸上課 〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 TEL 022-221-0682 (直通)</p>
<p>【関東地方】 関東総合通信局無線通信部陸上第二課 〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 TEL 03-6238-1770 (直通)</p>
<p>【信越地方】 信越総合通信局無線通信部陸上課 〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 TEL 026-234-9984 (直通)</p>
<p>【北陸地方】 北陸総合通信局無線通信部陸上課 〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 TEL 076-233-4480 (直通)</p>
<p>【東海地方】 東海総合通信局無線通信部陸上課 〒461-8795 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 TEL 052-971-9618 (直通)</p>
<p>【近畿地方】 近畿総合通信局防災対策推進室 〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 TEL 06-6942-8504 (直通)</p>

【中国地方】 中国総合通信局無線通信部陸上課 〒730-8795 広島県広島市中区東白島町 19-36 TEL 082-222-3367 (直通)
【四国地方】 四国総合通信局無線通信部陸上課 〒790-8795 愛媛県松山市宮田町 8-5 TEL 089-936-5066 (直通)
【九州地方】 九州総合通信局防災対策推進室 〒860-8795 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 TEL 096-326-7334 (直通)
【沖縄地方】 沖縄総合通信事務所無線通信課 〒900-8795 沖縄県那覇市旭町 1-9 カブーナ旭橋 B-1 街区 5 階 TEL 098-865-2306 (直通)
総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 TEL 03-5253-5888 (直通)

資料3 総務省所有無線機等の災害時における活用実績

貸出年月	災害・事故名	貸出機器
平成 7 年 3 月	阪神・淡路大震災	・携帯電話 400台 ・MCA無線機 300台 ・簡易無線機 300台 ・衛星携帯電話 9台 ・可搬型V S A T局 4台 計 1013台
平成 9 年 1 月	ナホトカ海難・流出油災害	・携帯電話 33台 ・MCA無線機 68台 ・簡易無線機 65台 計 166台
平成10年 8 月	新潟市等豪雨災害	・MCA無線機 10台
平成10年 8 月	東北南部、関東北部地域豪雨	・携帯電話 60台 ・簡易無線機 25台 ・衛星携帯電話 9台 計 94台
平成10年 9 月	高知市等豪雨	・携帯電話 38台 ・簡易無線機 60台 計 98台
平成10年10月	台風10号豪雨	・携帯電話 1台
平成12年 3 月	有珠山噴火災害	・簡易無線機 10台
平成12年 6 月	三宅島噴火災害	・衛星携帯電話 8台
平成12年 9 月	鳥取県西部地震	・衛星携帯電話 4台
平成16年10月	台風23号豪雨	・衛星携帯電話 17台
平成16年10月	新潟県中越地震	・MCA無線機 77台 ・簡易無線機 78台 ・衛星携帯電話 12台 計 167台
平成19年 7 月	新潟県中越沖地震	・簡易無線機 21台
平成23年 3 月	長野県北部地震	・簡易無線機 15台
平成23年 3 月	東日本大震災	・MCA無線機 220台 ・簡易無線機 1485台 ・衛星携帯電話 300台 計 2005台

平成24年 1月	鳥取県等大雪災害	・衛星携帯電話 15台
平成24年 2月	新潟県等大雪災害	・衛星携帯電話 36台
平成24年 6月	台風4号豪雨災害	・簡易無線機 30台 ・衛星携帯電話 18台 計 48台
平成24年 7月	奈良県等豪雨災害	・衛星携帯電話 7台
平成24年 7月	鳥取県等豪雨災害	・衛星携帯電話 8台
平成24年 8月	京都府等豪雨災害	・衛星携帯電話 6台
平成24年 8月	台風15号豪雨災害	・衛星携帯電話 8台
平成25年 7月	山形県等豪雨災害	・衛星携帯電話 5台
平成25年 9月	台風18号豪雨災害	・簡易無線機 5台
平成25年10月	台風26号豪雨災害	・簡易無線機 15台
平成26年 2月	関東甲信越地域豪雪災害	・簡易無線機 10台 ・衛星携帯電話 3台 計 13台
平成28年 4月	熊本地震	・MCA無線機 23台 ・簡易無線機 45台 ・衛星携帯電話 14台 計 82台
平成28年 9月	台風10号豪雨災害	・簡易無線機 10台 ・衛星携帯電話 17台 計 27台
平成28年10月	台風18号豪雨災害	・簡易無線機 4台 ・衛星携帯電話 2台 計 6台
平成28年10月	鳥取県中部地震	・衛星携帯電話 6台

資料4 訓練実施状況

訓練実施日 借受申請から搬入完了までの所要時間	訓練地	貸出・搬入機器
平成19年 2月14日 4時間45分(静岡県完了) 5時間50分(伊豆市完了)	静岡県伊豆市	静岡県 MCA無線機: 1台 伊豆市 MCA無線機: 5台 簡易無線機: 3台
平成19年12月20日 5時間43分(岡山县完了) 6時間27分(岡山市完了)	岡山县岡山市	岡山县 MCA無線機: 2台 岡山市 MCA無線機: 4台 簡易無線機: 4台
平成20年 2月20日 4時間9分(川口市完了) 4時間35分(埼玉県完了)	埼玉県川口市	埼玉県 MCA無線機: 1台 川口市 MCA無線機: 3台 簡易無線機: 3台
平成20年 6月27日 4時間26分(和歌山県完了) 5時間27分(有田市完了) 6時間5分(海南市完了)	和歌山県、海南市 及び有田市	和歌山県 MCA無線機: 2台 海南市 MCA無線機: 2台 簡易無線機: 2台 有田市 MCA無線機: 2台 簡易無線機: 2台
平成20年 9月 1日 4時間29分	大阪府岸和田市	大阪府 MCA無線機: 30台
平成21年 2月 5日 5時間35分	長野県佐久市	佐久市 MCA無線機: 2台

		簡易無線機： 2台
平成21年 8月31日 5時間45分(美馬市完了) 5時間32分(つるぎ町完了) 5時間55分(東みよし町完了)	徳島県美馬市、 つるぎ町及び 東みよし町	美馬市 簡易無線機： 2台 つるぎ町 簡易無線機： 5台 東みよし町 簡易無線機： 3台
平成21年 9月9日 9時間36分	沖縄県宮古島市	宮古島市 簡易無線機： 4台
平成21年11月12日 6時間40分	高知県高知市	高知県 MCA無線機： 10台 簡易無線機： 10台
平成22年10月16日 5時間49分	鳥取県米子市	鳥取県 簡易無線機： 10台
平成24年3月9日	静岡県西伊豆町	静岡県 衛星携帯電話： 1台
平成25年8月26日	鹿児島県天城町	天城町 衛星携帯電話： 1台
平成25年8月26日	兵庫県姫路市	姫路市 衛星携帯電話： 2台
平成25年8月27日	京都府京都市	京都市 簡易無線機： 6台 衛星携帯電話： 2台
平成25年9月5日	島根県隠岐の島町	隠岐の島町 簡易無線機： 5台 衛星携帯電話： 3台
平成25年9月1日	岐阜県	岐阜県 衛星携帯電話： 1台
平成25年9月1日	三重県	三重県 衛星携帯電話： 1台
平成25年10月21日	近江八幡市	滋賀県大津市消防局 簡易無線機： 10台
平成25年11月1日	大阪府堺市	堺市 簡易無線機： 10台
平成25年11月26日	愛知県	愛知県 MCA無線機： 1台 衛星携帯電話： 1台
平成25年11月27日	沖縄県	沖縄県 衛星携帯電話： 1台
平成26年6月6日	和歌山県	和歌山県 簡易無線機： 4台 衛星携帯電話： 3台
平成26年9月5日	宮古市	宮古市 簡易無線機： 10台 衛星携帯電話： 4台
平成26年10月16日	東温市	東温市 簡易無線機： 10台
平成26年10月22日	弘前市	青森県 MCA無線機： 3台 簡易無線機： 8台 衛星携帯電話： 1台
平成26年11月20日	名古屋市	愛知県 衛星携帯電話： 1台
平成27年1月8日	鹿児島県	鹿児島県 衛星携帯電話： 2台
平成27年4月16日	長島町	鹿児島県 衛星携帯電話： 1台

平成27年6月29日	芦屋市	芦屋市 簡易無線機：3台 衛星携帯電話：3台
平成27年8月26日	黒石市	青森県 簡易無線機：6台
平成27年8月26日	大村市	大村市 衛星携帯電話：3台
平成27年8月27日	京都市	京都市 簡易無線機：3台
平成27年8月30日	南阿蘇村	南阿蘇村 衛星携帯電話：4台
平成27年9月3日	北中城村	北中城村 MCA無線機：5台 簡易無線機：10台 衛星携帯電話：4台
平成27年10月18日	宇治市	京都府 簡易無線機：4台
平成27年10月28日	北上市	北上市 簡易無線機：6台
平成27年11月10日	大宜味村	大宜味村 衛星携帯電話：1台
平成27年11月14日	東大阪市	東大阪市 簡易無線機：4台 衛星携帯電話：4台
平成28年8月24日	青森県	青森県 簡易無線機：6台
平成28年8月5日	愛知県	愛知県 MCA無線機：2台
平成28年9月1日	竹富町	竹富町 衛星携帯電話：6台
平成28年10月10日	能代市	平成28年度緊急消防援助 隊ブロック訓練推進協議会 秋田実行委員会 簡易無線機：6台
平成28年10月21日	北海道伊達市	伊達市 MCA無線機：3台 衛星携帯電話：1台
平成28年11月12日	東大阪市	東大阪市 簡易無線機：4台
平成28年11月28日	秩父市	秩父市 簡易無線機：2台 MCA無線機：2台 衛星携帯電話：8台

資料5 地方公共団体等向け災害対策用移動通信機器貸出手順書

目次

第1章 地方公共団体等からの貸出要請に対する通信機器の貸出手順

第1 借受申請書の提出

- 1 様式1 記入事項
- 2 提出方法
- 3 提出先

第2 貸付承認

- 1 借受申請書の審査
- 2 貸付の承認
- 3 貸付の否認
- 4 通信機器搬入

第3 通信機器の引渡

- 1 通信機器の使用方法等の説明
- 2 借受書の受取
- 3 業務完了の報告

第4 通信機器の貸出に係る緊急的措置

- 1 借受申請書授受困難時
- 2 貸付承認通知書交付困難時

第5 貸出における注意事項

- 1 通信機器取扱上の注意
- 2 正常な使用過程において生じた故障
- 3 その他注意事項

第2章 通信機器の返却手順

第1 通信機器の返却

- 1 通信機器返却の申出
- 2 搬出手段

第3章 災害対策用移動通信機器の貸出の流れ

○災害対策用移動通信機器の貸出に係る様式

第1章 地方公共団体等からの貸出要請に対する通信機器の貸出手順

第1 借受申請書の提出

地方公共団体等は、災害時又は災害が発生するおそれがある時に、災害応急対策の実施に必要な通信手段の確保を図るため通信機器の貸付申請を受けようとする際、総合通信局等に貸出要請した上、借受申請書（様式1の最上段）を総合通信局等から入手し、提出する。

1 記入事項

(1) 借受申請書（様式1の最上段）

- ア 申請書提出年月日
- イ 通信機器を借受する地方公共団体において、通信機器の運用に権限を有する者の氏名
- ウ 前項イの者の印（私印でも可）

(2) 別記

- ア 申請者
- イ 申請台数
- ウ 使用場所（広範囲にわたる場合はその旨記入）
- エ 引渡場所及び返却場所
- オ 借受希望日

2 提出方法

提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール等による送付によること。

なお、借受申請書の提出を迅速に行うことが困難な場合、申請者は、最善の伝達手段で借受申請書の所定事項について総合通信局等に伝達し、後刻速やかに借受申請書を提出すること。

3 提出先

総合通信局等に提出すること。

第2 貸付承認

総合通信局等は、申請者から提出された借受申請書を受理した時は、当該書類を審査し、貸付の承認又は否認を申請者に通知する。

1 借受申請書の審査

総合通信局等は、申請者から提出された借受申請書又は電話等迅速な方法で伝達された所定事項及び次の各号の確認を行い、それらを総合的に判断し、貸出の承認又は否認を決定する。

- (1) 借受申請書の内容
- (2) 申請者の被災状況
- (3) 申請者以外からの貸出要請の有無
- (4) 貸出に際して支障となる二次災害、交通事情、その他災害に係る情報

2 貸付の承認

総合通信局等は、前項1の審査の結果、通信機器の貸付を承認することとした場合、申請者に速やかにその旨を連絡し、公印押印済の貸付承認通知書（様式1の中段）及び無線局運用証明書を交付する。

3 貸付の否認

前項1の審査の結果、総合通信局等は通信機器の貸付を承認しない場合には、速やかに申請者にその旨を連絡し、貸付否認通知書（様式2）により通知する。

第3 通信機器の引渡

契約業者は、総合通信局等から搬入の指示を受けた後、速やかに指定された場所に通信機器を搬入する。なお、契約業者は通信機器を搬入することが困難な場合、総合通信局等にその状況を報告する。総合通信局等は速やかに申請者にその旨を通知する。

また、指定された場所に通信機器を搬入した後、以下の手順で引き渡す。

1 通信機器の使用方法等の説明

契約業者は、申請者に相違ないことを確認した上で引き渡す。その際、総合通信局等から預かった貸付承認通知書及び無線局運用証明書を申請者に手交し、搬入した通信機器の使用方法及び様式1の別記に定める貸付条件を説明する。

2 借受書の受取

契約業者は、申請者から、前項1で手交した貸付承認通知書のコピーの借受書（様式1の最下段）に、署名及び捺印された借受書を受け取る。

3 業務完了の報告

契約業者は、前項1及び2が完了次第、総合通信局等にその旨を報告し、遅滞なく借受書を総合通信局等に送付する。

第4 通信機器の貸出に係る緊急的措置

通信機器の貸出に際し、緊急性が高くやむを得ないと認められる場合の緊急的措置は、次の各項により行うものとする。

1 借受申請書の授受が困難な時

借受申請書の授受を迅速に行うことが困難な場合には、申請者は電話等迅速な方法で所定事項を口頭により伝達する等の緊急的措置をとり、後刻速やかに借受申請書を書面で提出する。

2 貸付承認通知書の交付が困難な時

貸出要請があった申請者への貸付承認通知書の交付を迅速に行うことが困難な場合に

は、総合通信局等は電話等で承認の内容の通知を行う等の緊急的措置をとり、後刻速やかに貸付承認通知書を交付する。

第5 注意事項

1 通信機器取扱上の注意

借受者は、通信機器を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。

2 亡失又は損傷

通信機器を亡失又は損傷したとき、借受者はその旨及び理由についての報告書を総合通信局長等に提出し、その指示に従うこと。当該事故原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。

なお、借受者が注意を怠ったことにより、無線機を亡失又は損傷させた場合には、その損害を弁償すること。

第2章 通信機器の返却手順

第1 通信機器の返却

1 通信機器返却の申出

借受者は総合通信局等に返却の申出を行う。この申出を受け、総合通信局等は契約業者と連絡をとり、通信機器の返却日時を調整する。

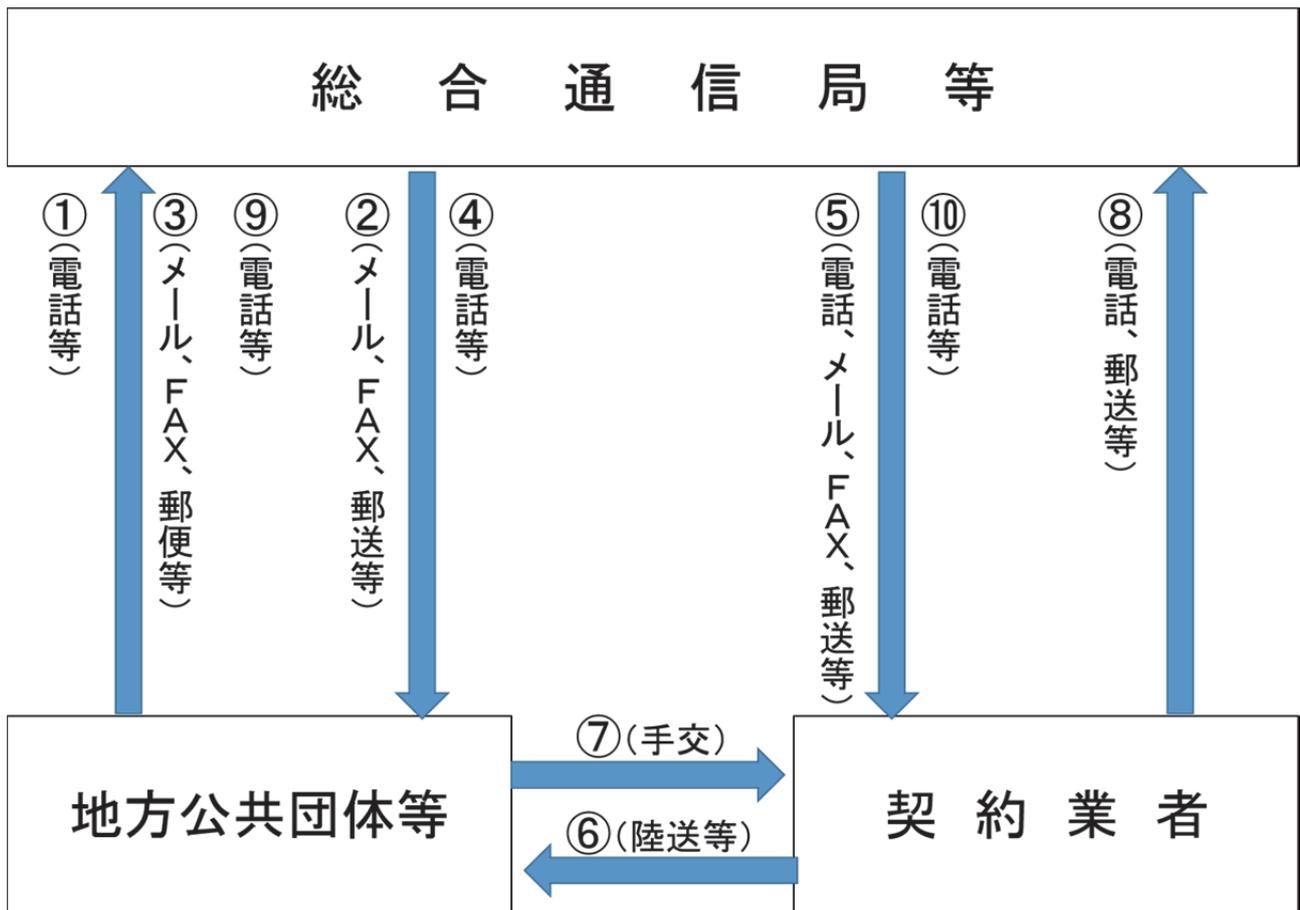
借受者は、返却の準備として、通信機器・付属品・梱包箱等を整理し、返却の前日までに借り受けた通信機器の台数と齟齬がないことを確認して総合通信局に連絡する。

2 返却手段

借受者は、手交や郵送等の手段で契約業者に通信機器を返却する。その際、返却に係る費用は請負者の負担とする。

3 返却後の確認

契約業者は、借受者から手交又は郵送等により受け取った通信機器・付属品・梱包箱等について、損傷や亡失がないか速やかに確認の上、返却を受け、総合通信局等に報告する。



<手順の流れ>

- ① 地方公共団体等から総合通信局等へ貸出し要請をする。
- ② 総合通信局等は地方公共団体等へ借受申請書様式を送付する。
- ③ 地方公共団体等において、借受申請書を作成（印は無線局運用権限者の私印でも可。）し、総合通信局等へ送付する。
- ④ 総合通信局等内での決裁後、地方公共団体等へ貸付内諾の連絡をする。
- ⑤ 総合通信局等から契約業者へ通信機器搬入を依頼し、貸付承認通知書及び無線局運用証明書を送付する。
- ⑥ 契約業者から地方公共団体等へ通信機器を搬入する。その際、無線局運用証明書を手交する。
- ⑦ 地方公共団体等は受取印（無線局運用権限者の私印でも可。）を捺印した借受書を契約業者へ手交する。
- ⑧ 契約業者は、総合通信局等へ搬入報告を行い、借受書を届ける。
- ⑨ 地方公共団体等は、総合通信局等へ機器返却の申し出をする。
- ⑩ 総合通信局等は、契約業者に機器搬出指示を行う。

借受申請書

当地における災害により一時的に増大する通信需要に対応し、重要な通信の円滑な実施を確保するために必要な体制を整備するため、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（以下、「令」という。）第三条第八号に基づく通信機器（又はそれに準じた取扱いを要する通信機器）の無償貸付を受けたいので申請します。

令第六条に規定の事項は、別記 1～5 のとおりです。

〇〇総合通信局長 殿
（沖縄総合通信事務所長 殿）

（通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の運用に権限を有する者）

平成 年 月 日

印※

※ 私印で可。公印の必要はありません。なお、自筆の場合は押印は不要です。

貸付承認通知書

平成 年 月 日付申請を承認する。
令第七条の規定に基づき、別記 2～6 及び 8 のとおり通知する。

殿

平成 年 月 日

〇〇総合通信局長
（沖縄総合通信事務所長 ） 印

借受書

平成 年 月 日付貸付承認に係る通信機器の引渡し及び使用方法の説明を受けました。

通信機器使用に際しては、別記 8 貸付条件に従います。

令第八条に規定の事項は、別記 2、4 及び 5 のとおりです。

〇〇総合通信局長 殿
（沖縄総合通信事務所長 殿）

（通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の運用に権限を有する者）

平成 年 月 日

印※

※ 私印で可。公印の必要はありません。なお、自筆の場合は押印は不要です。

別記

- 1 借受申請書提出時に、二重枠線内の1～5について記入してください。
- 2 借受書提出時に、「8 貸付条件」の10項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れてください。

1	申請者	氏名又は名称				
		住所				
2	申請台数	MCA	ショルダー型		台	
			ハンディー型		台	
		簡易無線				台
		衛星携帯電話（ ）				台
		その他（ ）				台
3	使用場所	(使用場所が指定できるときのみ記入してください。)				
4	引渡場所及び 返納場所					
5	貸付期間等	借受日	年 月 日			
		貸付期間	年 月 日 (原則、貸付から6ヶ月以内)			
6	使用目的	災害時における重要な通信の円滑な実施を確保するため。				
7	必要な理由	災害により一時的に増大する通信需要に対応するため。				
8	貸付条件					

<input type="checkbox"/> 1 通信機器の運用に当たっては、電波法及びこれに基づく命令に定めるところに従い、監督に服すること。 <input type="checkbox"/> 2 通信機器引渡し時に交付の「無線局運用証明書」を、通信機器を実際に操作する者に携行させること。 <input type="checkbox"/> 3 通信機器は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。 <input type="checkbox"/> 4 通信機器は、転貸し、又は担保に供しないこと。 <input type="checkbox"/> 5 通信機器は、貸付の目的以外の使用及び改造をしないこと。 <input type="checkbox"/> 6 通信機器について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外での使用をしないこと。 <input type="checkbox"/> 7 通信機器は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返却すること。 <input type="checkbox"/> 8 通信機器を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を総合通信局等の長に提出し、その指示に従うこと。当該事故原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。 なお、注意を怠り、無線機を亡失又は損傷させた場合、その損害を弁償させる場合がある。 <input type="checkbox"/> 9 総合通信局等の長は、通信機器について、随時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持、管理及び返却に関して必要な指示をする場合がある。 なお、通信機器は、借受人が貸付条件に違反したとき又は総合通信局等の長が特に必要と認めたときは、満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、総合通信局等の長の指示に従い速やかに返却すること。	
備	考

貸付否認通知書

平成 年 月 日付け申請について、下記理由により申請を否認する。

殿

平成 年 月 日
〇〇総合通信局長 印
(沖縄総合通信事務所長)

記

貸付けを承認できない理由

貸付けを承認できない理由

2 移動電源車の貸与

平成 23 年に発生した東日本大震災では、商用電源の枯渇により通信ができない状況が発生しました。このため、総務省では、非常時における電気通信設備の電源を確保すべく、平成 24 年度から一部の総合通信局に災害対策用移動電源車（以下「移動電源車」といいます。）を配備し、地方公共団体及び電気通信事業者等（以下「地方公共団体等」といいます。）へ貸与する体制を整備しています。

(1) 施策の概要

移動電源車（小型 7 台、中型 3 台）を全国 9 箇所^{*}の各総合通信局に配備し、地震等の災害が発生した際に、地方公共団体等からの要請により貸与し、初動期における被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行までの一連の活動に必要な通信の電源確保を図るものです（資料 1 参照）。なお、地方公共団体へは無償、電気通信事業者等へは有償で貸与します。

※：関東と沖縄を除く 9 箇所の総合通信局

(2) 要請と移動電源車搬入

災害が発生した際には、地方公共団体等から各総合通信局に移動電源車の貸出要請があれば、所定の申請書の内容に基づき、速やかに指定された場所へ移動電源車を搬入します。貸出要請の連絡先は資料 2 のとおりです。

(3) 災害発生を想定した訓練の実施

災害が発生した時に上記のような対応を円滑に行うためには、平時からの十分な準備や地方公共団体等との連携が必要であることから、総務省では、平常時の移動電源車の保守点検だけでなく、地震等の災害を想定した貸出に係る手続及び移動電源車の搬入に関する訓練を行っています。また、地方公共団体等からの要請に応じて、自治体で行われる防災訓練等にも参加しています。

(4) 貸出の手順について

貸出手順は、資料 3 のとおり。

資料 1



資料2 移動電源車に係る貸出要請連絡先一覧

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課安全・信頼性対策室 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 TEL 03-5253-5858	
【北海道地方】	北海道総合通信局防災対策推進室 〒060-8795 北海道札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎 TEL 011-709-2311 (内線 4671、4677)
【東北地方】	東北総合通信局総務部総務課 〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 TEL 022-221-0602
【関東地方】	関東総合通信局防災対策推進室 ※配備なし 〒102-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 TEL 03-6238-1790
【信越地方】	信越総合通信局総務部総務課 〒380-8795 長野県長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎 TEL 026-234-9963
【北陸地方】	北陸総合通信局総務部総務課財務室 〒920-8795 石川県金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎 TEL 076-233-4408
【東海地方】	東海総合通信局防災対策推進室 〒461-8795 愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館 TEL 052-971-9112
【近畿地方】	近畿総合通信局防災対策推進室 〒540-8795 大阪府大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 TEL 06-6942-8504
【中国地方】	中国総合通信局総務部総務課 〒730-8795 広島県広島市中区東白島町 19-36 TEL 082-222-3302
【四国地方】	四国総合通信局総務部総務課 〒790-8795 愛媛県松山市宮田町 8-5 TEL 089-936-5010
【九州地方】	九州総合通信局防災対策推進室 〒860-8795 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 TEL 096-326-7334
【沖縄地方】	沖縄総合通信事務所総務課 ※配備なし 〒900-8795 沖縄県那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B-1 街区 5 階 TEL 098-865-2300

資料3 移動電源車貸出手順書

目次

第1章 移動電源車の貸出手順

第1 借受申請書の提出

- 1 記入事項
- 2 提出方法
- 3 提出先

第2 貸付承認

- 1 借受申請書の審査
- 2 貸付の承認
- 3 貸付の否認

第3 移動電源車の引渡

- 1 移動電源車の使用方法等の説明
- 2 借受書の受取

第4 移動電源車の貸出に係る緊急的措置

- 1 借受申請書授受困難時
- 2 貸付承認通知書交付困難時

第2章 移動電源車の返却手順

第1 移動電源車の返却

- 1 返却の申出
- 2 返却の確認

第3章 注意事項

- 第1 移動電源車の取扱い
- 第2 損傷又は亡失
- 第3 有償貸与

[参考]災害対策用移動電源車の貸出の流れ

第1章 移動電源車の貸出手順

第1 借受申請書の提出

地方公共団体等は、災害時又は災害が発生するおそれがある時に、災害応急対策の実施に必要な通信手段の電源確保を図るため移動電源車（付属品を含む。以下同じ。）の貸付申請を受けようとする際、総合通信局等に貸出要請した上、借受申請書（様式1）を入手し、提出する。

1 記入事項

(1) 借受申請書

ア 申請書提出年月日

イ 移動電源車を借受する地方公共団体等において、移動電源車の運用に権限を有する者の氏名

ウ 前項イの者の印（私印でも可）

(2) 別記

ア 申請者

イ 申請台数

ウ 使用場所（広範囲にわたる場合はその旨記入）

エ 借受期間

オ 引渡場所

2 提出方法

原則、書面の送付によること。

3 提出先

総合通信局等

第2 貸付承認

総合通信局等は、申請者から提出された借受申請書を受理した時は、当該書類を審査し、貸付の承認又は否認を申請者に通知する。

1 借受申請書の審査

総合通信局等は、申請者から提出された借受申請書又は電話等迅速な方法で報告された所定事項及び次の各号の確認を行い、それらを総合的に判断し貸出の承認又は否認を決定する。

(1) 借受申請書の内容

(2) 申請者の被災状況

(3) 貸出に際して支障となる二次災害、交通事情、その他災害に係る情報

(4) 借受期間（1年を超えないものとし、必要最低限の期間とする。）

(5) 申請者以外からの貸出要請の有無

2 貸付の承認

前項1の審査の結果、移動電源車の貸付を承認することとした場合には、申請者に速やかにその旨を連絡し、貸付承認通知書（様式2）を交付する。

3 貸付の否認

前項1の審査の結果、総合通信局等は通信機器の貸付を承認しない場合には、申請者に速やかにその旨を連絡し、貸付否認通知書（様式4）を公布する。なお、申請者が通知書を不要とする場合には、その限りではない。

第3 移動電源車の引渡

総合通信局等（契約業者を含む。以下同じ。）は、借受者立会いのもと、以下の手順で引き渡す。

1 移動電源車の使用方法等の説明

総合通信局等は、借受者が申請者に相違ないことを確認し、引き渡す。その際、移動電源車の使用方法等を、貸与仕様書（別添1）及び災害対策要移動電源車の性能諸元（別添2）により説明する。

2 借受書の受取

契約業者は、申請者から、貸付承認通知書のコピーの借受書欄に、署名及び捺印された借受書を受け取る。

第4 移動電源車の貸出に係る緊急的措置

移動電源車の貸出に際し、緊急性が高くやむを得ないと認められる場合の緊急的措置は、次の各項により行うものとする。

1 借受申請書授受困難時

借受申請書の授受を迅速に行うことが困難な場合には、申請者は、電話等迅速な方法で所定事項を口頭により伝達する等の緊急的措置をとり、後刻速やかに借受申請書を書面で提出する。

2 貸付承認通知書交付困難時

貸出要請があった申請者への貸付承認通知書の交付を迅速に行うことが困難な場合には、総合通信局等は、電話等で承認の内容の通知を行う等の緊急的措置をとり、後刻速やかに貸付承認通知書を交付する。

第2章 移動電源車の返却手順

第1 移動電源車の返却

1 返却の申出

借受者は、総合通信局等が指示する返却場所において、総合通信局等が立ち会いのもと返却できる日程を調整する。

2 返却の確認

総合通信局等は、借受者の立会いのもと、移動電源車に損傷や亡失がないことを確認の上、返却を受ける。

第3章 注意事項

第1 移動電源車の取扱

借受者は、移動電源車を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。

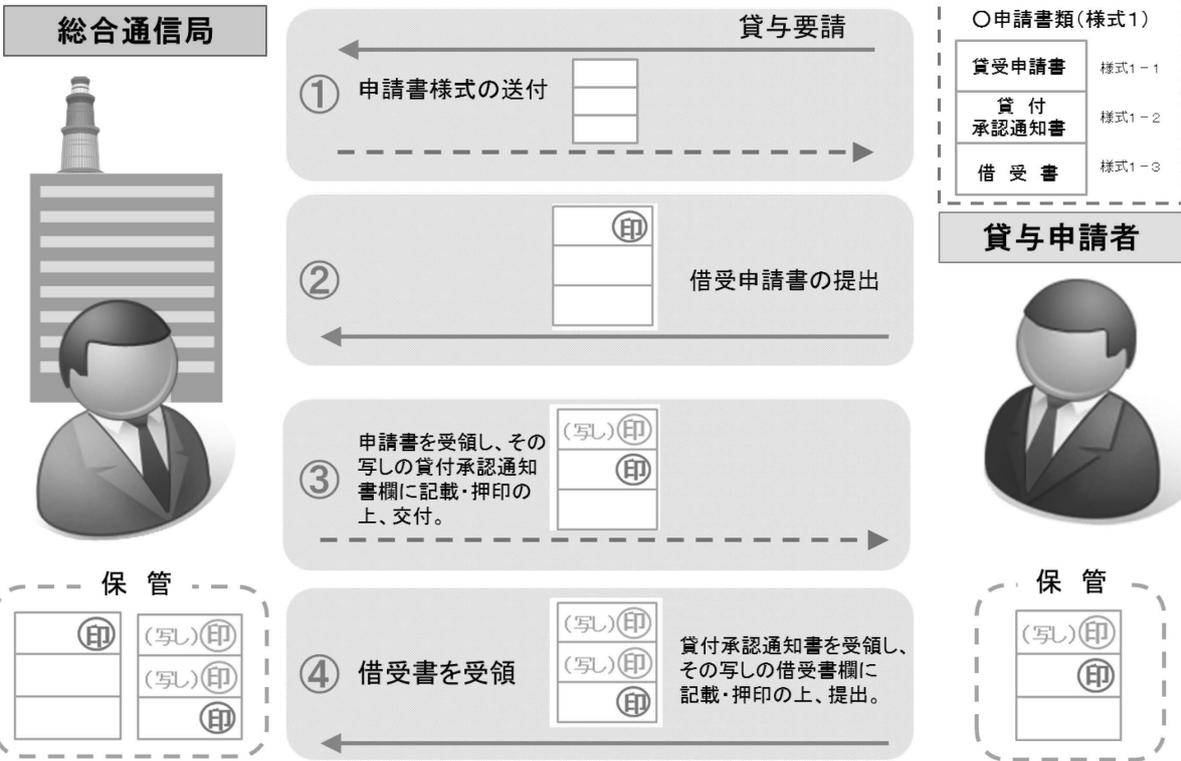
第2 損傷又は亡失

移動電源車を損傷又は亡失したとき、借受者はその旨及び理由についての報告書を総合通信局長等に提出し、その指示に従うこと。当該事故原因が災害又は盗難に係る場合には、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。借受者が注意を怠ったことにより移動電源車を損傷又は亡失させた場合及び第三者に損害を与えた場合には、その損害を弁償すること。

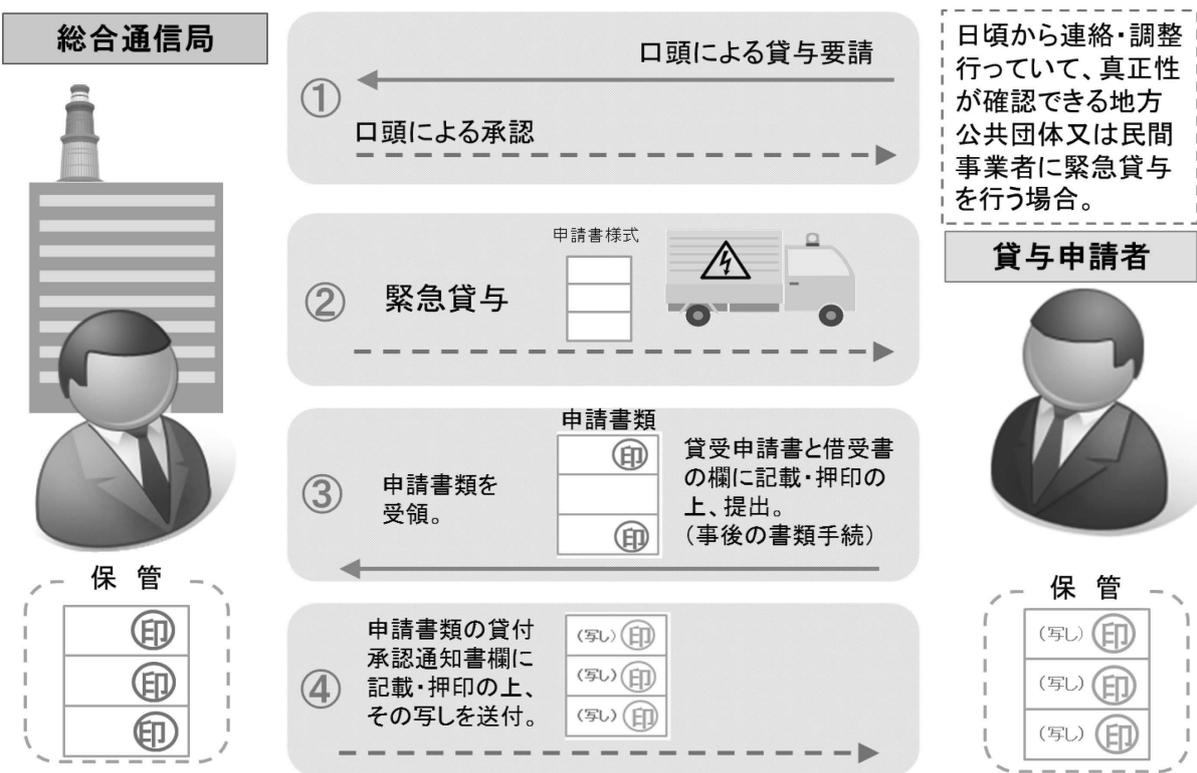
第3 有償貸付

民間事業者が借り受ける場合には、総合通信局は、借受申請書の審査の際、有償となる旨及び1日当たりの有償貸与料金を申請者へ説明する。申請者は、1日当たりの有償貸与料金から算出した料金を前納する。なお、年度をまたぐ有償貸付の場合には、年度末日をもって一度貸付・返却手続を完了させ、年度初めの日に改めて貸付手続を行う。

通常貸与の場合における申請書面のやり取り



緊急貸与の場合における申請書面のやり取り



様式 1

借 受 申 請 書

災害の発生に伴う電源供給の途絶により、通信の確保が困難な状況となったため、応急的に電源を確保する必要が生じたことから、災害対策用移動電源車の貸与を別記のとおり申請いたします。

総 務 省
〇〇総合通信局長 殿

(移動電源車の貸与を受ける団体において
運用の権限を有する者)

平成 年 月 日

印※

※ 私印で可。
自筆による署名の場合は押印不要。

様式 2

貸付承認通知書

平成 年 月 日付けの借受申請を別記のとおり承認する。

殿

平成 年 月 日

総 務 省

〇〇総合通信局長 印

様式 3

借 受 書

平成 年 月 日付けで貸与を承認された移動電源車の引渡し及び運用方法の説明を受けました。移動電源車の運用と取扱については、別記に記載された事項及び災害対策用移動電源車の貸与仕様書に従います。

総 務 省
〇〇総合通信局長 殿

(移動電源車の貸与を受ける団体において
運用に権限を有する者)

平成 年 月 日

印※

※ 私印で可。
自筆による署名の場合は押印不要。

別記

借受申請書提出時に、以下について記入してください。

1	申請者 (法人の場合、その名称及び代表者名)	氏名又は 名称		
		住所		
2	申請台数	小型移動電源車 (5.5kVA)		台
		中型移動電源車 (100kVA)		台
3	使用目的及び必要とする理由	災害時における通信の確保等の用として、応急的に電源供給できる移動電源車が必要となるため。		
4	使用場所	※ 使用場所が指定できるときのみ記入ください。		
5	借受期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
6	引渡場所			
7	備考			

貸付否認通知書

平成 年 月 日

殿

総 務 省
〇〇総合通信局長 印

平成 年 月 日付申請について、下記理由により申請を否認する。

記

貸与を承認できない理由

以上

災害対策用移動電源車の貸与仕様書

災害対策用移動電源車（以下「移動電源車」という。）の借受者は、以下に掲げる各項に基づき、善良な管理者の注意をもって当該移動電源車の運用、管理を行わなければならない。

1 貸与の範囲

貸与する移動電源車の名称、台数、引渡し及び返却場所、使用目的及び貸与期間は、借受申請書別記のとおりとする。

2 移動電源車の引渡し

(1) 借受者は、移動電源車の引渡しを受けるときには、総合通信局職員（総合通信局の委託業者を含む。以下同じ。）立会いの下で当該移動電源車の整備状況を確認し、借受書と引換えに引渡しを受けるものとする。

(2) 借受者は、前項の借受書の写しを保管する。

3 貸与期間中の移動電源車の運用、管理等

借受者は、借り受けた移動電源車を運用、管理するにあたっては、次の各号に留意するものとする。

(1) 原則として、申請書の使用目的以外に使用しないこと。

(2) 移動電源車の性能維持に資するため、日常的な点検整備を行うこと。

(3) 電気事業法、道路交通法をはじめとする関係法令等を遵守すること。

(4) 移動電源車を転貸し（使用目的として掲げた災害応急活動の一環として他の者に利用させる場合を除く。）又は担保に供しないこと。

(5) 保険に加入するなど、不測の事故に備えること。

(6) 緊急走行（中型移動電源車に限る。）を行う際は、安全運転講習を受けた者が行うこと。

4 貸与期間の変更

借受者が移動電源車の貸与期間の延長を求めるときは、あらかじめ理由を付して総合通信局に申し出を行い、新たな貸与期間を定めなければならない。

5 総合通信局の指示

借受者は、移動電源車の運用、管理に関する総合通信局の指示に従わなければならない。

6 監査の実施等

(1) 借受者は、総合通信局から移動電源車の使用及び整備状況等に係る監査を求められたときは、直ちに応じなければならない。

なお、監査によって総合通信局から指摘された事項は、速やかに措置しなければならない。

(2) 借受者は、移動電源車の返却後においても、総合通信局から求めがあったときは関係書類の報告を行わなければならない。

7 移動電源車の返却

借受者は、次の場合には総合通信局が指示する場所に移動電源車を返却しなければならない。

(1) 貸与承認に係る貸与期間が満了するとき。

(2) 借受者が本仕様に規定する義務に著しく違反し、総合通信局から貸与承認が取消されたとき。

(3) 総合通信局の特別の事由によって移動電源車の返却を求められたとき。

8 移動電源車の返却確認

借受者が移動電源車を返却するときは、破損等がないことを相互に確認した上で返却完了とする。

9 有償貸与の料金請求

有償貸与の承認を受けた借受者は、総合通信局から貸与期間に応じて請求される料金を支払わなければならない。

10 借受者の負担

以下に掲げる費用等については、借受者の負担とする。ただし、借受者の負担とすることが適切でないと認められる特別の事情があるときはこの限りではない。

- (1) 移動電源車の引渡し（有償貸与の場合に限る。）及び返却に係る費用
- (2) 貸与期間中における移動電源車の運用に係る費用
- (3) 貸与期間中における移動電源車の性能維持に係る整備及び修理の費用

11 借受者の責任

- (1) 借受者が移動電源車を破損、亡失したときは、直ちに総合通信局へ報告し、速やかに詳細を記した報告書を提出すること。
- (2) (1) の責任が借受者によることが明らかなきときは、借受者の責任によって修理又は賠償すること。
- (3) 借受者が借り受けた移動電源車によって、第三者に損害を与えたときは、借受者の責任によって賠償すること。

12 その他

本仕様書の定めのない事項については、総合通信局と借受者の協議により対処するものとする。

以上

災害対策用移動電源車の性能諸元

	小型移動電源車（7台）		中型移動電源車（3台）
	6台	1台	
車両区分等	特種用途自動車		
	緊急通行車両		緊急自動車
車両イメージ			
ベース車両	エクストレイル （日産自動車）	ランドクルーザー （トヨタ自動車）	デュトロ（日野自動車）
製造者	株式会社 アイティエス21企画		株式会社 明電舎
1 主要な 対象設備等	小規模電気通信設備、放送用送受信設備等		携帯電話基地局など
	<ul style="list-style-type: none"> 電源の取り口は、一般的なコンセントタイプ 圧着端子コネクタも用意（エクストレイルのみ。） 		<ul style="list-style-type: none"> 主要な携帯電話キャリア3社の局舎へ給電可能（ドコモ、au、ソフトバンク） カムロックコネクタケーブルによる接続方式で、主要な変換コネクタケーブルを装備 変換コネクタは、5種類用意 <ul style="list-style-type: none"> ①DDK製D/MS3106 B 36-4P(ピコ) ②A 36-4S (ソケット) ③七星科学 NWPC-603-P26(メス) ④R-754-PM(オス) ⑤圧着端子 ※方端はカムロックコネクタ（オス）
2 発電性能			
(1) 定格出力	単相 5.5kVA		三相3線式 80kVA (50Hz)、100kVA (60Hz) 単相3線式 15kVA、単相2線式 1.5kVA
(2) 定格電圧	単相 100V		三相 210V 単相3線式 210V、単相2線式 105V (電圧変動) 一定負荷 5秒以内に±3%以内 負荷急変 ±30%以内
(3) 周波数	50Hz/60Hz 共用	60Hz 専用	50Hz / 60Hz 共用 (周波数変動) 一定負荷 8秒以内に±5.0%以内 負荷急変 +12/-15%以内

(4) 稼働時間 ※満タン時	36 時間程度 (1/2 負荷時)		10 時間程度 (1/2 負荷時) ※最大負荷で 6 時間
(5) 発電機燃料	ガソリン (車両タンク共用)	ガソリン (車両タンク共用)	軽油 (車両タンク共用)
(6) 種類	交流同期発電機 (HONDA 社製 EU55iS)	交流同期発電機 (Cummins 社製 ONAN 5500EFI)	交流同期発電機
(7) 騒音			車体から 1m の距離かつ高さ 1.5m で 75dB 以下
(8) 励磁方式			ブラシレス
(9) 調速方式			電子ガバナ
(10) その他	定格力率 80%以上	定格力率 80%以上	定格力率 80%以上、出力波形 正弦波 波形歪率 10%以下、 等価逆相電流耐力 15%以上
2 車両仕様			
(1) ベース車両	エクストレイル (日産)	ランドクルーザー (トヨタ)	デュトロ (日野自動車)
(2) 寸法等 ※概算値	全長 4,700mm 全幅 1,800mm 全高 1,900mm	全長 4,970mm 全幅 1,900mm 全高 2,100mm	全長 4,850mm 全幅 1,800mm 全高 2,400mm
(3) 車両総重量等 ※概算値	1,800kg (乗車定員 2 名)	2,600kg (乗車定員 2 名)	4,600kg (乗車定員 3 名)
(4) 車両燃料	ガソリン (発電機タンク共用)	ガソリン (発電機タンク共用)	軽油 (発電機タンク共用)
3 発電機制御盤			
(1) 操作等	発電機の起動及び 停止、計測器や故障 の表示	発電機の起動及び 停止、計測器や故障 の表示	発電機の起動及び停止、計測器や故障の表示
(2) 保護装置			油圧低下、水温上昇、過回転、過電圧、過電流、不足電圧、燃料油面低下の際に自動で処置
4 付属品			
(1) 車両用 付属品	発煙筒、停止表示 板、懐中電灯、カラーコーン、消火器、ロープ、自動車用標準工具、車両カバー	発煙筒、停止表示 板、懐中電灯、カラーコーン、消火器、ロープ、自動車用標準工具、車両カバー	スペアタイヤ、スタットレスタイヤ、タイヤチェーン、車輪止め、消火器、発煙筒、停止表示板、懐中電灯、カラーコーン、梯子、スコップ、スノーブレード、牽引ロープ、投光器、 車両用急速充電器、自動車標準工具、トランシーバー、可搬型発電機 2 台 (2kVA、5kVA)
(2) 発電機用 付属品	出力ケーブル 30m (4 式)、保守工具、 予備品 (ヒューズ、 ランプ)	出力ケーブル 30 m、保守工具、予 備品 (ヒューズ、 ランプ)、出力変 換ケーブル (丸形 端子、ワニ口端子)	出力ケーブル 40m、充電用ケーブル、接地用ケーブル、ケーブル収納袋、保守工具、予備品 (ヒューズ、ランプ、燃料携行缶)

第2章

非常通信関係規程

目 次

1 非常通信協議会関係規程	97
(1) 非常通信規約	97
(2) 非常通信運用細則	102
2 非常通信関係法令等(抜粋)	110
(1) 電波法	111
(2) 電波法施行規則	112
(3) 電気通信事業法	113
(4) 有線電気通信法	115
(5) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	116
(6) 災害対策基本法	119
(7) 災害対策基本法施行令	123
(8) 防災基本計画	123
(9) 大規模地震対策特別措置法	131
(10) 消防法	131
(11) 水防法	132
(12) 気象業務法	132
(13) 活動火山対策特別措置法	132
(14) 石油コンビナート等災害防止法	133
(15) 消防組織法	133
(16) 災害救助法	133
(17) 日本赤十字社法	133
(18) 自衛隊法	134
3 非常通信協議会の経緯	135

1 非常通信協議会関係規定

(1) 非常通信規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2条 非常通信の運用計画、実施及び訓練に関し電波法及びこれに基づく命令に規定がない事項については、この規約の定めるところによる。

第2章 非常通信協議会

(協議会の構成)

第3条 電波法第74条の2の規定に基づく総務大臣の要請によるほか、第1条の目的を達成するため、次に掲げる者のうち、非常通信に関係の深い者をもって非常通信協議会（以下、「協議会」という。）を構成する。

- 一 無線局の免許（承認）を受けた者
- 二 人命の救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序の維持に関する機関又は団体並びに生活関連機関
- 三 有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体

2 協議会は、中央、地方及び地区協議会とする。

(協議会の任務)

第4条 中央協議会は次の事項について協議又は要請を行う。

- 一 非常通信の運用計画及び実施に関する協議
- 二 非常通信の訓練計画及び実施に関する協議
- 三 非常通信についての調査研究に関する協議
- 四 非常通信の取扱要請
- 五 その他必要な事項に関する協議

2 地方協議会は、前項のうち当該地方に関係する事項について協議又は要請を行う。

3 地区協議会は、前二項のうち当該地区に関係する事項について協議又は要請を行う。

(協議会の開催)

第5条 協議会は毎年1回定期に開催する。

2 前項のほか、必要に応じ適宜に開催することができる。

(要請会議)

第5条の2 協議会は、その内部に要請会議を設置する。

2 要請会議は、協議会からの委任を受け、非常通信の取扱要請を行う。

(要請の対象)

第5条の3 非常通信の取扱要請は、次の場合を対象とする。

- 一 構成員等から非常通信の確保の協力を求められた場合
- 二 その他非常通信の取扱要請を行うことが必要な場合

(非常通信の取扱要請の手順)

第5条の4 非常通信の取扱要請は、次の手順により行う。

- 一 中央協議会は、その構成員に対し独自に又は他の協議会からの依頼により非常通信の取扱要請を行うことができる。
- 二 地方協議会は、その構成員に対し独自に又は他の協議会からの依頼により非常通信の取扱要請を行うことができる。
- 三 地区協議会は、他の協議会からの依頼又は地方協議会との協議により、その構成員に対し非常通信の取扱要請を行うことができる。ただし、協議が困難な場合は、地区協議会独自に行うことができる。

(要請への協力)

第5条の5 協議会及びその構成員から、非常通信の取扱要請を受けた構成員は、自己の責任においてこれに協力することとする。

(総務省との協議)

第6条 協議会は、第4条により決定した事項について、総務省と密接に連絡協議を行うものとする。

(協議会の名称等)

第7条 協議会の名称、所在地、結成区域及び第3条第1項の構成員は、別表に定める。

第3章 計画及び実施

(非常通信の計画)

第8条 非常通信計画は、既往の事実及び将来起こり得べき非常事態を考慮し、非常通信が円滑に行うことができるよう定めるものとする。

2 前項の計画を定めたとき、総務大臣に報告するものとする。

(非常通信の実施)

第9条 非常通信の実施は、前条の計画に基づいて行うものとする。

(内閣府との連絡の確保)

第10条 内閣府との間に非常通信の実施を必要とするときは、すべての構成員はその連絡の確保に協力しなければならない。

第4章 訓練

(訓練)

第11条 災害（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害を含む。）が発生した場合に、円滑な非常通信の実施が確保できるよう平素より第8条の計画に基づいて訓練を行わなければならない。

(訓練の実施)

第12条 訓練は、協議会の計画に基づいて、国及び地方公共団体等と連携した実践的通信訓練を実施するものとする。

第5章 表彰

(表彰)

第13条 協議会は、非常通信の実施及び協議会の運営に関し、特に功績のあった者に対して表彰を行うことができる。

(表彰の実施)

第14条 表彰の実施については、別に定める非常通信協議会表彰規則により行うこととする。

第6章 雑則

(細則)

第15条 協議会は、協議会の運営並びに非常通信の実施及び訓練に関し、必要な細則を定めることができる。

(規約の改廃)

第16条 この規約の改廃は、中央協議会でこれを行う。

附 則

この規約は昭和26年7月19日より実施する。

附 則

この規約は昭和53年3月17日より実施する。

附 則

この規約は平成元年3月14日より実施する。

附 則

この規約は平成5年4月9日より実施する。

附 則

この規約は平成7年4月1日から実施する。

附 則

この規約は平成7年4月11日から実施する。

附 則

この規約は平成8年4月9日から実施する。

附 則

この規約は平成11年4月28日から実施する。

附 則

この規約は平成13年4月23日から実施する。

附 則

この規約は平成15年4月24日から実施する。

附 則

この規約は平成16年4月23日から実施する。

附 則

この規約は平成16年9月17日から実施する。

附 則

この規約は平成19年3月20日から実施する。

附 則

この規約は平成21年2月24日から実施する。

附 則

この規約は平成22年2月24日から実施する。

協議会名称	所在地	結成区域	構成員
中央非常通信協議会	東京	全国	別記
地方非常通信協議会	総合通信局等所在地	総合通信局等の管轄区域	中央に準ずる (電力会社、新聞社等及び 都道府県、市町村を含む)
地区非常通信協議会	都道府県内所在地 (但し、地方協議会が地区 協議会の任務を行う場合 は、地区協議会の設置を 任意とする)	都道府県内 (但し、事情によっては、2 都府県以上をもって1結成 区域とし、その結成区域内 に適宜支部を設置すること ができる)	地方に準ずる (電力会社、新聞社等及び 都道府県、市町村を含む)

別記

総務省、内閣府、警察庁、消防庁、法務省、林野庁、水産庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、防衛省、一般財団法人移動無線センター、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、一般財団法人自治体衛星通信機構、スカパーJSAT株式会社、一般社団法人全国漁業無線協会、一般社団法人全国自動車無線連合会、全国消防長会、ソフトバンク株式会社、電気事業連合会、電源開発株式会社、西日本電信電話株式会社、一般社団法人日本アマチュア無線連盟、一般社団法人日本ガス協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本赤十字社、日本通運株式会社、日本電信電話株式会社、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、東日本電信電話株式会社、独立行政法人水資源機構

(2) 非常通信運用細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、非常通信規約（以下、「規約」という。）第15条の規定に基づき、非常通信の実施及び訓練に必要な事項を定めることを目的とする。

(無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等)

第2条 規約第8条に定める非常通信実施計画及び訓練計画に必要な無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等は、非常通信協議会（以下、「協議会」という。）構成員別に別冊にこれを掲げる。ただし、中央協議会会長が、特に必要がないと定めた場合は、その一部の記載を省略することができる。

2 地方協議会は、連絡の設定及び通信の疎通を円滑にするために統制局を設けることができる。

(非常通信系の構成)

第3条 非常通信系は、原則として次の順序より構成するものとする。

- 一 同一構成員内の通信系
- 二 異なる構成員相互間の通信系

(地方区及び地区非常通信系の構成)

第4条 総合通信局等の管轄区域内（以下「地方区」という。）の地区相互間の非常通信系の構成は、それぞれの地方協議会がこれを定めるものとする。

- 2 隣接地方区相互間の非常通信系の構成は、関係地方協議会で協議してこれを定めるものとする。
- 3 都道府県内の非常通信系の構成は、それぞれの地区協議会（地区協議会なき都道府県では、地方協議会）がこれを定めるものとする。

(移動する無線局の活用)

第5条 非常通信の実施に際しては、移動する無線局を活用するものとし、その運用については次の区別に従いその局の移動状況等を参酌してあらかじめ計画を立てておくものとする。

- 一 地方区内を移動範囲とするものについては、当該地方協議会
- 二 都道府県内を移動範囲とするものについては、当該地区協議会（地区協議会なき都道府県では地方協議会）
- 三 常置場所を中心に他の地区にまたがって一定の距離以内を移動範囲とするものについては、その常置場所を管轄する地区協議会（地区協議会なき都道府県は前号に同じ。）

第6条 移動する無線局が災害地（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害が発生した地域並びに住民の要避難地域及び避難先地域を含む。以下同じ。）又はその付近に移動している場合は、できる限り出勤して非常通報の疎通に協力するものとする。

(非常通報の内容)

第7条 非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準じるものとする。

- 一 人命の救助に関するもの
- 二 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- 三 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 四 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- 五 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の維持又は非常事態に伴う緊急措置

に関するもの

- 六 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 七 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 八 遭難者救護に関するもの
- 九 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 十 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 十一 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 十二 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事からの医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- 十三 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害を含む。以下同じ。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの

（非常通報の発信）

第8条 非常通報は、法令上許される範囲内において、構成員が自ら発受するほか、依頼に応じてこれを発受するものとし、頼信の場合は、「非常」の表示をして差し出すものとする。

第9条 非常通報の内容は、なるべく簡潔明瞭なものでなければならない。

（非常通信の実施）

第10条 構成員は、第7条に関係する者から非常通信の依頼のあったときはこれに応ずるものとする。ただし、電気通信役務の利用によって目的を達しうると認められる場合はこの限りではない。

（暴動の場合の非常通信の実施）

第11条 暴動（目的のいかんを問わず少なくとも一地方の安寧秩序を乱す程度、又は公共の静ひつを害する程度に多衆が結合して暴行脅迫を行うことをいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に非常通信を行うときは、特に慎重を期し、できる限り警察署、海上保安部署、又は検察庁と密接に連絡協議してこれを行うものとする。

（非常通信の協力）

第12条 構成員は、他の構成員から非常通信の疎通について協力を求められたときは、できる限りこれに応じなければならない。

第13条 非常通報は無料として取扱うものとする。ただし、電気通信役務の利用に係る費用（約款により無料となるものを除く。）及び別に通信の取扱いに関し補償を必要とする場合は、この限りでない。なお、費用の負担は、原則として依頼者が負担することとする。

第13条の2 構成員は、非常通報の配達に協力し、その配達上適宜の措置を講ずるものとする。

第2章 非常通信の運用

（非常通信の運用）

第14条 非常通信の運用は、無線局運用規則（以下、「運用規則」という。）などの関係規定によるほか、本章の定めたところによるものとする。

第15条 災害地にある無線局及びその他の通信施設は、非常通信を確保するため、法令上許される範囲内において最大限に運用するよう努めるものとする。

(使用周波数)

第16条 無線通信による連絡設定の場合において、A1A電波4,630KHzによるところが困難であるか、又はA1A電波4,630KHzの設備がないときは、通常通信波又は第18条に定めるものの中から選定した周波数によって行うものとする。

第17条 前条の規定にかかわらず、現用通信系による無線電信、無線電話の連絡設定は、通常通信波でこれを行うことができる。

第18条 非常通信に使用する無線局の周波数が、使用制限として昼間波又は夜間波に指定されている周波数であるときは、それぞれの使用制限内で使用するものとする。

(非常通信の予告)

第19条 非常事態発生のおそれがある場合は、その附近の構成員は、その通信の相手方に対し後刻非常通信を実施することがある旨を連絡し、実施の場合の連絡方法、連絡時刻等をあらかじめ協議しておくものとする。

第20条 削除

第21条 無線電信局において災害地にある無線局と連絡を必要とし、呼出しを行うも応答を得られないときは、自己の聴取する周波数を示して随時呼出しを行うものとする。

(非常通報の伝送順序等)

第22条 非常通報の形式、記載方法、伝送順序及び伝送方法は、次によるものとする。

一 形式

電報形式又は文書形式(通常の文書体で記載するもの。ファクシミリの場合も同じ。)とし、次の事項を記載するものとする。

- (1) 種類(ヒゼウ、欧文の場合はE X Z)
- (2) 字数(文書形式のものの場合を除く。また、電報形式のもので電話回線のみを経由することが明らかな場合は省略することができる。)
- (3) 発信局
- (4) 発信番号
- (5) 受付日
- (6) 受付時分
- (7) 名宛
- (8) 指定
- (9) 記事(又は局内心得)
- (10) 本文

二 記載方法

- (1) 受付時間は24時間制をもって記載するものとする。
- (2) 非常通報を中継する場合は、その記事に中継者名を順次付するものとする。
- (3) 受付日は、必要がある場合に限り、「ヒ」の文字とその次に日付けを表す数字とを記入するものとする。

三 伝送順序

一号に掲げる事項の順序によるものとする。

四 伝送方法

- (1) 電信の場合

伝送上の記号は、受付時分の次に区切点「 」を、指定の前には「ホホ」を、記事（又は局内心得）の前には「ウウ」を、本文の前には「ホレ」を、また、受付時分の数字は運用規則別表第1号3に定める数字の略体をもって伝送するものとする。

(2) 電話及びファクシミリの場合

1号に掲げる事項の伝送は、それぞれその区分を付して行うものとする。

(3) 伝送途中における形式の変更

非常通報の伝送途中において、必要があるときは、文書形式を電報形式に又は、電報形式を文書形式に変えて当該通報を伝送することができるものとする。

第23条 前条の規定にかかわらず、同一構成員内で行う非常通報の伝送順序及び伝送方法等は、適宜定めることができる。

第24条 非常通信実施中は、非常通報の疎通に全力を挙げるものとし、自己の業務通信に優先させるものとする。

2 通常の通報の通信中、非常通報を送信する必要を生じたときは、直ちにその通信を中止して非常通報を送信しなければならない。この場合には、「BKOSO」の符号を付して直ちに非常通報の送信を開始するものとする。

第3章 訓練通信

(訓練通信の種別及び訓練回数)

第25条 規約第12条に規定する訓練は、各個訓練及び総合訓練とする。

- 一 各個訓練とは、常用通信系による訓練及び同一構成員内又は異なる構成員相互間の新規連絡による訓練
- 二 総合訓練とは、地方若しくは地区ごとに構成員が参加して実施する訓練又は数地方区若しくは数地区と内閣府との間に行う訓練

2 前項の訓練回数は、第3条に規定するものについては中央協議会、第4条及び第6条に規定するものについてはそれぞれその地方又は地区協議会で適宜定めるものとする。

第26条 前条の訓練は、定期又は臨時に行うものとし、協議会ごとにあらかじめ訓練日時、訓練通信系統、訓練参加構成員、訓練要領を定めて実施するものとする。

第27条 協議会は、前2条の訓練実施計画を定めたときは、総務省及び必要と認める隣接の各協議会に連絡するものとする。

(訓練通信の聴取)

第28条 各無線局は、近接地方区、地区において訓練通信が行われるときは、自局の運用に支障がない限りなるべくこれを聴取し、空電、混信、受信感度等を記録し、非常通信の円滑な運用に資するものとする。

(通信の中止)

第29条 他の無線局が自局と同一周波数により訓練通信を実施しようとしているときは、特に急を要するもの以外は、その周波数による通信を一時中止して訓練通信の疎通の円滑を図らなければならない。

(訓練通信計画)

第30条 定期訓練の実施については、年間を通じて各時間ごとの感度、空中状態等が記録できるよう計画するものとする。

(訓練通信時間)

第31条 1回の訓練通信時間は、なるべく10分以内をもって終了するものとする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りでない。

第32条 削除

(訓練通信の模擬通報)

第33条 訓練通信は、原則として模擬通報によって行うものとし、頼信の場合は「訓練非常」なる表示をして差し出すものとする。

2 前項の模擬通報の記事(又は局内心得)及び本文の冒頭には「クンレン」と記載し、種類欄は空欄とするものとする。

(訓練通信終了後の通報)

第34条 訓練通信終了に際しては、空電、混信、受信感度その他参考となるべき事項を相互に通報するものとする。

(報告)

第35条 訓練通信終了後は、所属の協議会に対し、別紙の様式及び記入要領により報告するものとする。

2 協議会は、全国の報告事項を整理し、季節別、時間別による通信状態を把握して無線局による非常通信実施上に資するものとする。

第35条の2 非常通信の取扱要請を行った協議会は、速やかに中央協議会あて報告するものとする。

(周知)

第35条の3 非常通信の取扱要請を行った協議会は、非常通信の実施体制を確保している旨、関係機関等を通じ住民等に対して周知を図ることとする。

第36条 各協議会は、事務遂行の円滑を図るため、あらかじめ連絡の方法を定めておくものとする。

第37条 各協議会の役員名簿は、別冊にこれを掲げる。

附 則

この規則は昭和26年10月17日より実施する。

附 則

この規則は昭和53年3月17日より実施する。

附 則

この規則は平成元年3月14日より実施する。

附 則

この規則は平成6年4月13日から実施する。

附 則

この規則は平成7年4月1日から実施する。

附 則

この規則は平成7年4月11日から実施する。

附 則

この規則は平成13年4月23日から実施する。

附 則

この規則は平成15年4月24日から実施する。

附 則

この規則は平成16年9月17日から実施する。

附 則

この規則は平成22年2月24日から実施する。

非常通信協議会会長 殿

構成員名

非常通信訓練実施報告書

実施年月日		平成 年 月 日 ()					
往路通信	受信相手先	時刻	時 分				
		機関名					
		伝達方法	有線	無線	使送	その他	
		回線種別					
		伝達手段	音声	FAX	電信	映像	紙面
	送信相手先	時刻	時 分				
		機関名					
		伝達方法	有線	無線	使送	その他	
		回線種別					
		伝達手段	音声	FAX	電信	映像	紙面
復路通信	受信相手先	時刻	時 分				
		機関名					
		伝達方法	有線	無線	使送	その他	
		回線種別					
		伝達手段	音声	FAX	電信	映像	紙面
	送信相手先	時刻	時 分				
		機関名					
		伝達方法	有線	無線	使送	その他	
		回線種別					
		伝達手段	音声	FAX	電信	映像	紙面
予備電源使用							
伝搬路障害							
通報遅延理由							
所見							

記入要領

- 1 時刻については、24時間制で記入すること。
なお、受信の場合は「受信完了時刻」、送信の場合は「送信完了時刻」を記入すること。
- 2 機関名については、通信相手先名称を記入すること。
- 3 伝達方法については、選択したものに○印を記入すること。
- 4 回線種別については、次の中から選択して、略称を記入すること。
 - 中 防…中央防災無線(地上系)
 - 中 星…中央防災無線(衛星系)
 - 警 察…警察用通信回線
 - 消 防…消防防災無線(地上系)
 - 水 防…水防道路用無線
 - 海 保…海上保安用通信回線
 - 防 衛…防衛用通信回線
 - 電 力…電気事業用通信回線
 - 地 星…地域衛星通信ネットワーク
 - 県 防…都道府県防災行政無線(地上系)
 - 市 同…市町村防災行政無線(同報系)
 - 市 移…市町村防災行政無線(移動系)
 - 消 救…消防・救急無線
 - 地 域…地域防災無線
 - 相 互…防災相互通信用無線
 - C S…自営衛星通信回路
 - 専 用…電気通信事業者の専用回線
 - 孤 立…孤立防止用無線
 - 非 常…非常波(4, 630KHz)
 - 自 営…前記以外の自営の通信網
 - その他…その他の通信回線
- 5 伝達手段については、選択したものに○印を記入すること。
- 6 予備電源使用については、使用の有無を記入すること。
- 7 伝搬路障害については、訓練中に障害があった場合は、その内容を具体的に記入すること。
- 8 通報遅延理由については、遅延が発生した場合は、その内容を具体的に記入すること。
- 9 所見については、訓練参加に関する意見等を記入すること。

2 非常通信関係法令等（抜粋）

<非常通信に関する主な項目と関係法等>

- ① 非常（重要）通信
 - ・ 非常の場合の無線通信 …………… 電波法第 74 条
 - ・ 重要通信の確保 …………… 電気通信事業法第 8 条
 - ・ 非常事態における通信の確保 …… 有線電気通信法第 8 条

- ② 通知・通報・報告
 - ・ 国民に対する情報の提供 …………… 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 8 条、46 条、47 条及び 48 条
 - ・ 被害状況等の報告 …………… 災害対策基本法第 53 条
 - ・ 気象状況の通報 …………… 消防法第 22 条
 - ・ 洪水予報等 …………… 水防法第 10 条
 - ・ 予報及び警報 …………… 気象業務法第 15 条
 - ・ 火山現象に関する情報の伝達等 …… 活動火山対策特別措置法第 21 条
 - ・ 異常現象の通報義務 …………… 石油コンビナート等災害防止法第 23 条

- ③ 通信設備の利用
 - ・ 目的外使用の禁止等 …………… 電波法第 52 条
 - ・ 目的外通信等 …………… 電波法施行規則第 37 条
 - ・ 通信設備の設置に関する協力 …… 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 78 条
 - ・ 通信設備の優先利用等 …………… 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 156 条、災害対策基本法第 57 条、災害救助法第 28 条
 - ・ 水防通信 …………… 水防法第 27 条
 - ・ 警察通信施設の使用 …………… 消防組織法第 41 条
 - ・ 運送及び通信に関する便宜供与 …… 日本赤十字社法第 34 条
 - ・ 電気通信設備の利用等 …………… 自衛隊法第 104 条

- ④ 料金の減免
 - ・ 総務省令で定める基準 …………… 電気通信事業法第 19 条、第 20 条及び第 21 条

- ⑤ その他
 - ・ 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保等 …… 防災基本計画第 2 編第 2 章
 - ・ 災害時における通信計画等 …………… 防災基本計画第 15 編第 1 章、第 2 章

(1) 電波法(昭和25年法律第131号)

(無線局の開設)

第4条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

(後略)

(無線設備の操作)

第39条 第40条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者(義務船舶局等の無線設備であつて総務省令で定めるものの操作については、第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下この条において同じ。)以外の者は、無線局(アマチュア無線局を除く。以下この条において同じ。)の無線設備の操作の監督を行う者(以下「主任無線従事者」という。)として選任された者であつて第4項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作(簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。)を行つてはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

(後略)

(目的外使用の禁止等)

第52条 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項(特定地上基幹放送局については放送事項)の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

(中略)

四 非常通信(地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)

(後略)

第55条 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、第52条各号に掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

(混信等の防止)

第56条 無線局は、他の無線局又は電波天文業務(宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。)の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備(無線局のものを除く。)で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、第52条第1号から第4号までに掲げる通信については、この限りでない。

(後略)

(時計、業務書類等の備付け)

第60条 無線局には、正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。

(非常の場合の無線通信)

第74条 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

2 総務大臣が前項の規定により無線局に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

(非常の場合の通信体制の整備)

第74条の2 総務大臣は、前条第1項に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置

を講じておかなければならない。

- 2 総務大臣は、前項に規定する措置を講じようとするときは、免許人等の協力を求めることができる。

(報告等)

第80条 無線局の免許人等は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

- 一 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。

(後略)

(2) 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)

(具備すべき電波等)

第12条

(前略)

- 13 無線電信により非常通信を行う無線局は、なるべくA1A電波4,630kHzを送り、及び受けることができるものでなければならない。

(無線設備の操作の特例)

第33条の2 法第39条第1項ただし書の規定により、無線従事者の資格のない者が無線設備の操作を行うことができる場合は、次のとおりとする。

(中略)

- 二 非常通信業務を行う場合であつて、無線従事者を無線設備の操作に充てることができないとき、又は主任無線従事者を無線設備の操作の監督に充てることができないとき。

(後略)

(免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信)

第37条 次に掲げる通信は、法第52条第6号の通信とする。この場合において、第1号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第40条第1号及び第3号並びに第142条第1号の規定の適用を妨げない。

(中略)

二十五 法第74条第1項に規定する通信の訓練のために行なう通信

二十六 水防法第27条第2項の規定による通信

二十七 消防組織法第41条の規定に基づき行う通信

二十八 災害救助法(昭和22年法律第118号)第11条の規定による通信

二十九 気象業務法(昭和27年法律第165号)第15条の規定に基づき行う通信

三十 災害対策基本法第57条又は第79条(大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第20条又は第26条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通信

三十一 携帯局と陸上移動業務の無線局との間で行う通信であつて、地方公共団体が行う次に掲げる通信及び当該通信の訓練のために行う通信

(1) 消防組織法第1条の任務を遂行するために行う通信

(2) 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項の業務を遂行するために行う通信

(3) 災害対策基本法第2条第10号に掲げる計画の定めるところに従い防災上必要な業務を遂行するために行う通信(第26号から前号まで並びに(1)及び(2)に掲げる通信を除く。)

三十二 治安維持の業務をつかさどる行政機関の無線局相互間で行う治安維持に関し急を要する通信であつて、総務大臣が別に告示するもの

三十三 人命の救助又は人の生命、身体若しくは財産に重大な危害を及ぼす犯罪の捜査若しくはこれらの犯罪の現行犯人若しくは被疑者の逮捕に関し急を要する通信(他の電気通信

系統によつては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。)

(無線業務日誌)

第40条 法第60条に規定する無線業務日誌には、毎日次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長において特に必要がないと認めた場合は、記載の一部を省略することができる。

一 海上移動業務、航空移動業務若しくは無線標識業務を行う無線局(船舶局又は航空機局と交信しない無線局及び船上通信局を除く。)又は海上移動衛星業務若しくは航空移動衛星業務を行う無線局(航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものを除く。)

(中略)

(2) 通信のたびごとに次の事項(船舶局、航空機局、船舶地球局及び航空機地球局にあつては、遭難通信、緊急通信、安全通信その他無線局の運用上重要な通信に関するものに限る。)

(中略)

(七) 遭難通信、緊急通信、安全通信及び法第74条第1項に規定する通信の概要(遭難通信については、その全文)並びにこれに対する措置の内容

(中略)

二 基幹放送局

(7) 遭難通信、緊急通信、安全通信及び法第74条第1項に規定する通信を行つたときは、そのたびごとにその通信の概要及びこれに対する措置の内容

(中略)

三 非常局

(中略)

(2) 法第74条第1項に規定する通信の実施状況の詳細及びこれに対する措置の内容

(後略)

(報告)

第42条の3 免許人等は、法第80条各号の場合は、できる限りすみやかに、文書によつて、総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。この場合において、遭難通信及び緊急通信にあつては、当該通報を発信したとき又は遭難通信を率領したときに限り、安全通信にあつては、総務大臣が別に告示する簡易な手続きにより、当該通報の発信に関し、報告するものとする。

(3) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

(重要通信の確保)

第8条 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であつて総務省令で定めるものについても、同様とする。

2 前項の場合において、電気通信事業者は、必要があるときは、総務省令で定める基準に従い、電気通信業務の一部を停止することができる。

3 電気通信事業者は、第1項に規定する通信(以下「重要通信」という。)の円滑な実施を他の電気通信事業者と相互に連携を図りつつ確保するため、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、総務省令で定めるところにより、重要通信の優先的な取扱いについて取り決めることその他の必要な措置を講じなければならない。

(基礎的電気通信役務の契約約款)

第19条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件(第52条第1項又は第70条第1項第1号の規定により認

可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。) について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 総務大臣は、前項の規定により届け出た契約約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、基礎的電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

(中略)

五 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき。

(後略)

(指定電気通信役務の保障契約約款)

第20条 指定電気通信役務(第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件(第52条第1項又は第70条第1項第1号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第5項及び第25条第2項において同じ。)について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定電気通信役務であつて、基礎的電気通信役務である電気通信役務については、前項(第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は適用しない。

- 3 総務大臣は、第1項(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た契約約款(以下「保障契約約款」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該保障契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。

二 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき。

三 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

五 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき。

六 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。

- 4 第33条第1項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定の日以後最初に第1項の規定により総務大臣に届け出るべき契約約款については、同項中「その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とあるのは、「第33条第1項の規定により新たに指定をされた日から3月以内に、総務大臣に届け出なければならない。」とする。

- 5 指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該指定電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、保障契約約款に定める料金その他の提供条件によらなければ当該指定電気通信役務を提供してはならない。ただし、次項の規定により保障契約約款に定める当該指定電気通信役務の料金を減免する場合は、この限りでない。

- 6 指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、総務省令で定める基準に従い、保障契約約款に定める当該指定電気通信役務の料金を減免することができる。

(特定電気通信役務の料金)

第 21 条 総務大臣は、毎年少なくとも 1 回、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるもの（以下「特定電気通信役務」という。）に関する料金について、総務省令で定める特定電気通信役務の種別ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると思われる水準の料金を料金指数（電気通信役務の種別ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令で定める方法により算出される数値をいう。以下同じ。）により定め、その料金指数（以下「基準料金指数」という。）を、その適用の日の総務省令で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。

- 2 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後の料金の料金指数が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第 19 条第 1 項又は前条第 1 項（同条第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないこと。
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。
 - 三 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであること。
- 4 総務大臣は、基準料金指数の適用後において、当該基準料金指数が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指数が当該基準料金指数を超えている場合は、当該基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。
- 5 第 33 条第 2 項に規定する第一種指定電気通信設備であつた電気通信設備を設置している電気通信事業者が当該電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（基礎的電気通信役務に限る。）に関する料金であつて同条第 1 項の規定による指定の解除の際現に第 2 項の規定により認可を受けているものは、第 19 条第 1 項の規定により届け出た契約約款に定める料金とみなす。
- 6 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、第 2 項の規定により認可を受けるべき料金については、同項の規定により認可を受けた料金によらなければ当該特定電気通信役務を提供してはならない。ただし、次項の規定により当該特定電気通信役務の料金を減免する場合は、この限りでない。
- 7 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、総務省令で定める基準に従い、第 2 項の規定により認可を受けた当該特定電気通信役務の料金を減免することができる。

(4) 有線電気通信法(昭和 28 年法律第 96 号)

(有線電気通信設備の届出)

第 3 条 有線電気通信設備を設置しようとする者は、次の事項を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の 2 週間前まで(工事を要しないときは、設置の日から 2 週間以内)に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 有線電気通信の方式の別
- 二 設備の設置の場所

三 設備の概要

- 2 前項の届出をする者は、その届出に係る有線電気通信設備が次に掲げる設備(総務省令で定めるものを除く。)に該当するものであるときは、同項各号の事項のほか、その使用の態様その他総務省令で定める事項を併せて届け出なければならない。
 - 一 2人以上の者が共同して設置するもの
 - 二 他人(電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。)を除く。)の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの
 - 三 他人の通信の用に供されるもの
- 3 有線電気通信設備を設置した者は、第1項各号の事項若しくは前項の届出に係る事項を変更しようとするとき、又は同項に規定する設備に該当しない設備をこれに該当するものに変更しようとするときは、変更の工事の開始の日の2週間前まで(工事を要しないときは、変更の日から2週間以内)に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 前3項の規定は、次の有線電気通信設備については、適用しない。
 - 一 電気通信事業法第44条第1項に規定する事業用電気通信設備
 - 二 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第1号に規定する放送を行うための有線電気通信設備(同法第133条第1項の規定による届出をした者が設置するもの及び前号に掲げるものを除く。)
 - 三 設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。以下同じ。)又は同一の建物内であるもの(第2項各号に掲げるもの(同項の総務省令で定めるものを除く。))を除く。)
 - 四 警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象業務、鉄道事業、軌道事業、電気事業、鉱業その他政令で定める業務を行う者が設置するもの(第2項各号に掲げるもの(同項の総務省令で定めるものを除く。))を除く。)
 - 五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定めるもの(非常事態における通信の確保)

- 第8条** 総務大臣は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、有線電気通信設備を設置した者に対し、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信を行い、又はこれらの通信を行うためその有線電気通信設備を他の者に使用させ、若しくはこれを他の有線電気通信設備に接続すべきことを命ずることができる。
- 2 総務大臣が前項の規定により有線電気通信設備を設置した者に通信を行い、又はその設備を他の者に使用させ、若しくは接続すべきことを命じたときは、国は、その通信又は接続に要した実費を弁償しなければならない。
 - 3 第1項の規定による処分については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることができない。

(5) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号)

(目的)

- 第1条** この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。)と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護

のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(国民に対する情報の提供)

第8条 国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、国民の保護のための措置に関し、国民に対し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならない。

2 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置に関する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努めなければならない。

(国の実施する国民の保護のための措置)

第10条 国は、対処基本方針及び第32条第1項の規定による国民の保護に関する基本指針に基づき、国民の保護のための措置に関し、次に掲げる措置を実施しなければならない。

一 警報の発令、避難措置の指示その他の住民の避難に関する措置

二 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

三 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示、生活関連等施設の安全確保に関する措置、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置、被災情報の公表その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

四 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置

五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）及び指定地方行政機関の長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第33条第1項の規定による指定行政機関の国民の保護に関する計画で定めるところにより、前項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

(都道府県の実施する国民の保護のための措置)

第11条 都道府県知事は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第34条第1項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

一 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置

二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

三 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

四 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置

五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 都道府県の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の都道府県の国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

3 都道府県の区域内の公共的団体は、対処基本方針が定められたときは、都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県知事等」という。）が実施する国民の保護のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項及び第2項の場合において、都道府県知事等は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

(市町村の実施する国民の保護のための措置)

第16条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、

第35条第1項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(後略)

(基本指針)

第32条 政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

(後略)

(都道府県の国民の保護に関する計画)

第34条 都道府県知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 二 都道府県が実施する第11条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

(後略)

(市町村の国民の保護に関する計画)

第35条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 二 市町村が実施する第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

(後略)

(訓練)

第42条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 地方公共団体の長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、当該地方公共団体の住民に対し、当該訓練への参加について協力を要請することができる。

(都道府県知事による警報の通知)

第46条 都道府県知事は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長、当該都道府県の他の執行機関、当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関その他の関係

機関に通知しなければならない。

(市町村長による警報の伝達等)

第47条 市町村長は、前条の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。

2 前項の場合において、市町村長は、サイレン、防災行政無線その他の手段を活用し、できる限り速やかに、同項の通知の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するよう努めなければならない。

3 都道府県警察は、市町村と協力し、第1項の通知の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努めなければならない。

(指定行政機関の長その他の者による警報の伝達)

第48条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第45条又は第46条の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、速やかに、その内容を学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設を管理する者に伝達するよう努めなければならない。

(通信設備の設置に関する協力)

第78条 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号の電気通信事業者をいう。第135条第2項及び第156条において同じ。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の臨時の設置について、都道府県知事が行う救援に対して必要な協力をするよう努めなければならない。

(運送、通信及び郵便等の確保)

第135条 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するため必要な措置を講じなければならない。

2 電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び国民の保護のための措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。

(後略)

(電気通信設備の優先利用等)

第156条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、国民の保護のための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(6) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

(目的)

第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(施策における防災上の配慮等)

第8条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを

問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(中略)

四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項

五 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項

六 災害の予報及び警報の改善に関する事項

(中略)

十六 被災者に対する的確な情報提供に関する事項

(後略)

(都道府県地域防災計画)

第40条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 都道府県地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

- 二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

- 三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

- 四 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の地域に係る防災に関し都道府県防災会議が必要と認める事項

(後略)

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

- 四 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要

と認める事項

(後略)

(防災訓練義務)

第48条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第1項の防災訓練に参加しなければならない。

4 災害予防責任者は、第1項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第49条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(災害応急対策及びその実施責任)

第50条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

二 消防、水防その他の応急措置に関する事項

三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

六 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

八 緊急輸送の確保に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならない。

(情報の収集及び伝達)

第51条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下「災害応急対策責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

(後略)

(被害状況等の報告)

第53条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県(都道府県に報告ができない場合にあっては、内閣総理大臣)に報告しなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しな

なければならない。

- 3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 4 指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 第1項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 6 市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第1項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 7 都道府県の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該都道府県が第2項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 8 内閣総理大臣は、第1項から第4項までの規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

(都道府県知事の通知等)

第55条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

(後略)

(通信設備の優先利用等)

第57条 前2条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

(通信設備の優先使用権)

第79条 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又

は有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(7) 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)

(被害状況等の報告)

第21条 法第53条第1項から第4項までに規定する災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の各号に掲げる事項について、内閣府令で定めるところにより、行なうものとする。

- 一 災害の原因
- 二 災害が発生した日時
- 三 災害が発生した場所又は地域
- 四 被害の程度
- 五 災害に対しとられた措置
- 六 その他必要な事項

(通信設備の優先利用等)

第22条 都道府県知事又は市町村長は、法第57条(法第六十一条の三において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくは次条に規定する事業活動を行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めるときは、あらかじめ電気通信役務を提供する者、有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第3条第4項第4号に掲げる者、放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者又は次条に規定する事業活動を行う者と協議して定めた手続により、これを行わなければならない。

(8) 防災基本計画(平成28年5月中央防災会議決定)

第1編 総則

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

(前略)

(1) 周到かつ十分な災害予防

○災害予防段階における施策の概要は以下の通りである。

(前略)

- ・災害に強い国づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

(後略)

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

(前略)

- ・災害発生の際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- ・発災直後においては被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

(後略)

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

○人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢

の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。

(中略)

- ・ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。このため、これらの施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(後略)

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第1節 災害に強い国づくり、まちづくり

○国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、災害に強い国づくり、まちづくりを行うものとする。

1 災害に強い国づくり

○国は、国土形成計画等の総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震、津波、風水害、火山災害、雪害等の各種災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。

(1) 主要交通・通信機能の強化

○国〔国土交通省、総務省等〕、公共機関〔鉄道事業者、高速道路事業者、空港事業者、電気通信事業者等〕及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については、代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。(後略)

2 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、災害に強い国土の形成を図るため、国土保全事業を総合的、計画的に推進するとともに、構造物、施設等の耐震性、耐浪性等安全性の確保に十分配慮するものとする。

○国及び地方公共団体は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

(後略)

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(前略)

2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

(中略)

○国、公共機関、地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は、災害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、市町村、都道府県、国その他防災機関及び事故災害においては関係事業者等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものとする。特に、被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合や、被災都道府県から国への被災状況の報告ができない場合を想定し、都道府県及び指定行政機関は、都道府県職員が被災市町村の情報収集のため被災地に赴く場合又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る被災都道府県の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。

○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収

- 集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- 国、公共機関及び地方公共団体は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。
 - 地方公共団体は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。
 - 国、公共機関及び地方公共団体は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。
 - 国〔内閣府等〕、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。
 - 国〔内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。
 - 国及び地方公共団体は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。
 - 国及び地方公共団体は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

(3) 通信手段の確保

- 国、地方公共団体、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。
- 国〔総務省等〕、地方公共団体等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。
- 国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。
 - ・無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。
 - ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。
 - ・画像等の大容量データの通信を可能とするため、国及び地方公共団体等のネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。
 - ・非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する

危険性が低い場所)への設置等を図ること。

- ・平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。
 - ・移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、国〔総務省〕と事前の調整を実施すること。
 - ・通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的を実施すること。
 - ・携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。
 - ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)、固定カメラ等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。
 - ・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。
 - ・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。
 - ・情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。
 - ・内閣府は、災害情報が官邸及び非常本部等(「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。)を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等による伝送路の確保に努めること。
- 電気通信事業者は、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。

(後略)

3 災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係

- 国及び地方公共団体は、災害発生中に、その拡大を防止することが可能な災害の拡大防止に資する体制の整備並びに資機材の備蓄を図るものとする。

(中略)

- ライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

(後略)

5 救助・救急、医療及び消火活動関係

- 国〔内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、海上保安庁、防衛省等〕、地方公共団体及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保を図るものとする。

(後略)

6 緊急輸送活動関係

- 地方公共団体は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設(道路、港湾、漁港、飛行場等)及び輸送拠点(トラックターミ

ナル、卸売市場等)・集積拠点について把握・点検するものとする。また、国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、(火山災害においては、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつ)、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

(後略)

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

(前略)

(3) 指定避難所

(前略)

○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(後略)

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動関係

(前略)

○市町村(都道府県)は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るものとする。

○国〔消防庁、気象庁、総務省等〕及び市町村(都道府県)は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート(災害情報共有システム)等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

○国、公共機関及び地方公共団体は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

○国及び市町村(都道府県)は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

○国、地方公共団体、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

○放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(中略)

○国及び地方公共団体は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

(後略)

8 物資の調達、供給活動関係

(前略)

○国〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、飲料水、医薬品、燃料等の生活必需品並びに通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。

(後略)

10 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 国における防災訓練の実施

○国は、公共機関、地方公共団体等との連携を強化するため、多数の機関が参画する枠組み(火山災害においては火山防災協議会等)の活用等により、広域に被害が及ぶ大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施するものとする。

- 国は、情報の収集、伝達訓練の充実を図るとともに、考えうるさまざまな被害を想定し、被災地方公共団体が国に対して行う各種の救援要請に関し機動力を生かして対応するための広域的な災害応急対策訓練や現地本部設置訓練など、より実践的な防災訓練を実施するものとする。
- (2) 地方における防災訓練の実施
 - 地方公共団体、公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。
 - 地方公共団体は、地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施するものとする。
- (3) 事故災害における防災訓練の実施
 - 国の機関、消防機関及び警察機関を始めとする地方公共団体並びに事業者は相互に連携した訓練を実施するものとする。
- (4) 実践的な訓練の実施と事後評価
 - 国、地方公共団体、公共機関及び事業者等が訓練を行うに当たっては、被害の想定（地震・津波災害の場合は規模を含む。火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
 - 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(後略)

第2章 災害応急対策

(前略)

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

- 地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や津波警報、雪害の規模等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、災害の規模や被害の程度に応じ、国、公共機関、地方公共団体等は、情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。
- (後略)
- 1 災害情報の収集・連絡
 - (1) 被害規模の早期把握のための活動
 - 国、地方公共団体等は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。
 - 国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、国土地理院、海上保安庁、林野庁等〕及び地方公共団体は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。
 - 国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、国土地理院、海上保安庁、林野庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。
 - 被害規模を早期に把握するため、警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を、消防庁及び地方公共団体は119番通報に係る状況等の情報を、国土交通省は水防団の活動や

状況報告に関する情報を、積極的に収集するものとする。

○国は、地理情報システム及び地震や津波等のモニタリングシステム等を利用し、被害規模を早期に評価するものとする。

(2) 事故情報等の連絡

○大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事業者は速やかに当該事業の安全規制等を担当する省庁（以下「安全規制等担当省庁」という。）に連絡するものとする。

○安全規制等担当省庁は、大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁等、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。

○都道府県は、安全規制等担当省庁から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡する。

（後略）

(4) 一般被害情報等の収集・連絡

○都道府県（市町村）は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に当該情報を連絡し、非常本部等の設置後は当該情報を非常本部等に連絡する。

○都道府県は、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。

○事故災害においては、事業者は、被害状況を、安全規制等担当省庁に連絡する。

○指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等（事故災害においては非常災害対策本部。以下同じ。）の設置後は、当該情報を非常本部等に連絡する。

○指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、必要に応じて、官邸〔内閣官房〕、内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は、当該情報を非常本部等に連絡する。また、通信手段の途絶等により都道府県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努めるものとする。

○官邸〔内閣官房〕、内閣府又は非常本部等は、必要に応じ、収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。

○官邸〔内閣官房〕、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関及び指定公共機関に連絡する。

○非常本部等は、収集した被害情報を都道府県（事故災害においては関係都道府県）に連絡する。

(5) 応急対策活動情報の連絡

○市町村は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を都道府県に連絡する。都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

○都道府県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。

○指定行政機関は、必要に応じ、自ら実施する応急対策の活動状況を官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡をするとともに、都道府県、公共機関に連絡する。

○事故災害においては、事業者は、安全規制等担当省庁に応急対策の活動状況、対策本

部設置状況等を連絡する。

- 官邸〔内閣官房〕、内閣府は、必要に応じ、収集した応急対策活動情報を、内閣総理大臣に報告する。
- 非常本部等は、必要に応じ、収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を、指定行政機関、指定公共機関、都道府県等に連絡する。
- 関係機関は、必要に応じ、応急対策活動情報に関して相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 通信手段の確保

- 国、公共機関、地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。このため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を現場に配置する。また、国〔総務省〕に直ちに連絡し、国〔総務省〕は通信の確保に必要な措置を講ずる。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。
- 国、地方公共団体及び電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。
- 電気通信事業者は、災害時において、国、地方公共団体等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。
- 国〔総務省〕は、通信システムの被災状況等を迅速に把握し、活用可能な通信システムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。
- 国、地方公共団体等は、災害時の無線局運用時において通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し、通信統制等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。

(後略)

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

- 災害発生後（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難所に受入れることにより、安全が確保されるまでの間あるいは住家の被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものでもある。さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

1 避難誘導の実施

(前略)

- 市町村は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(後略)

第7節 物品の調達、供給活動

(前略)

(3) 国による物資の調達、供給

(前略)

- 国〔総務省〕は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。

(後略)

【第2編各災害に共通する対策編第1章第6節は第3編地震災害対策編、第4編津波災害対策編、第5編風水害対策編、第6編火山災害対策編、第7編雪害対策編、第8編海上災害対策編、第9編航空災害対策編、第10編鉄道災害対策編第11編道路災害対策編、第12編原子力災害対策編、第13編危険物等災害対策編、第14編大規模な火事災害対策編及び第15編

(9) 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)

(地震予知情報の伝達等に関する災害対策基本法の準用)

第20条 災害対策基本法第51条第1項の規定は地震予知情報の伝達について、同法第52条の規定は警戒宣言が発せられた場合における防災に関する信号について、同法第55条から第57条までの規定は都道府県知事又は市町村長が警戒宣言が発せられたことを知った場合について準用する。この場合において、同法第51条中第1項中「、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）」とあるのは、「その他大規模地震対策特別措置法第2条第14号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と読み替えるものとする。

(地震防災応急対策及びその実施責任)

第21条 地震防災応急対策は、次の事項について行うものとする。

- 一 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- 四 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- 五 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- 六 緊急輸送の確保に関する事項
- 七 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(後略)

(地震防災応急対策に係る措置に関する災害対策基本法の準用)

第26条 災害対策基本法第58条、第60条、第61条、第61条の2（同法第63条第4項において準用する場合を含む。）、第63条第1項及び第2項、第67条、第68条、第74条第4条の3並びに第79条の規定は、警戒宣言が発せられた場合に準用する。この場合において、同法第58条中「災害応急対策責任者」とあるのは「大規模地震対策特別措置法第2条第14号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と、同法第60条第4項中「報告」とあるのは「報告し、及び管轄警察署長に通知」と読み替えるものとする。

- 2 災害対策基本法第72条第1項及び第3項の規定は、警戒宣言が発せられた場合に都道府県知事が市町村長に対して行う指示について準用する。
- 3 災害対策基本法第86条の規定は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため必要な国有財産等の貸付け又は使用について準用する。

(10) 消防法(昭和23年法律第186号)

第22条 気象庁長官、管区気象台長、沖縄気象台長、地方気象台長又は測候所長は、気象の状況が火災の予防火災上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。
- 3 市町村長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防火災上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。
- 4 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

(11) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)

(国の機関が行う洪水予報等)

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(水防通信)

第27条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号 に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(12) 気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)

第15条 気象庁は、第13条第 1 項、第14条第 1 項又は前条第 1 項から第 3 項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

2 前項の通知を受けた警察庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。

4 第 1 項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。

5 第 1 項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。

6 第 1 項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

(13) 活動火山対策特別措置法(昭和 48 年法律第 61 号)

(火山現象に関する情報の伝達等)

第21条 国は、火山現象に関する観測及び研究の成果に基づき、火山現象による災害から国民

の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を関係都道府県知事に通報しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係のある指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。）の長、指定地方公共機関（同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）、市町村長その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。
- 3 市町村長は、前項の通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をすることができる。

(14) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)

(異常現象の通報義務)

第23条 特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を消防署又は市町村長の指定する場所に通報しなければならない。

- 2 消防署長又は市町村長は、前項の通報を受けた場合には、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を石油コンビナート等防災本部、警察署、海上警備救難機関その他の関係機関に通報しなければならない。

(災害応急措置の概要等の報告)

第26条 特定地方行政機関(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第9条に規定する国の行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。以下同じ。)の長、都道府県知事、市町村長、特定事業者その他法令の規定により特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を実施する責任を有する者は、発生した災害の状況及びその実施した措置の概要について、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、石油コンビナート等防災本部に逐次報告しなければならない。

(15) 消防組織法(昭和22年法律第226号)

(警察通信施設の使用)

第41条 消防庁及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができる。

(16) 災害救助法(昭和22年法律第118号)

(通信設備の優先使用权)

第11条 内閣総理大臣、都道府県知事、第13条第1項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(17) 日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)

(運送及び通信に関する便宜供与)

第34条 鉄道事業者その他運送又は運送取扱を業とする者は、日本赤十字社が迅速かつ適正に救護業務を実施することができるように、救護員又は救護用の物資の運送に関し、便宜を与えるように努めなければならない。

2 総務大臣、電気通信事業者、又は基幹放送事業者（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者をいい、放送大学学園（放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）は、日本赤十字社が迅速かつ適正に救護業務を実施することができるように、救護業務に関する通信に関し、便宜を与えるように努めなければならない。

(18) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)

(電気通信設備の利用等)

第104条 防衛大臣は、第76条第1項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合には、緊急を要する通信を確保するため、総務大臣に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 総務大臣は、前項の要求があつたときは、その要求に沿うように適当な措置をとるものとする。

3 非常通信協議会の経緯

年	活動内容（総会開催等）	備考	
昭和 26 (1951)	○協議会設立 ○非常無線通信規約制定(26. 7. 19) ○非常無線通信運用細則制定(26. 10. 17)	電波法公布 (25. 5. 2)	
27 (1952)	○第1回総会開催（構成員18） 電波監理総局、電気通信省、運輸省、航空庁、建設省、法務府、国家地方警察本部、全国地方自治体警察長連合協議会、海上保安庁、水産庁、林野庁、国家消防庁、全国都市消防長連絡協議会、中央气象台、中央災害救助対策協議会、日本国有鉄道、全国水産電気通信協会、日本赤十字社		
28 (1953)	○第1回全国非常無線通信訓練(中止)		
30 (1955)	○非常無線通信用周波数移換 4, 630kHz の使用開始(従来は4, 200kHz)		
38 (1963)	○電源開発株式会社の加入（構成員19） 郵政省、運輸省、建設省、法務省、警察庁、海上保安庁、防衛庁、水産庁、林野庁、消防庁、気象庁、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本放送協会、全国漁業無線協会、日本アマチュア無線連盟、全国消防長会、日本赤十字社 ○A1 4630kHz の感度交換訓練を異免許人間で開始 (同波の取扱いの習熟を図るため実施し、以降、昭和56年度まで毎年実施)		
40 (1965)	○中央防災会議の加入（構成員20）		電波法改正 (40. 6. 2)
41 (1966)	○非常無線通信規約及び同運用細則の一部改正 (電波法第74条の2の条項の追加規程による改正)		
42 (1967)	○中央非常無線通信協議会会則制定(42. 3. 2)		
44 (1969)	○4630kHz 電信中心の訓練を電話中心の訓練に移行するに伴い、非常通報に文書形式を取り入れる。		
50 (1975)	○構成員名簿の「中央防災会議」を国土庁に改める		
52 (1977)	○非常無線通信規約等の改正委員会の設置 委員：建設省、警察庁、海上保安庁、消防庁、気象庁、国土庁、日本赤十字社、郵政省		
53 (1978)	○非常無線通信規約及び同運用細則の一部改正(53. 3. 17) (移動する無線局を活用するなどの施設面等の充実を図る)		
56 (1981)	○全国自動車無線連合会の加入（構成員21）		

年	活動内容（総会開催等）	備考
57 (1982)	○中央防災会議主催の総合防災訓練に非常無線通信協議会として初めて参加 ○中央非常無線通信協議会会則の一部改正(57.3.19) (常任幹事に関する規定を削除し協議会運営の能率化を図る)	鹿島コンビナート爆発 (57.3.31)
58 (1983)	○地区非常無線通信協議会への指導強化 鹿島コンビナート爆発事故を教訓とし地域防災関係団体等に対し地区非常協への加入、通信訓練充実等指導強化を図る ○日本通運株式会社の加入（構成員22）	防災相互無線局免許方針等策定 (58.2.24)
59 (1984)	○世田谷区内の電話障害に伴う緊急通報の確保の協力を依頼 (59.11.20)	世田谷洞道火災 (59.11.16)
60 (1985)	○非常無線通信協議会の改革に関する検討委員会の設置 委員：建設省、警察庁、海上保安庁、消防庁、気象庁、国土庁、NTT、日本アマチュア無線連盟、郵政省	
61 (1986)	○臨時総会開催(61.12.19) 参加者（東京都、関東非常協、中央非常協構成員）	伊豆大島大噴火 (61.11.15)
62 (1987)	○伊豆大島噴火災害対策に係る非常無線通信訓練実施 (62.2.10) 参加機関：海上保安庁、東京都、神奈川県、東京電力(株)、東海汽船(株)、全国漁業無線協会 ○水資源開発公団の加入（構成員23） ○非常無線通信協議会の改革の基本方針策定 ○構成員名簿の「日本国有鉄道」を「鉄道通信株式会社」に改める	
平成元 (1989)	○非常無線通信規約等の一部改正 ・組織体制：有線メディアの所有機関等の加入(構成員28) 日本CATV連盟、日本有線放送電話協会、日本高速通信(株)、日本テレコム(株)、第二電電(株) ・活動体制：要請会議を設置し、構成員に対し、非常無線通信体制の取扱い要請を行うことができることとした	

年	活動内容（総会開催等）	備考
2 (1990)	<p>○中央非常無線通信協議会会則の改正、中央非常無線通信協議会表彰規程の制定(分担金制度、表彰制度の導入) (2.3.15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分担金制度を導入し、非常協の活性化及び各協議会間相互の連携の強化を図る ・表彰制度を導入し、中央非常協において非常通信等に貢献のあった団体・個人に対し表彰を行う <p>○日本通信衛星(株) (後の(株)日本サテライトシステムズ)、宇宙通信(株)の加入 (構成員30)</p> <p>○第1回全国非常無線通信協議会実務担当者打合せ会の開催</p> <p>○国際電信電話株式会社の加入 (構成員31)</p>	
3 (1991)	<p>○雲仙普賢岳の火山活動に伴う要請会議の開催(3.6.4)</p> <p>雲仙岳の火山活動に対し、各構成員に対し、無線通信体制確保のための要請を行う</p>	<p>雲仙岳火砕流発生 (3.6.3)</p> <p>台風第17.18.19号 (3.9.12～28)</p>
4 (1992)	<p>○非常通信に関する検討委員会開催</p> <p>電気通信網の高度化・多様化の進展に伴い、より充実した非常通信体制の整備強化を図るため、非常無線通信の在り方、組織体制、活動体制等について検討を行う</p>	
5 (1993)	<p>○非常無線通信規約の一部改正(地方協所在地でも地区協の設置を認める)</p>	<p>北海道釧路沖地震 (5.1.15)</p> <p>北海道南西沖地震 (5.7.12)</p> <p>九州・鹿児島集中豪雨(5.8～9)</p>
6 (1994)	<p>○非常通信に関する検討委員会報告書「我が国におけるこれからの非常通信の在り方」が取りまとめられる</p>	
7 (1995)	<p>○臨時幹事会開催(7.2.23)</p> <p>兵庫県南部地震の教訓を踏まえ、今後の非常災害時の活動体制について検討</p> <p>○非常通信協議会と名称を変更 (7.4.1)</p> <p>○非常通信規約等の一部改正</p> <p>規約の目的に有線系を含めた非常時において用いられる必要な通信を追加、協議会の構成に生活関連機関を追加等</p> <p>○中央電力協議会及び(社)日本ガス協会の加入(構成員33)</p> <p>○第5回表彰で兵庫県南部地震等での功績者等を表彰 (7.5.25)</p> <p>○全国非常通信訓練を初めて年2回実施 (6月、11月)</p>	<p>兵庫県南部地震 (7.1.17)</p> <p>防災基本計画の改訂(7.7.18)</p>
8 (1996)	<p>○全国移動無線センター協議会、(社)日本民間放送連盟、日本移動通信(株)及びN T T移動通信網(株)の加入 (構成員37)</p>	

年	活動内容（総会開催等）	備考
10 (1998)	○非常通信リーダー研修を実施	
11 (1999)	○専門委員会を設置し、非常通信分野におけるコンピュータ西暦2000年問題対策などを調査・検討	東海村臨界事故 (11.9.30)
12 (2000)		有珠山噴火 (12.3.31) 三宅島噴火 (12.7.8) 東海地区集中豪雨 (12.9.8~12) 鳥取県西部地震 (12.10.6)
13 (2001)	○非常通信規約等の一部改正(13.4.23) 中央省庁再編等に伴う組織の見直し及び分担金制度を廃止	芸予地震 (13.3.24) 米国同時多発テロ (13.9.11)
14 (2002)	○非常時の通信確保の在り方に関する調査検討会の開催(14.11.29) 近年の通信技術の発達や通信機器の機能向上を踏まえ、現状にあった非常通信ルートの計画及び非常通信の円滑な実施の確保等について調査検討を行う	
15 (2003)	○ジェイフォン(株)(現ソフトバンクモバイル(株))の加入(構成員38)	宮城県沖地震 (15.5.26) 九州地区集中豪雨 (15.7.19~21) 宮城県北部地震 (15.7.26) 十勝沖地震及び苫小牧石油コンビナート火災 (15.9.26)
16 (2004)	○「非常時の通信確保の在り方に関する調査検討報告書」が要請会議の設置、地方通信ルートの確立等について取りまとめられる ○非常通信規約等の一部改正(16.9.17) 国民保護法の施行に伴い、災害も含めた幅広い事態に対応できるよう一部改正	新潟・福島豪雨 (16.7) 福井豪雨 (16.7.17~18) 新潟県中越地震 (16.10.23) スマトラ島沖大地震及びインド洋津波 (16.12.26)
17 (2005)	○国連防災世界会議への参加(17.1.18-22) 総合防災展に参加し、パネル等を用いて、非常通信協議会の紹介を行う	福岡県西方沖地震 (17.3.20) 宮城県西方沖地震 (17.8.22) 台風14号(17.9.5~8)

年	活動内容（総会開催等）	備考
18 (2006)	○中央非常通信協議会の施設見学会を警察庁にて開催 (18. 1. 17) ○中央非常通信協議会の施設見学会を東京電力(株)にて開催 (18. 11. 29)	平成18年豪雪 (17. 12~18. 2)
19 (2007)	○中央非常通信協議会の施設見学会を東京ガス(株)にて開催 (19. 11. 26)	能登半島地震 (19. 3. 25) 新潟県中越沖地震 (19. 7. 16)
20 (2008)	○中央非常通信協議会の施設見学会を東京消防庁にて開催 (20. 11. 27)	
21 (2009)	○中央非常通信協議会セミナーを東京湾臨海部基幹的広域拠点「有明の丘地区」にて開催 (21. 11. 10)	台風9号(21. 8. 9) 駿河湾地震 (21. 8. 11)
22 (2010)	○中央非常通信協議会セミナーを気象庁にて開催(22. 11. 17)	刊津波(22. 2. 28) 鹿児島県奄美地方 大雨(22. 10. 20)
23 (2011)	○東北地方太平洋沖地震の発生を受け、中央非常通信協議会において、非常通信ルートの活用状況等を電子メールにより審議(第1回: 23. 3. 29、第2回: 23. 4. 12、第3回: 23. 4. 25) ○中央非常通信協議会セミナーを東京湾臨海部基幹的広域防災拠点にて開催(23. 12. 2)	霧島山(新燃岳)噴火(23. 1) 東北地方太平洋沖地震(23. 3. 11)
24 (2012)	○中央非常通信協議会セミナーを東京都防災センターにて開催(22. 12. 7)	台風4号(24. 6. 19 ~24. 6. 22) 奈良県豪雨災害 (24. 7. 3) 台風15号(24. 8. 20 ~24. 8. 29)
25 (2013)	○中央非常通信協議会セミナーを東京ガス(株)にて開催 (26. 2. 10)	東北地方豪雨災害 (25. 7. 24) 台風18号(25. 9. 13 ~25. 9. 16) 豪雪災害(26. 2. 14 ~26. 2. 16)
26 (2014)	○中央非常通信協議会セミナーを警察庁にて開催(26. 12. 3)	御嶽山噴火 (26. 9. 27)
27 (2015)	○中央非常通信協議会セミナーを(株)NTTドコモにて開催 (27. 12. 9)	平成27年9月関東・東北豪雨 (27. 9. 9~27. 9. 11)
28 (2016)	○中央非常通信協議会セミナーを東日本旅客鉄道(株)にて開催 (27. 12. 9)	熊本地震(28. 4. 14) 台風10号(28. 8. 30) 鳥取県中部地震 (28. 10. 21)

地方非常通信協議会 連絡先一覧

協 議 会 名	事務局所在地
北海道地方非常通信協議会	北海道総合通信局 無線通信部 陸上課 〒060-8795 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 TEL(011)709-2311(内線4651) FAX(011)709-5541 http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/do-hijyokyo/
東北地方非常通信協議会	東北総合通信局 無線通信部 陸上課 〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 TEL(022)221-2566 FAX(022)221-0607
関東地方非常通信協議会	関東総合通信局 無線通信部 〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 TEL(03)6238-1771 FAX(03)6238-1769 http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/saigai/osirase/hijoukyou.u.html
信越地方非常通信協議会	信越総合通信局 無線通信部 陸上課 〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 TEL(026)234-9984 FAX(026)234-9977 http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/sbt/hijyokyo.html
北陸地方非常通信協議会	北陸総合通信局 無線通信部 陸上課 〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 TEL(076)233-4480 FAX(076)233-4434 http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/hijokyo/index.html
東海地方非常通信協議会	東海総合通信局 無線通信部 陸上課 〒461-8795 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 TEL(052)971-9197 FAX(052)971-3672 http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/musen/hijyoukyou/
近畿地方非常通信協議会	近畿総合通信局 無線通信部 陸上第二課 〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 TEL(06)6942-8557 FAX(06)6942-9014 http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/safety/hijyoukyou/index.html
中国地方非常通信協議会	中国総合通信局 防災対策推進室 〒730-8795 広島県広島市中区東白島町19-36 TEL(082)222-3398 FAX(082)502-0075 http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/link/hijo_tsushin_index.html
四国地方非常通信協議会	四国総合通信局 無線通信部 陸上課 〒790-8795 愛媛県松山市宮田町8-5 TEL(089)936-5066 FAX(089)936-5008 http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/hijoukyou/index.html
九州地方非常通信協議会	九州総合通信局 無線通信部 陸上課 〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2-10-1TEL(096)326-7951 FAX(096)326-4377 http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/link/hijokyo.html
沖縄地方非常通信協議会	沖縄総合通信事務所 無線通信課 〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区5階 TEL(098)865-2306 FAX(098)865-2321 http://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/musentuusin/okinawa_hijoukyo.html

非常通信確保のためのガイド・マニュアル

平成29年3月

編集：中央非常通信協議会事務局

(総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 重要無線室)

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL：03-5253-5888 FAX：03-5253-5889

URL <http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/hijyo/index.htm>

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。